

令和5年度主要な政策に係る評価書

政策 2 行政評価等による行政制度・運営の改善

政策 4 地域振興（地域力創造）

政策 9 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

政策 10 情報通信技術高度利活用の推進

政策 13 電波利用料財源による電波監視等の実施

政策 14 ICT分野における国際戦略の推進

※なお、本評価書の作成にあたっては、令和5年6月から8月にかけて開催された「令和5年度総務省の政策評価に関する有識者会議」等において、同会議の構成員等から評価書の内容等について御意見を伺った。

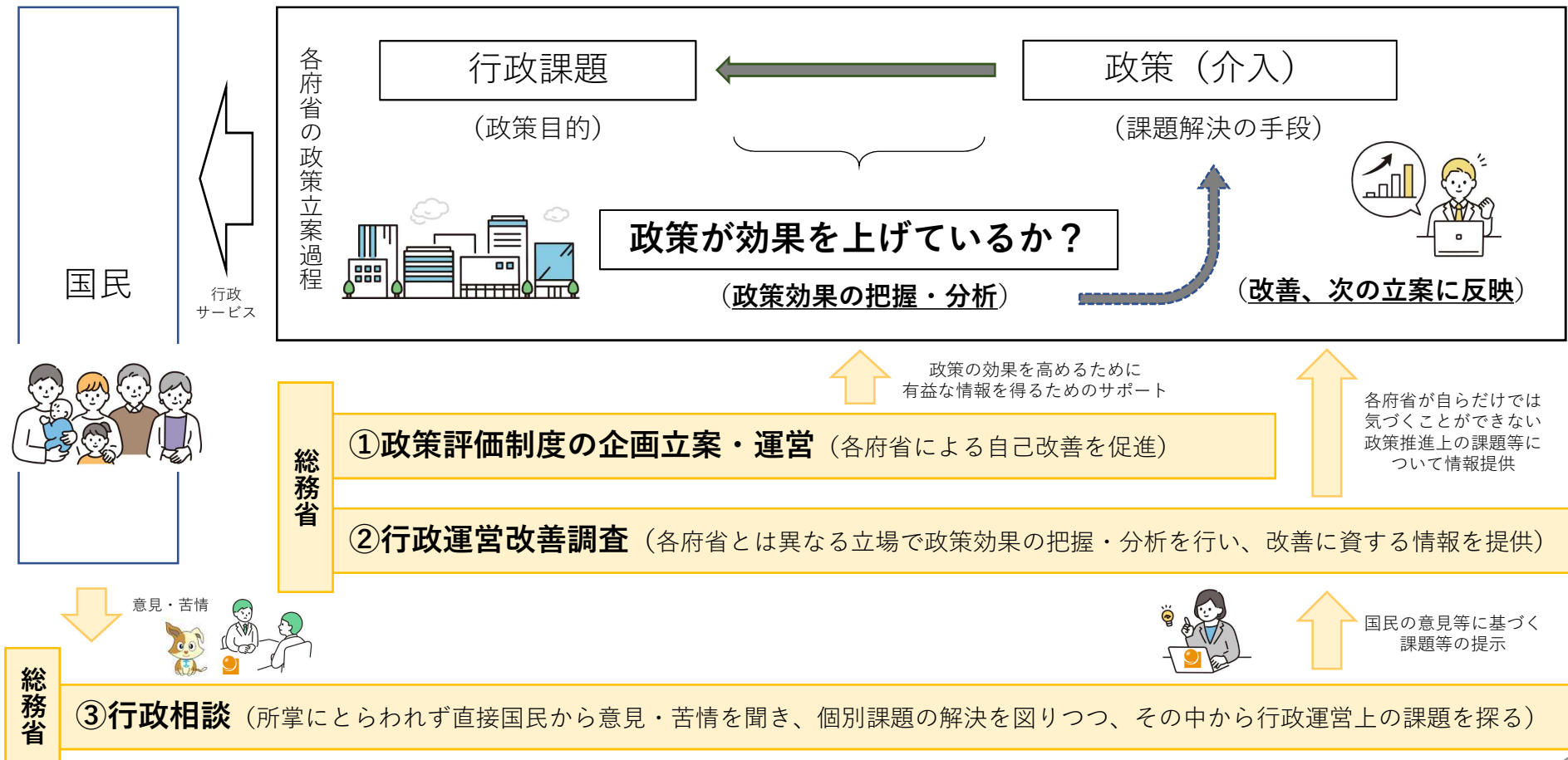
令和5年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策2：行政評価等による行政制度・運営の改善
担当部局・課室名	行政評価局 総務課、政策評価課、行政相談企画課
作成責任者名	行政評価局総務課長 渡邊 浩之
政策評価実施時期	令和5年9月

政策2：行政評価等による行政制度・運営の改善 ～行政評価局の機能と役割～

【行政評価局のミッション】

①政策評価制度、②行政運営改善調査、③行政相談の各機能を有機的に連携させ、政策効果の把握・分析等によって政策設計・運営上のボトルネックを発見し、その解消を図ることで各府省が自らの政策の効果を更に高め、政策を前に進める取組に貢献する。
また、これらの取組を通じて国民に対する説明責任を果たし、国民の行政に対する納得や信頼を高める。



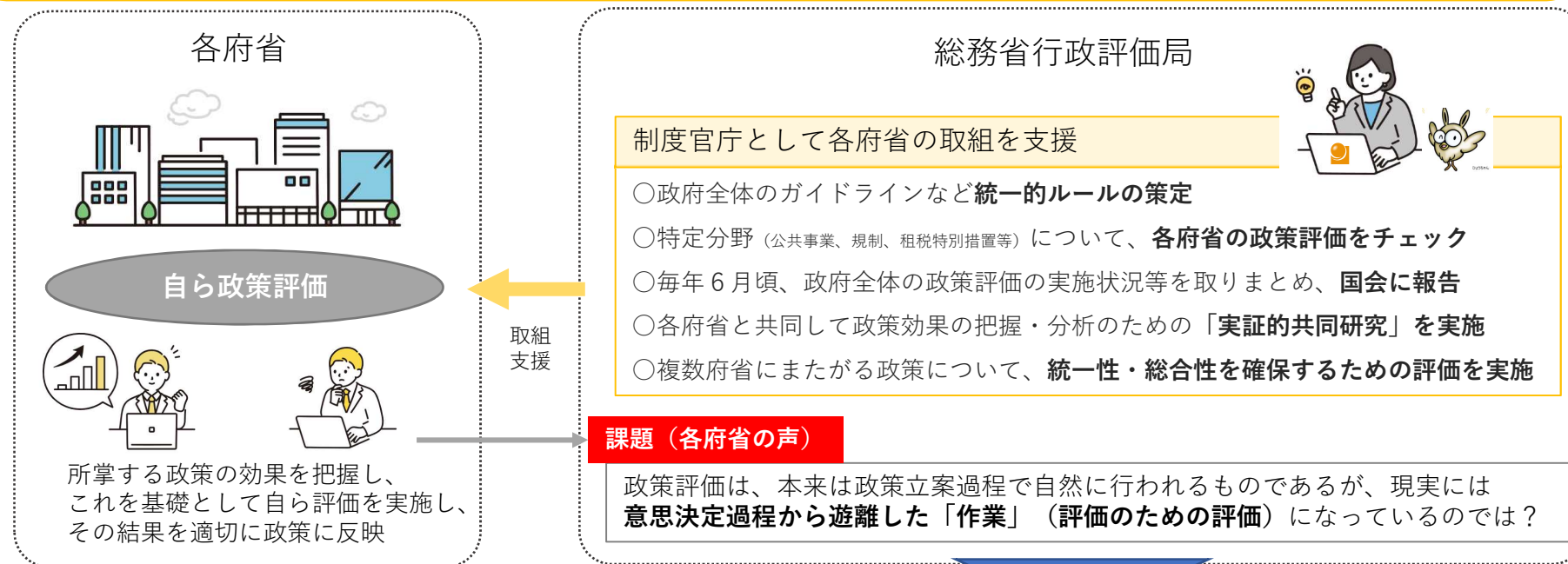
①政策評価の推進

第 I 部 政策の全体像

政策2：行政評価等による行政制度・運営の改善

① 政策評価の推進（制度概要）

- 政策評価は、政策評価法(H14施行)に基づき、**各府省が自ら**政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組
- 行政評価局は、評価手法の改善や知見を随時整理・共有し、データ利活用・人材育成支援等を含め、各府省の取組の継続的な改善を促進
- これまで、「政策評価」の定着を優先するために、画一的・統一的な制度運用に重きを置いてきたが、今後は本来の制度趣旨に立ち返り、**形式ではなく実質を重視し、各府省の意思決定に有益な情報を生み出すための前向きな挑戦を後押し**していく



令和4年度政策評価実施件数：2,355件

事前評価	1,001件	事後評価	1,354件
公共事業	546件	目標管理型	196件
規制	227件	未着手・未了	625件
研究開発	91件	完了後・終了時	431件
租特	88件	その他※	102件
ODA	42件		
一般分野	7件		

（※規制、租特、一般分野）

見直し

政策評価制度の見直し（R5年3月）

「評価のための評価」はやめ、「意思決定に使える評価」に変えるため、政策や意思決定方法に応じて作り方・使い方を柔軟に変えられるよう、**従来の画一的・統一的な制度運用を修正**

- 制度見直し(R5年3月)のコンセプトは、政策評価の取組が意思決定に有益な情報を生み出すようにすること
- このため、政府全体として①政策効果の把握・分析機能の強化、②意思決定過程での活用の促進に取り組む
- 行政評価局は、この取組の過程で各府省が直面する課題を丁寧に把握し、課題解決に向けた支援を行う

今後の取組

各府省



①政策効果の把握・分析
②意思決定過程での活用

制度見直しのポイント

- ・政策特性に応じた評価設計が可能に
(統一的な様式の廃止等)
- ・意思決定過程での評価関連作業の活用方法の柔軟化
(レビュー等との連携が容易に)

総務省行政評価局


アクティビティ

各府省が政策を前に進めるため、政策評価を活用できるようにする

- 各府省が政策効果の把握・分析等の取組に当たって直面した課題を把握


↓

- 当該課題の解決策の検討や支援
(想定される個別の課題例)
 - ・実務上実施可能な負担の軽い分析方法
 - ・事業単位で効果を測定することが困難な場合の政策評価の活用方法
 - ・政策目的に照らして適切な目標の設定の仕方
 - ・目標達成の度合いを測るために適切な指標の設定の仕方
- 行政評価局の課題解決能力を高めるための取組
 - ・国内外の効果検証に係る学术论文の収集・整理・提供（データベース化）
 - ・効果検証に関する実証的共同研究（各府省だけでなく地方公共団体にも拡大）
 - ・解決困難な個別課題を掘り下げて検討するための調査研究



効果の把握・分析方法

活動モニタリング指標	短期アウトカム	中期～長期アウトカム
<ul style="list-style-type: none"> ・各府省が実施する評価関連作業の取組の技術的・制度的課題の把握 (年間100件程度を当面の目安とし、件数が低い状態が続く場合は、各府省の課題を適切に把握できていない可能性があるため手段を見直す) ・DBに掲載した学术论文数 (参照数) ・実証的共同研究実施件数 ・調査研究実施件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的・制度的課題の解決件数 【目標：把握した課題の70%】 (100%とすると容易な課題を取り上げる誘因となりにかねないため) ⇒個別の課題については別途整理して公表予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家評価 【政策評価審議会における質の評価】 (技術的・制度的課題に対する制度官庁としての対応状況について、政策評価審議会による定性的な評価を実施し、取り組むべき課題を抽出する) ・ユーザー評価 【目標：各府省政策評価担当官会議の評価B以上】 (政策評価制度のユーザーである各府省担当者が、制度官庁から提供される支援に対する評価を行い、その中から取り組むべき課題を抽出する)
<p>活動モニタリング指標の状況</p> <p>(毎年度の状況と認識を記載)</p>		



1 評価の実施に関する基本的な方針

(1) 統一性・総合性確保評価（政策評価法第12条第1項）

政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施

E B P M（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価を充実・強化

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第12条第2項）

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を実施

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

- ・各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知、公表
- ・政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。

2 令和5年度から7年度までの3か年に実施する評価のテーマ

- ・令和5年度の実施テーマ：「不登校・ひきこもりのこども支援」（令和3年度から実施し、令和5年7月に公表）
- ・このほか、「生活エリアにおける交通安全対策」に係る調査の具体化の検討を含め、必要な情報収集を進めながら、国民生活や社会経済への影響が大きいものなどを中心に、政策評価審議会の議論を経て、随時決定

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表

①政策評価の推進

第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野

当面3年間、試行錯誤しながら実現を目指す目標

政策の質を高める、政策を前に進めるための政策形成・評価上の知見・ノウハウの言語化と蓄積・共有
(例：各政策の立案に要求される「エビデンスの水準」とは何かを明らかにする試み)

政策評価の課題 ⇒ 今どの段階にいて、これからどのように変わるのか

Step 1

政策の構造（効果発現経路）を整理する

- 政策の目的と手段間のロジックを明らかにしていく
(これは政策効果を測定するための前提条件)
- 効果の測定に関する知見・ノウハウの蓄積も必要
(政策目的に合った目標になっているか？
目標の進捗を表す指標はどういうものか？)

←今の
段階

Step 2

効果発現経路を辿って効果を測定する

- 個々の効果の測定結果（ある手段がどの程度効果を上げたか）
= 介入の効果に関する「エビデンス」
- これまで効果があると思って取り組んできた手段が、
①実は効果がなかった、②実は逆効果だった、③やっぱり効果があった・・・かを定量的に分析する
(※有効性の観点からの評価や調査で議論していることと発想は同じ。
今後、データ分析も論拠に加えていくイメージ)

分析手法を
検討中

Step 3

エビデンスを活用して政策を立案・改善する

- 政策手段を選択する際に、各手段の効果発現との因果関係に関する「エビデンス」を活用※し、政策の成功確率を高めることを目指す (※エビデンスから手段が自動的に導き出される訳ではない)
- ⇒ 政策の「効果」に着目して、意思決定が行われることが政策評価・EBPMが目指す価値
(※ただし、全ての政策効果を定量的に測定することは現実的ではなく、当面は有効性の観点から政策を立案・改善できれば十分)

課題へのアプローチ

- 各府省が実施する評価関連作業の取組を通じて課題を把握
- それらを基に、目標や指標の設定方法、具体的な分析方法、留意事項等を言語化し、政策評価審議会に諮った上で各府省に共有

【短期目標】

R5年度中に「政策効果の把握・分析のための政策形成・評価上の工夫に関する技術的ガイドライン」(仮称) Ver.1を公表

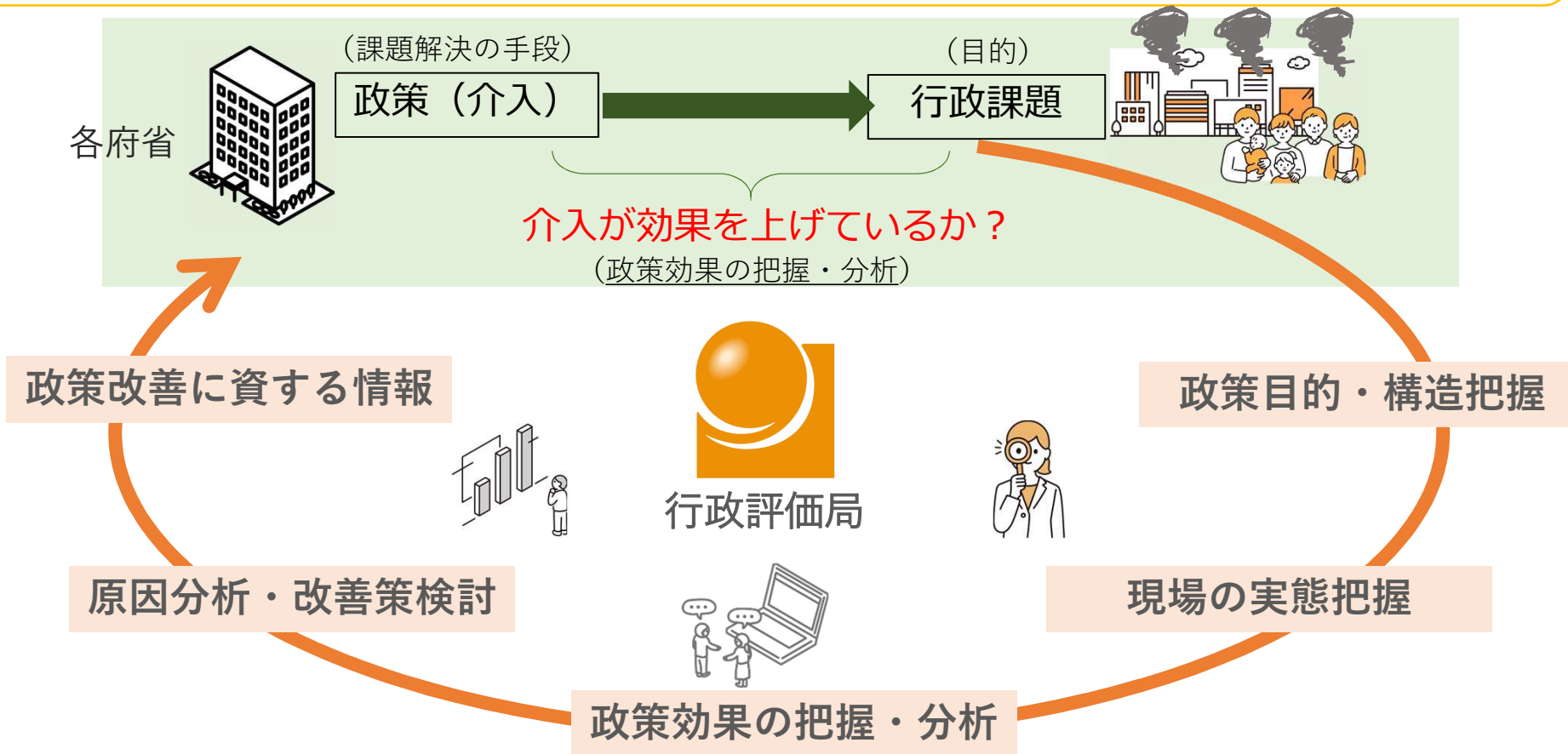
【中期目標】

「ガイドライン」を継続的に改定(毎年度取組状況を評価書上でフォローアップ。3年後をめぐり政策評価審議会において総括)

②行政運営改善調査

第 I 部 政策の全体像

○行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる主体である行政評価局が政策効果の把握・分析を行い、各府省自身では気づくことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示、各府省における政策改善、政策推進に資する情報を提供する取組



【各府省自身では気づかない課題の主な例】

1 行政課題が的確に捉えられていない
課題認識の誤り、新たな課題に未対応 等

2 政策の設計に不備がある
社会情勢の変化による現場実態との乖離 等

3 設計どおりに政策が動いていない
現場態勢の不備、認識・周知不足 等

1

行政課題は的確に捉えられているか

遺留金等に関する実態調査
(令和5年3月結果公表)

- 「引取人のない死亡人が残した遺留金等の処理」という既存制度では対応しきれない課題について、地方公共団体における遺留金等の処理や保管の実態を調査（遺留金等の保管額などの全国データを初めて把握）
- 市町村等が処理や保管に苦慮している状況を明らかにし、課題認識の必要性や負担軽減に向けた改善方を提案

2

政策の設計に不備はないか

農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視
(令和3年12月結果公表)

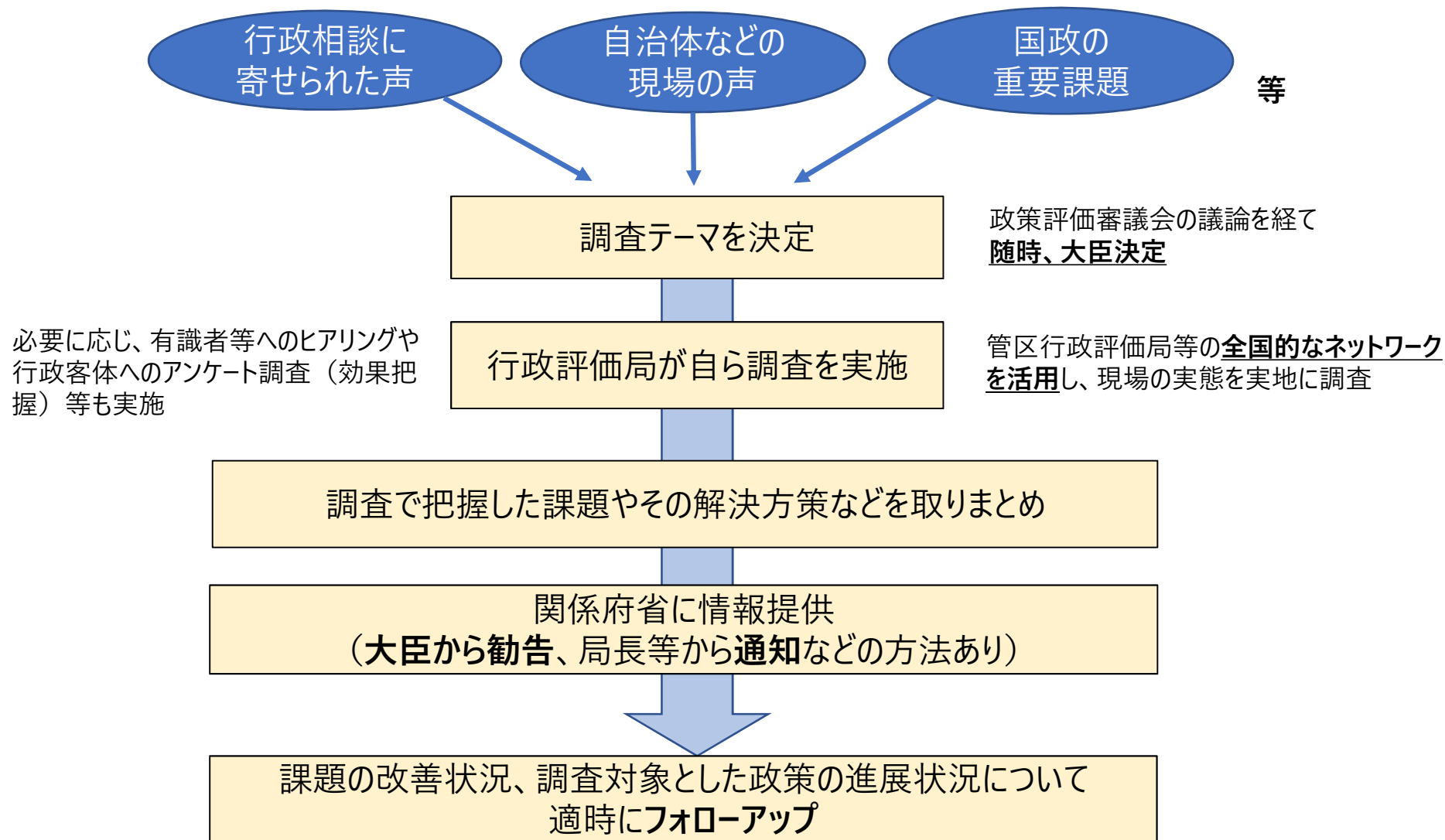
- 農地等の災害からの復旧工事が完了するまでのプロセスについて、地方公共団体の現場等を調査し、実態と比較
- 工事完了までの手続において、デジタル化が遅れているもの、形骸化しているものなど、国に対する協議が過度な負担となっているもの等、時代の変化に対応しておらず見直しが必要なものを把握し、プロセスの改善を提案

3

設計どおりに政策が動いているか

火山防災対策に関する行政評価・監視
(令和4年9月結果公表)

- 火山災害警戒地域に指定された市町村は、警戒地域内にあるホテル等で必要なものを「避難促進施設」として指定することが、避難促進施設では、避難訓練などに迅速・円滑な避難を行うための「避難確保計画」を作成することが、活動火山対策特措法で義務付け
- 実地調査では、避難促進施設の指定や避難確保計画の策定が低調な例あり。指定や策定を進めるため、市町村等への専門的な知識やノウハウの提供等の支援を提案



過去実施した調査 (結果公表年度別)

【令和 2 年度】

- 認知症高齢者等への地域支援 (早期対応)
- 学校における専門スタッフ等の活用
- 農道・林道の維持管理
- 産学官連携による地域活性化
- 消費者事故対策 (医業類似行為等による事故の対策)
- 要保護児童の社会的養護
- 学校施設の長寿命化計画の策定
- 「更生保護ボランティア」(保護司)
- 漁業・漁村地域の活性化 (浜の活力再生プラン)
- 死因究明等の推進
- 都道府県指定文化財 (美術工芸品) の保護・承継
- 地域住民の生活に身近な事業の存続・承継等

【令和 3 年度】

- 木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況
- 第 4 種踏切道の安全確保
- 農業分野における災害復旧の迅速化
- 建設残土対策
- 子育て支援 (産前・産後の支援)
- 地域公共交通の確保等
- 涉外戸籍事務の適正・円滑な処理 (外国人の婚姻届)
- 外来種対策の推進
- 災害廃棄物対策
- 自衛隊の災害派遣 (自然災害への対応)

【令和 4 年度】

- 自衛隊の災害派遣 (家畜伝染病への対応)
- 生活困窮者の自立支援対策
- 伝統工芸の地域資源としての活用
- 火山防災対策
- 外国人の日本語教育 (地域における日本語教育)
- 遺留金等

【令和 5 年度】

- 災害時の道路啓開
- 河川の陸圃の管理・運用
- 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動
- 不登校・ひきこもりのこども支援
- 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進

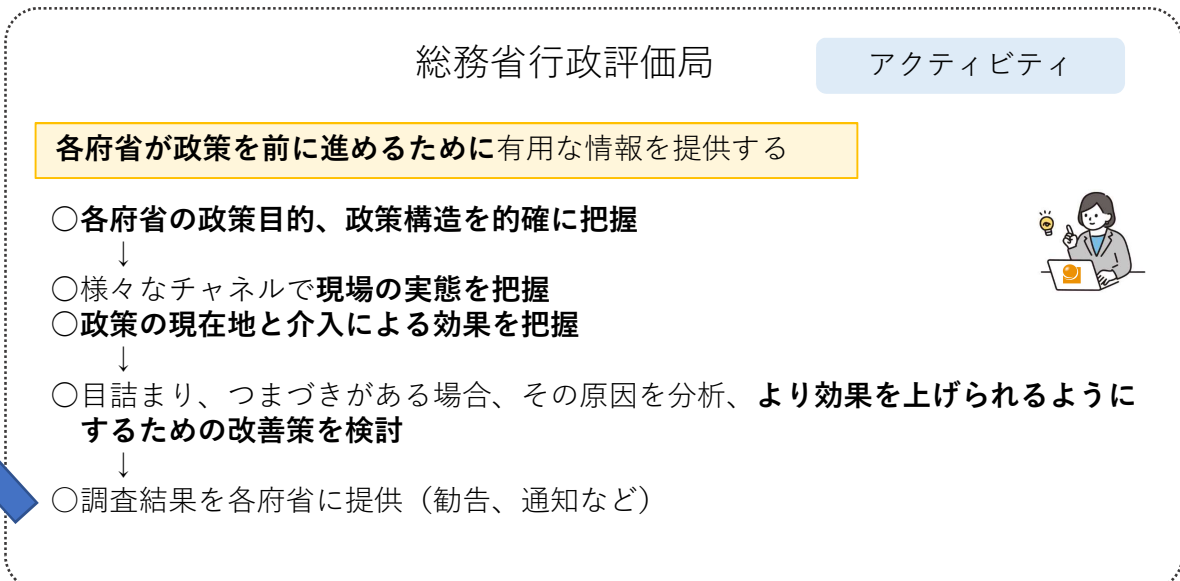
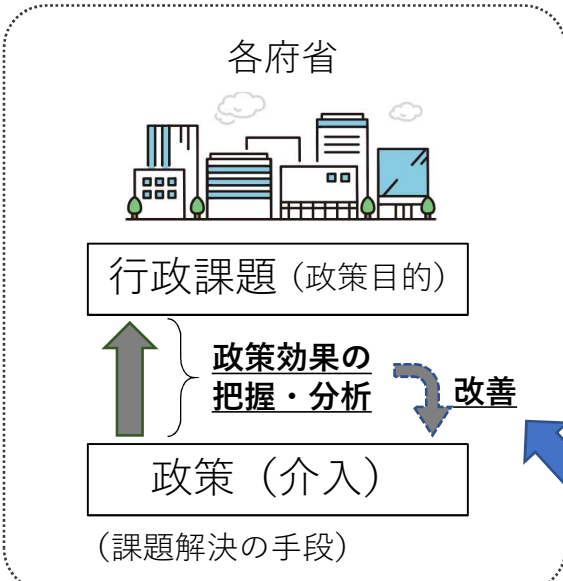
現在実施中の調査

- 墓地行政
- 地域における住民の防災意識の向上 (自然災害の伝承活動)
- ため池の防災減災対策
- 「ごみ屋敷」対策
- 医療的ケア児とその家族に対する支援
- 浄化槽行政
- 社会的養護に関する調査 (里親委託)
- 太陽光発電設備等の導入

(令和 5 年 9 月 1 日現在)

○これまでは、「自らが行った調査によって各府省の行動がどう変わったか」に関心が向き、「第三者的立場から、各府省の政策運営上の問題点の指摘を行うこと」に重きが置かれていたが、今後は、各府省の課題認識を共有した上で、**政策の効果に着目し、各府省の政策効果を上げる、政策を前に進めるために有益な情報を提供できるような調査**を実施していく

今後の取組



効果の把握・評価等

- 個別の調査の成果は、調査対象となる政策の効果（政策が改善され目的にいかに近づいたか）そのもの
 - このため、個別調査ごとに、**政策改善の結果として政策効果がどのように発現しているかを測定する指標を設定し、調査後のフォローアップにおいてこれを測定**
 - その測定結果も踏まえ、当該調査全体についての評価を行い、調査業務の改善方策を検討、調査の質の向上を図る
- ・フォローアップのための効果測定指標を設定
【目標：すべての調査で設定】
ただし、調査の性質によっては設定が困難なもの等あり。このため、柔軟に対応し、100%の目標により無理な指標設定となることを避ける
- ・フォローアップにより、調査対象とした政策の改善状況及び設定した指標に沿って政策効果を測定
- ・フォローアップ結果も踏まえ、調査業務を評価。改善方策を検討・実施し、調査の質の向上を図る
定量的な評価は困難だが、政策評価審議会において議論いただき、調査テーマの選定等に活用

- 個々の調査の評価結果を政策評価書として記録
- 業務の改善は継続的な創意工夫の積み重ねであり、評価書を蓄積していくことで、過去の試行錯誤の経緯を追えるようにしておく

〔フォローアップで整理するポイント〕

※ 現時点のイメージ。今後詳細を検討

【調査設計時に設定した効果測定指標とその測定結果】

【調査全体についての振り返り・評価】

- < 調査の各工程の状況、工夫した取組等 >
- < 政策効果の発現状況を踏まえた本調査の反省点等 >
- < 政策評価審議会における評価 >

【今後の調査業務の改善に向けた方策の検討結果】

調査業務の改善・調査の質の向上のための取組

（フォローアップ時に効率的に振り返りができるよう、調査の各段階において振り返りに必要な事項を適切に記録・保存）

②行政運営改善調査

第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野

行政運営改善調査の質の向上（調査の各段階における不断のブラッシュアップ）

課題認識

従来は、

- ・ 自らが行った調査によって、各府省の行動がどう変わったかに関心が向いていた
- ・ 各府省の政策運営上の問題点の指摘を行うことに重きが置かれていた

が、今後は、

- ・ 政策効果に着目し、各府省の課題認識を共有した上で、各府省の政策効果を上げる・政策を前に進めるための調査
- ・ 政策の効果を更に高め、政策推進上の困難を乗り越える観点から有益な情報を各府省に提供できるような調査を行うことが必要



取り組むこと

これを実現するためには、

- ① 政策構造認識（政策の目的と手段をつなぐ論理構造の把握・可視化）
 - ② 政策効果把握（政策効果を測定するための指標設定やデータ取得）
 - ③ データ分析・課題発掘（取得したデータの分析、これに基づく課題の整理）
- という各能力（技術的専門性）を不断にブラッシュアップしていくことが課題

質の向上に向けた取組サイクル

（現時点での改善策イメージ）

フォローアップ時に検討した改善策を反映

調査テーマの選定

- ・ 各府省との率直な議論、現場実態の把握、有識者等へのヒアリング等による行政上の課題の的確な把握
- ・ 各府省の政策構造の認識、可視化

調査の設計

- ・ 調査対象の選定方法の精緻化（事前調査（委託等含め）の実施等）

① 政策効果の測定指標を設定

（従来にない取組→調査設計に当たっての考え方の転換の浸透を図るためのチャレンジ）

実地調査の実施

- ・ 調査の企画立案部門（本省）と実地調査部門（管区）の一体化
- ・ 委託調査の活用等による政策効果の把握方法の多様化

結果の取りまとめ

- ・ 有識者の知見、データ分析手法の活用等による政策効果の分析方法の高度化、多様化

結果の提供

- ・ 提供手段の多様化（勧告にこだわらず、調査の過程で情報提供することも含め、多様な手段で各府省に有用な情報を提供）

フォローアップ

② 政策改善の成果＝政策効果の発現状況を調査設計時に設定した指標により測定

③ その結果を踏まえ調査を評価し、さらに「役に立つ」調査となるよう改善策を検討

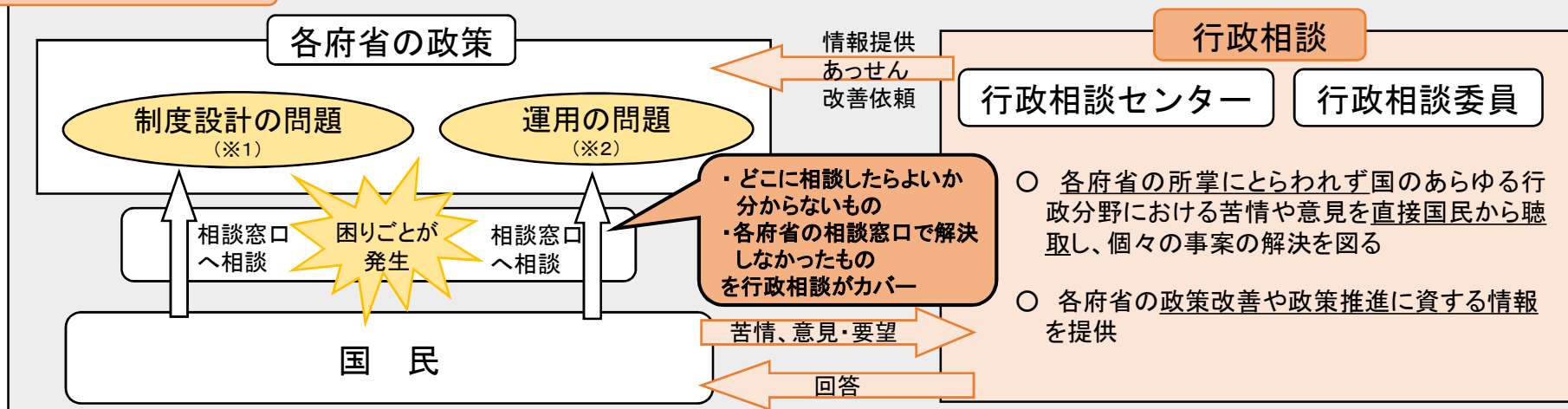
③行政相談

第 I 部 政策の全体像

行政相談の目的

各府省の政策を前に進めるため、各府省自身では気づかない制度設計や運用の問題について、国民の声を直接聞いて、個々の事案の解決を図るとともに、各府省の政策改善や政策推進に資する情報を提供

行政相談の機能



※1 制度設計の問題の例

「交通量が多い交差点の音響式信号機の音が聞こえにくい。視覚障害者が安心して道路を横断できるよう、エスコートゾーンを設置してほしい」との相談
 →行政相談委員が国土交通省に連絡し、エスコートゾーンが設置

★ 同省は、行政相談委員からの連絡で初めて、視覚障害者への配慮がなされていない横断歩道があることを把握

★ 本件は、どこに相談すればよいか悩む事案（警察？国交省？自治体？たらい回しされるおそれ（縦割りの弊害））。それを行政相談委員が適切な担当府省を見極めて改善

「加入電話契約の解約手続は、電話やホームページ（HP）により申込可能だが、契約者本人が死亡した場合の解約手続は電話申込のみで不便。HPでも受け付けてほしい」との相談
 →行政相談センターがHPによる申込方法の導入をNTTに依頼し、導入がなされた

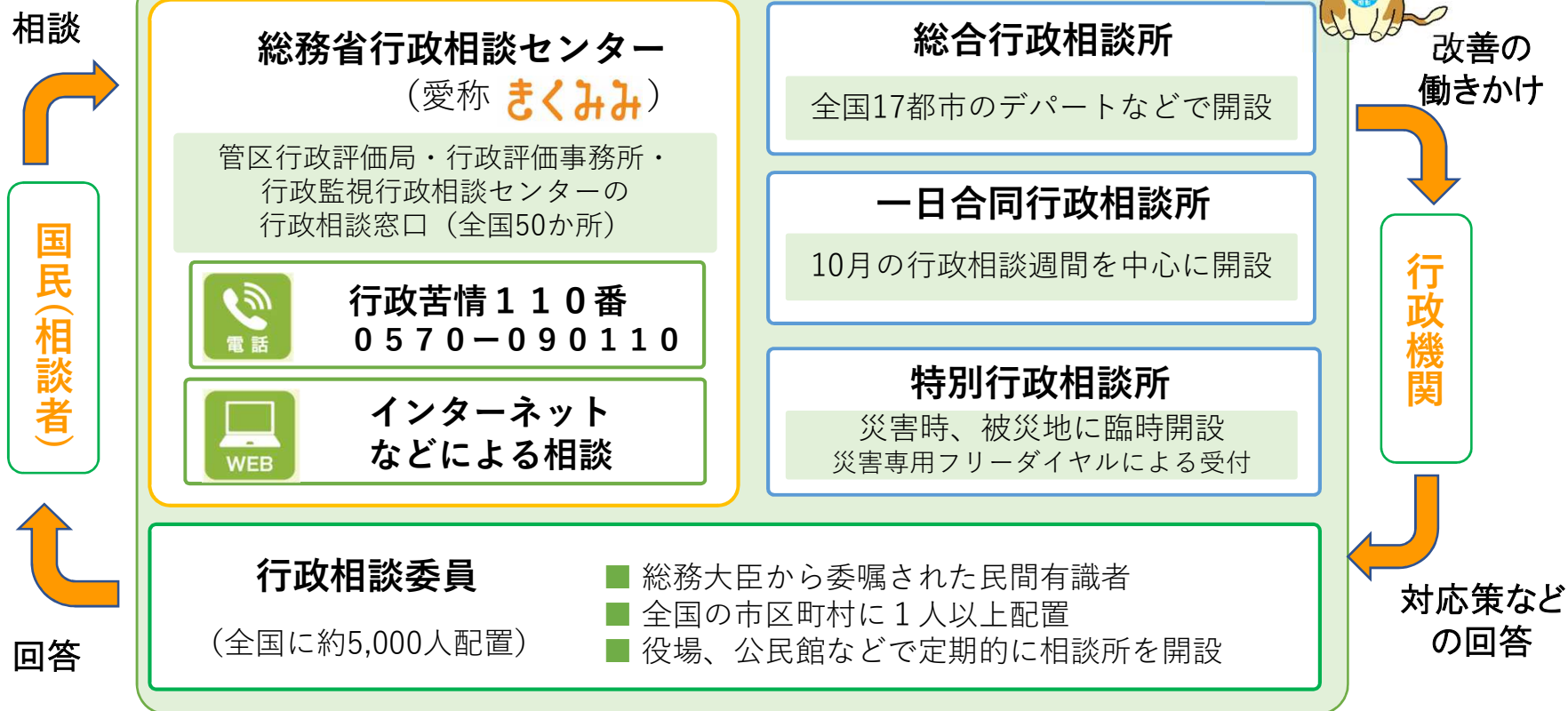
※2 運用の問題の例

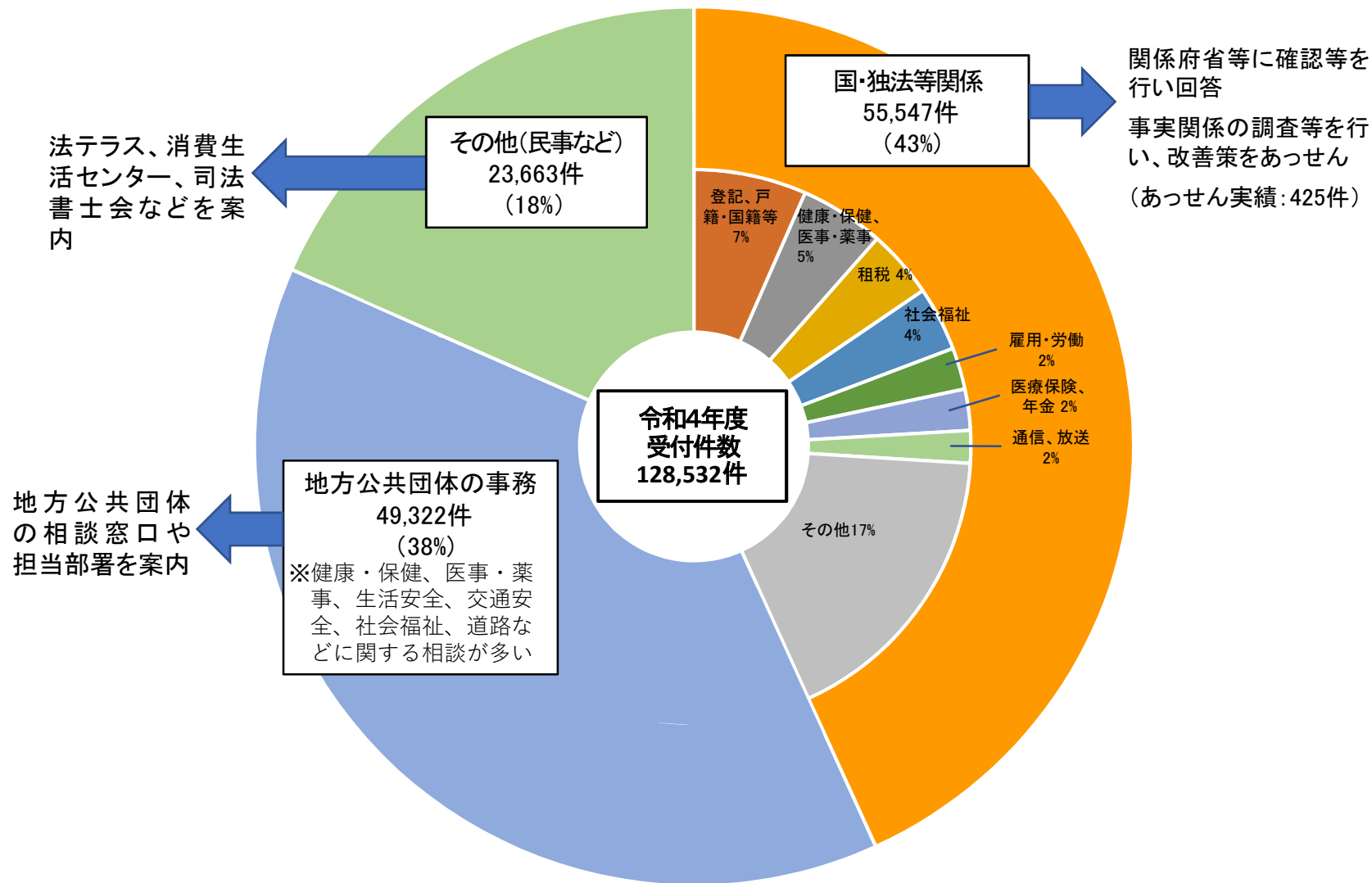
【各府省内部での伝達不足の事例】
 「子の看護のため公共職業訓練を欠席する際、訓練施設から「有料の「看護証明書」がないと、基本手当は支給できない」と言われた。無料の「病院の領収書」等の提出で認めてほしい」との相談
 →行政相談センターが調べたところ、訓練施設によって取扱いが異なっていたため、厚生労働省に金銭負担がかからない取扱いを全国統一するようあっせん。同省から全国の訓練施設へ改善周知

【国民への周知不足の事例】
 大学教員から「本学の留学生が新型コロナの拡大でアルバイトを雇い止めされ、所持金が5,000円しかなく困っている。何か支援はないか」との相談
 →行政相談センターが留学生が利用できる貸付金制度がないか、自治体や関係団体に問い合わせて、利用できる制度を紹介
 →自治体でも対応しきれなかったことを行政相談がカバーできた事例

- 総務省行政相談センター（「きくみみ」）や市区町村ごとに委嘱された行政相談委員が、様々な方法で相談を受付（相談は無料で、秘密は厳守）
- 令和4年度は、約13万件の相談を受付

行政相談
マスコット
「キクーン」





(注) 割合は、令和4年度受付件数に対するものであり、四捨五入の関係で合計は100%にならない。

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した、民間有識者（報酬は受けないが、活動費は支給）（約5,000人、全市区町村に1人以上）

- ・ 社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する者（自治体職員OBや教員OB、自治会役員、行政書士など）から、市区町村長が推薦。
- ・ 国民に身近な相談窓口として相談を受け付け、その解決を促進。
- ・ 総務大臣に対し、委員活動の経験を踏まえて、行政運営の改善に関する意見を述べることにより、行政の改善に貢献。

相談所の開設



市町村役場、公民館、集会所等で定期的に相談所を開設（定例相談所）。地域のイベント会場などで不定期に相談所を開設することも。

出前教室の実施



小学校、中学校等の授業の一環として、生活と行政の関わりや行政相談の仕組みについて説明。

東日本大震災時の対応

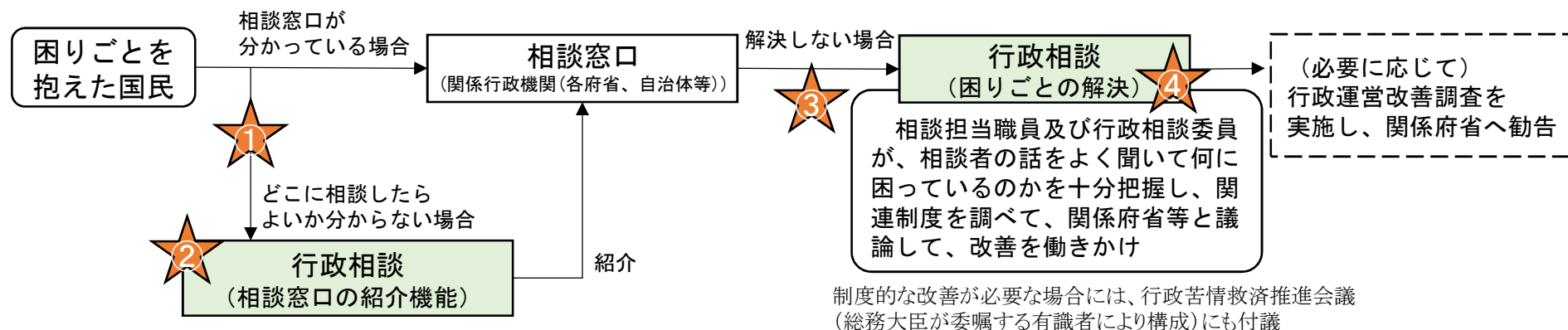


被災地域の行政相談委員が、自らも被災しながら、避難所において、自主的に被災者からの相談に対応。（平成23年3月13日、岩手県大船渡市）

行政相談委員だからこそ解決できた事例

病身の女性から、年老いた両親の健康保険等の手続きについての相談を受け、社会保険労務士として対応していたが、相談者の悩みが様々な行政分野に関わるものであったため、特定の行政分野に限定されず、様々な行政分野に対応できる行政相談委員として対応することを決め、相談者に必要な手続きや窓口を教示した。

相談者が亡くなった後、その妹さんから、相談者が行政相談委員に感謝していたことを伺うとともに、妹さんを相談者として、必要な手続き等を案内した。



課題①
認知度の維持・向上

【現状】

- 行政相談委員の認知度 13.8%
- 行政相談センターの認知度 17.2%

【既存の取組】

広報ポスターの作成、秋の行政相談週間（毎年10月）、情報誌への記事掲載、CATVでの広報等

【今後の取組】

- 孤独・孤立問題を抱える方などに対するSNSを活用した広報の調査研究を実施。どういった広報手段が有効かを把握、課題を整理
- 上記の調査研究結果を踏まえて、孤独・孤立問題を抱える方などへの広報活動を拡充

課題②
行政相談アクセス手段の多様化

【現状】

- 電話（平日8:30～17:15） 62%
- メール・書面（常時） 11%
- 対面（相談所の開設時間） 28%

【既存の取組】

- 行政相談委員へのタブレット端末の配備によるオンライン相談の受付（R4年度）
- 行政相談委員へのデジタル研修（R5年度）
- 行政相談委員オフィシャルウェブサイトの構築（R4年度。行政相談委員に直接オンライン相談できる仕組み）

【今後の取組】

新たなアクセス手段を導入（音声アプリ等）し、国民の行政相談のアクセス容易性を高める

課題③
相談窓口との連携強化

【現状】

困りごとを抱えた人が相談窓口にご相談したが解決に至らない場合、相談窓口から行政相談を案内してもらい、行政相談で困りごとを解決するという流れが理想だが、相談窓口への広報活動が不十分なため、行政相談に辿り着けていない

【既存の取組】

地域の困りごとを行政相談につなげて解決を図るため、地域住民が日常的に立ち寄る郵便局と地域の実情に精通した自治体との懇談会を開催

【今後の取組】

困りごとの一次的な相談窓口である関係行政機関の担当職員に、行政相談の広報活動を強化
→必要な時に相談者に行政相談を案内してもらい、行政相談で困りごとの解決を図る

課題④
相談担当職員の事案対応能力向上と負担軽減

【現状】

個別の相談事案に対して適切に対応し、困りごとの解決を図ることが行政相談の目的であるが、この「適切に対応」が具体的にどういうものなのか言語化されていないため、相談担当職員によっては「適切な対応」ができず、困りごとの解決が図られていない

【既存の取組】

相談担当職員への研修

【今後の取組】

- 個々の事案分析を行い、「望ましい相談事案対応」を可視化・言語化し、相談担当職員に共有
→相談者への満足度調査でモニタリング
- 職員に「望ましい相談事案対応」により時間を割いてもらうため、既存業務を効率化

③行政相談

第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野

相談が来るのをただ待っているのではなく、能動的に困りごとを「取りに行く」

「各府省の政策を前に進めるため、各府省自身では気づかない制度設計や運用の問題について、国民の声を直接聞いて、個々の事案の解決を図るとともに、各府省の政策改善や政策推進に資する情報を提供」という行政相談の目的を果たすためには、相談が来るのをただ待っているという姿勢ではなく、能動的に困りごとを「取りに行く」姿勢が重要

【具体的に何をするか】

行政相談センター幹部が、行政相談委員と共に、①自治体の首長・窓口担当者や政策担当者、②地域の各種団体（士業団体、経済団体、社会福祉協議会、国際交流協会等）を訪問。行政相談について説明し、地域の現場の課題、問題意識、個々の困りごとについて把握

- ・自治体や地域の各種団体は、地域の実情に精通。自治体等が感じている問題意識や課題、個々の困りごとを把握し、行政相談で解決できるものは行政相談で解決、各府省の政策改善や政策推進に資する情報は各府省に提供する
- ・行政相談委員と共に自治体等を回り、行政相談委員の知見を借りて困りごとの解決を図る
→行政相談委員のやりがいにつながる

(参考)

令和5年5月に、総務大臣から自治体首長宛てに「行政相談委員の活動へのご協力をお願い」を发出。自治体に委員の活動について協力依頼

【上記活動を現場レベルでどう進めるか】

- ・例えば、全国8管区局の中から「モデル管区局」を3か所程度選定し、当該管区局に必要な資源（予算・定員）を集中投下
- ・活動目標や活動指標、モニタリング方法は、「モデル管区局」が、本省と協議して設定

該当ページ	関係資料	リンク
	令和5年度行政事業レビューシート	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoushou5/kizon/kizon_r5_2-1.html
	令和5年度行政評価等プログラム	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html
2	令和4年度政策評価等の実施状況等の国会報告（令和5年6月6日）	https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r04houkoku-1.html
2	実証的共同研究	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html#kenkyu
2	デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の具体的方策に関する政策評価審議会答申～政策評価をより政策の見直し・改善に反映させるために～（令和4年12月21日政策評価審議会）	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html#/
2	「政策評価に関する基本方針」の一部変更（令和5年3月28日）	https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230328000164456.html
9	行政運営改善調査の結果	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html
14	行政相談の解決事例	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kaiketujirei.html
18	行政相談委員オフィシャルウェブサイト	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/iin_official/index.html

令和5年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策4：地域振興（地域力創造）
担当部局・課室名	自治行政局地域力創造グループ地域政策課、地域自立応援課、地域振興室、人材力活性化・連携交流室、過疎対策室、国際室
作成責任者名	自治行政局地域政策課長 西中 隆
政策評価実施時期	令和5年9月

第 I 部

政策の全体像について

地域力創造グループ施策 地域振興施策

1. 地方への人の流れの創出・拡大

地域おこし協力隊(p4)、地域プロジェクトマネージャー(p5)、地域活性化起業人(p6)、移住・交流情報ガーデン、サテライトオフィスのマッチング支援、関係人口を活用した地域の担い手確保、ふるさとワーキングホリデー(p7)、子ども農山漁村交流プロジェクト、集落支援員

2. ローカルスタートアップの推進

ローカルスタートアップ支援制度(p8)、ローカル10,000プロジェクト(p9)

3. エネルギーの地産地消の推進

分散型エネルギーインフラプロジェクト(p10)、人材面からの地域脱炭素支援(p11)

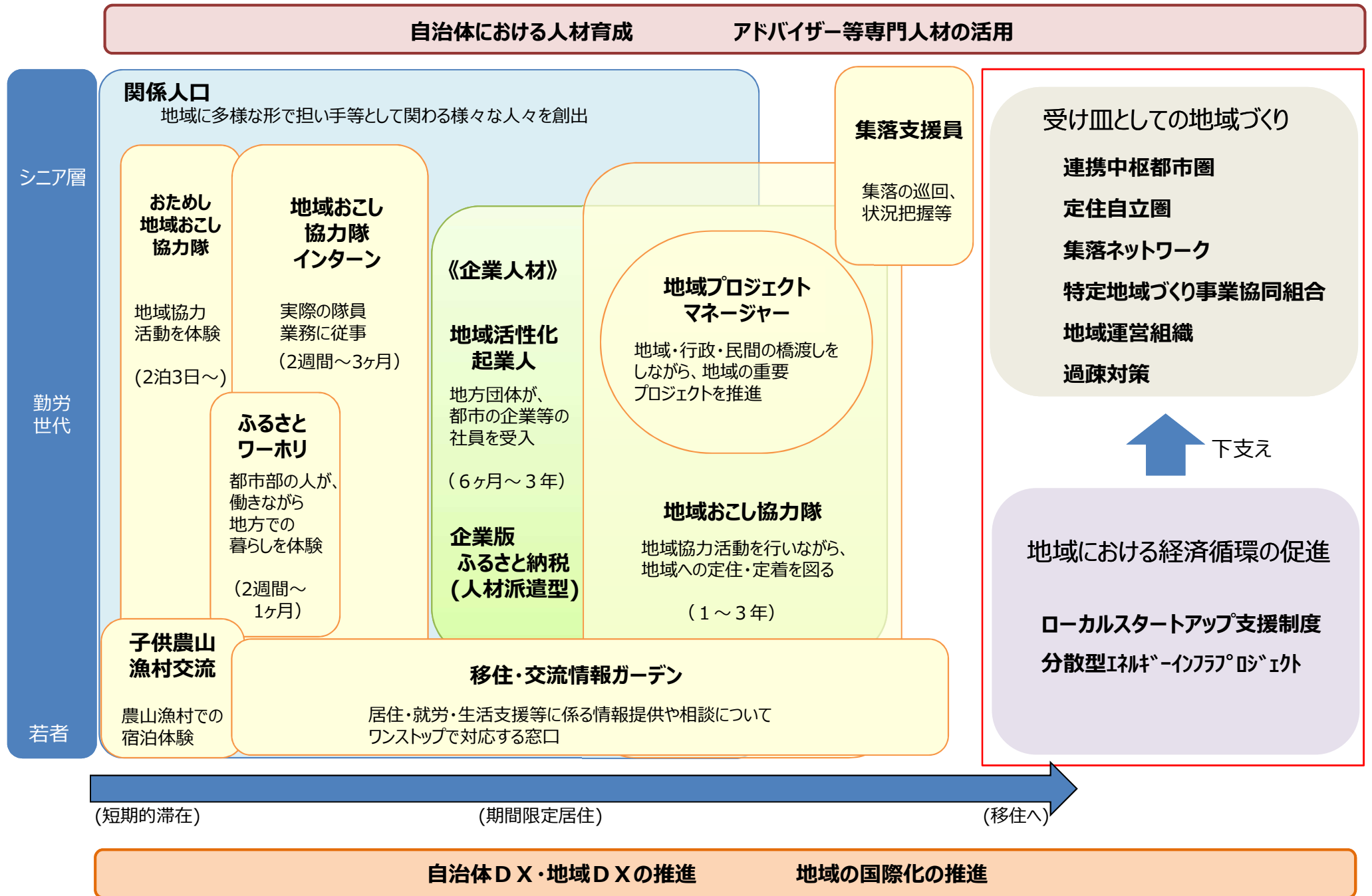
4. 受け皿としての地域づくり

地域運営組織(p12)、過疎対策(p13)

5. 地域の国際化の推進

JETプログラム(p14)、多文化共生社会の推進

地域力創造 G の地域活性化施策について（人材の確保支援等）



地域おこし協力隊について

R5 予算額 208百万円

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
インターン参加者数													106人 (16人)	421人 (82人)
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	6,813人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	1,118団体 【2団体】

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

※ () 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。

※ 【 】 内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○ **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下

○ **総務省の支援**：・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・ **令和5年度予算 2.1億円**

（ ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等） ）

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和4年度には70市町村が活用（特別交付税ベース）。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があからない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

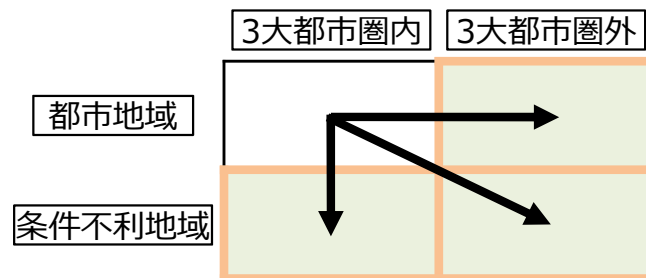
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊OB・OG、地域活性化起業人OB・OGから任用される場合には移住は求めない



地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容（例）

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

地域活性化起業人の推移



期間

6ヵ月～3年

実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
企業人数	22人	29人	37人	57人	70人	95人	148人	395人	618人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体	98団体	258団体	368団体

【年代割合】

年代	20代	30代	40代	50代	60代以上
割合	12.4%	26.3%	27.2%	27.9%	6.2%

ふるさとワーキングホリデーの概要

R5 予算額 30百万円

1. 概要

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

2. 事業スキーム

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R5. 3時点)

- ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約4,300人が地域での暮らしを体験。
- ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

課題

大学等を訪問して制度の紹介などを行っているが、制度を知らない人も多く、より効果的なPRが必要。

令和5年度の取組

Web広告などのインターネット媒体を活用した広報活動を強化し、より効果的、効果的に制度を周知する。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS (X、Facebook等) の運用
- インターネット広告の実施
- 説明会の開催 等

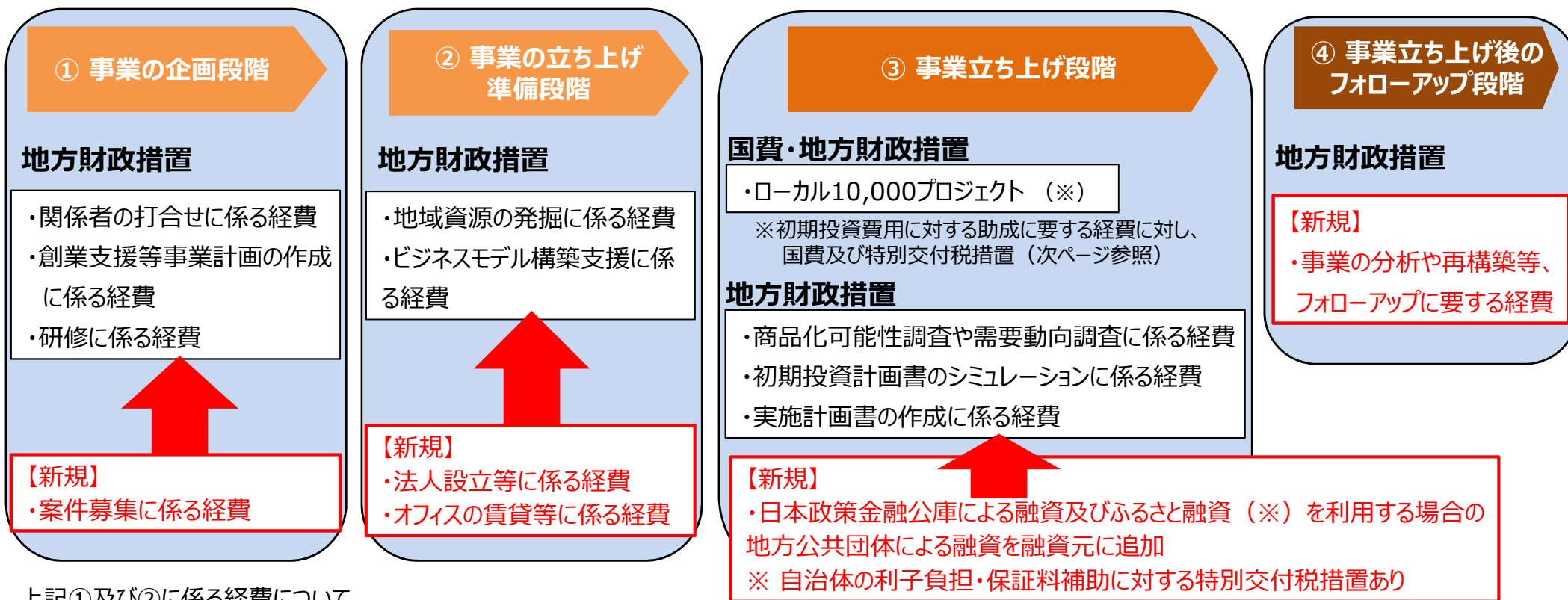


未実施自治体、企業等への説明会の開催

- 実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

ローカルスタートアップ支援制度の創設

- 地域の活性化を加速し、東京圏への一極集中の是正を図り、地域から全国へとのボトムアップの成長の推進に向けて、地域金融機関等と協調してスタートアップ支援に取り組む地方自治体を大幅に増加させるため、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「**ローカルスタートアップ支援制度**」を創設。
- 新たに拡充する地方財政措置と既存の関連措置等（協力隊OB・OGに対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）をパッケージ化し、現行のローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクト等の予算措置とあわせて、地域でのスタートアップを幅広く支援する。



上記①及び②に係る経費については、ローカル10,000プロジェクトに繋がらない経費も対象。

以下の措置も活用可能

- ・分散型エネルギーインフラプロジェクト

- ・起業・事業承継に要する経費（協力隊OB・OGによる起業支援）
- ・ふるさと起業家支援プロジェクト（CF活用型ふるさと納税活用補助の上乗せ分）

ローカル10,000プロジェクト

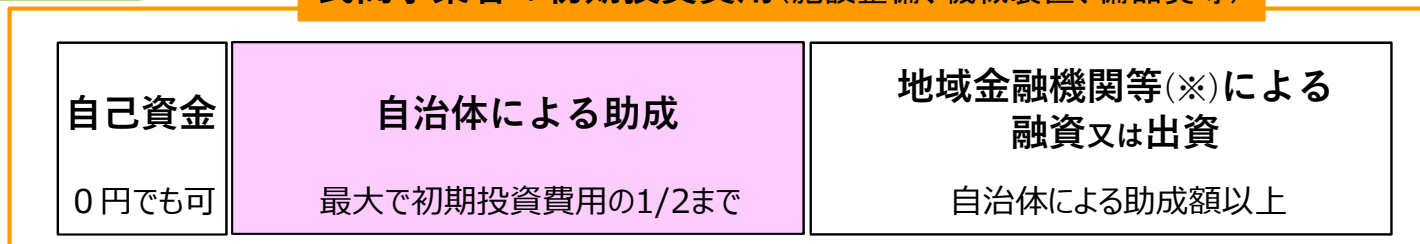
R5 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体（都道府県・市町村）が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費（補助率：1/2～10/10）による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム

民間事業者の初期投資費用（施設整備、機械装置、備品費等）



活用可能な事業(例)

農	林	漁	業
製	造		業
宿	泊		業
観	光		業
食	品	加	工
地	域	エ	ネ
ル	ギ	ー	事
業			業

国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
R5年度から、融資元の拡充

- ・日本政策金融公庫
- ・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
 - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。
 - 又は
 - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
 - ・申請は年間を通じ随時受付（毎月10日〆切）。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

4. 採択実績

282自治体
455事業

※令和5年3月末時点

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R5 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

概要

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援。

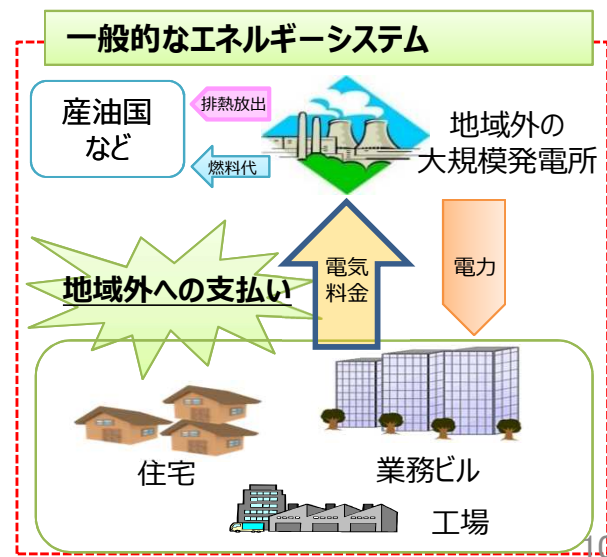
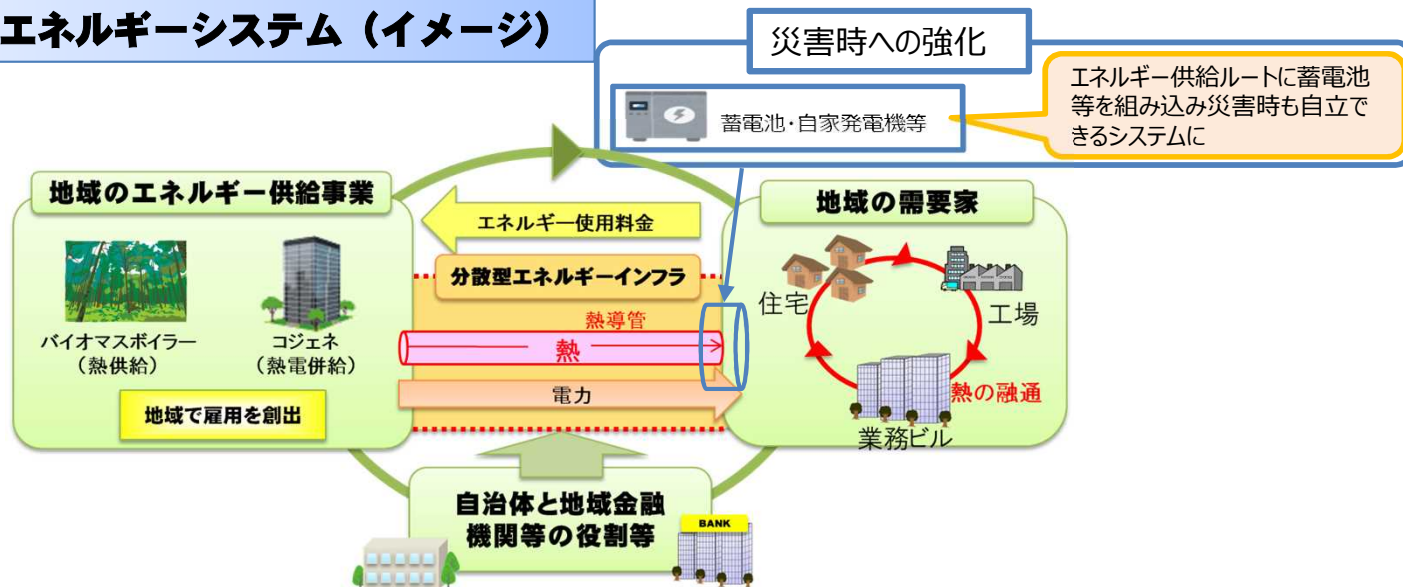
<補助対象> マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

<補助率> 策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10）

<実績> これまでに70の団体が策定（平成26年度～令和4年度）

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム（イメージ）



人材面からの地域脱炭素支援

R5 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

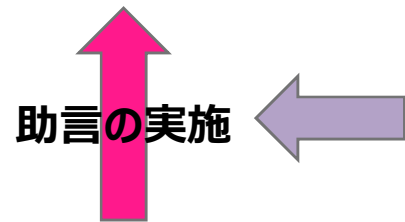
1. 概要

- 地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

2. 事業スキーム



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助
 - ※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)
 - ※2 補助率：補助対象の1/2

外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

地域運営組織の形成・運営

R5 予算額 0.3億円

概要

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

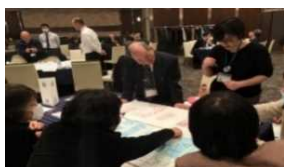
- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○全国セミナー（仮称）

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



過疎対策について

R5 予算額8.0億円

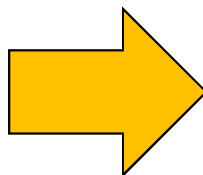
1. 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

2. 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



3. 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数（令和4.4.1）	885	1,718	51.5%
人口（令和2年国調:万人）	1,167	12,615	9.3%
面積（令和2年国調: km ² ）	238,675	377,976	63.2%

4. 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和5年度計画額 5,400億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金（令和5年度予算：8.0億円）

J E Tプログラム (“ The Japan Exchange and Teaching Programme ”)

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム

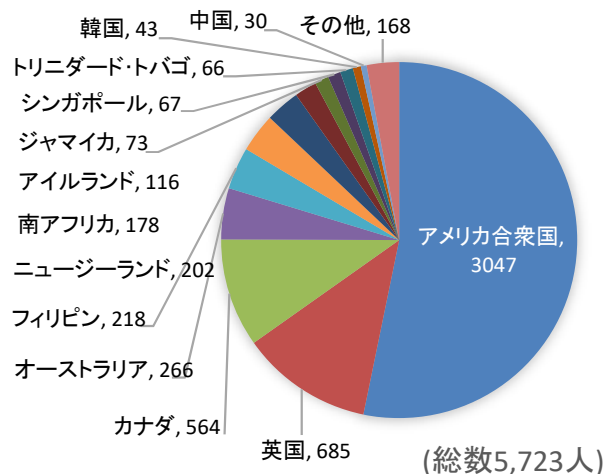
⇒ 令和5年で**設立37年**:

累計で世界77か国から約7万5千人(令和4年時点)の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**

⇒ **小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

(1) 令和4年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT**(Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,277人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR**(Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 437人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA**(Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和5年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置
(標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
(標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～ 特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

第Ⅱ部

今後注力・工夫等したい分野について

地域おこし協力隊の推進

1. 事業の目的

- 地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である地域おこし協力隊制度を更に推進し、地方への新しい人の流れを創出する。

2. 現状・課題

- 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっているところであり、地域外の人材を積極的に誘致し、都会から地方への人の流れを生み出すことは、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。
- こうした取組を更に展開するため、地域おこし協力隊の充実を図る必要がある。地域おこし協力隊は、令和4年度では6,447人の隊員が全国で活躍している。政府としては、令和8年度までに地域おこし協力隊の現役隊員数を10,000人とする目標を掲げており、この目標の達成に向け、「応募者数の増加」、「募集者数の増加」、「隊員・受入れ自治体・受入地域間におけるマッチングの向上(ミスマッチの解消)」に重点的に取り組む必要がある。

3. 事業の概要

- 地域おこし協力隊の取組を更に推進するため、全国サミット等を開催し、広く制度の周知を行うとともに、隊員の経験年数や目的に応じた研修の充実等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人的支援を推進する。

地域おこし協力隊の推進

4. これまでの主な取組内容

- 平成21年度に制度が創設され、その時の隊員数は89名であったが、年々増加しており、令和4年度には1,116の自治体で6,447名の隊員が活躍している。また、地域おこし協力隊の任期を終了した者も年々増加しており、令和4年3月末日までに任期終了した者は9,600名を数えるまでになっている。これらの者を合計すると約1万6,000名となり、地域活性化の大きな力となっている。
- 地域おこし協力隊の取組を推進するため、総務省としては、これまでも「地域おこし協力隊全国サミット」の開催などを通じて、応募者数の増加に努めている。また、平成28年度からはFacebook、令和3年度からはYouTubeのアカウントの運用を開始し、地域おこし協力隊の情報等を発信することを通じ、地域おこし協力隊について広く理解を求め、興味・関心を高めることとしている。
- 地域おこし協力隊の取組を推進していくためには、ミスマッチの解消を図っていくことも重要であるため、令和元年度からは、地域おこし協力隊として活動する前に、2泊3日以上期間、住民との交流を含む地域協力活動の体験プログラムを実施し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」を創設している。また、令和3年度からは、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしやすくなるよう、2週間～3ヶ月間、実際の地域おこし協力隊の業務に従事する「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野の拡大やミスマッチの防止を図っている。
- 平成28年度からは、「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設し、隊員・受入自治体からの相談に一元的に対応している。一方で、隊員数の増加とともに隊員のニーズも多様化しており、隊員一人一人に対するきめ細やかなサポート体制の充実が求められていることを踏まえ、都道府県単位でのOB・OGネットワークづくりを推進している。

地域おこし協力隊の推進

5-①. 具体的な取組①：隊員のなり手の掘り起こし

活動内容	活動の狙い
全国サミットの開催	地方移住や地域協力活動に関心がある層に対して地域おこし協力隊制度を積極的に周知し、隊員のなり手の掘り起こしを行う
SNSを中心とした情報発信	地域おこし協力隊の情報等を発信することを通じ、視聴者に対し、地域おこし協力隊について広く理解を促し、興味・関心を高める
おためし地域おこし協力隊・地域おこし協力隊インターンの推進	地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピールするとともに、地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討してもらうことで応募者の裾野の拡大やミスマッチの防止を図る

【成果目標①】



成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度
							6年度
地域おこし協力隊の応募件数の増加	地域おこし協力隊の応募件数	成果実績	件	5,032	4,906	4,904	-
		目標値	件	-	-	-	6,000
		達成度	%	-	-	-	-

【成果目標②】



成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度
							8年度
地域おこし協力隊の隊員数の増加	地域おこし協力隊の隊員数	成果実績	人	5,560	6,015	6,447	-
		目標値	人	-	-	-	10,000
		達成度	%	-	-	-	-

地域おこし協力隊の推進

5-②. 具体的な取組②：隊員等へのサポートの拡充

活動内容	活動の狙い
地域おこし協力隊サポートデスクの運営	隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応し、効果的なアドバイスを提供するとともに全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し
隊員向け研修の開催	隊員の円滑な活動の支援や地域への人材還流を推進する
都道府県OB・OGネットワークの強化	隊員一人一人に対するきめ細やかなサポート体制の充実を図る

【成果目標①】

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度
							6年度
受入可能自治体に対する受入自治体の割合の増加	受入可能自治体に対する受入自治体の割合	成果実績	%	73	74	76	-
		目標値	%	-	-	-	80
		達成度	%	-	-	-	-

【成果目標②】

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度
							8年度
地域おこし協力隊の隊員数の増加	地域おこし協力隊の隊員数	成果実績	人	5,560	6,015	6,447	-
		目標値	人	-	-	-	10,000
		達成度	%	-	-	-	-

地域おこし協力隊の推進

6. 今後の取組の方向性

- 地域おこし協力隊は、令和4年度には、隊員数が6,447人、受入自治体数も1,116自治体となり、任期終了後はおおよそ65%が引き続き同じ地域に定住するなど、地域活性化の大きな力になっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、令和5年度には、地域おこし協力隊の「受入サポートプラン」として隊員の募集から任期終了後の定住までの段階に応じた隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実を図っているところであるが、令和8年度までに現役隊員数を10,000人とする目標の達成に向けて、引き続き、以下のとおり取組を進めていく。

(1) 応募者数の増加

地域おこし協力隊の取組の更なる推進を図るため、応募者数の裾野の拡大を図ることが必要であることから、新たにInstagramのアカウントの運用を開始するなど、SNSを中心とした情報発信の強化や事例の発掘によるメディアへの働きかけに取り組む。

(2) 募集者数・取組自治体数の増加

「募集したが応募がなかった」や「応募はあったが求める人材ではなかったために採用に至らなかった」などといった課題を抱え、隊員を受入れていない自治体も少なからずあることから、各自治体における募集の魅力度の向上を図るため、研修・マニュアルの充実等により募集・受入のノウハウの共有に取り組む。

(3) 任期終了後も含めた隊員のサポートの強化

隊員一人一人に対するきめ細やかなサポート体制の充実が求められていることを踏まえ、「地域おこし協力隊全国ネットワーク(仮称)」を設立し、情報の発信や関係団体との連携強化、隊員やOB・OGの活動支援に取り組むとともに、都道府県単位でのOB・OGネットワークづくりの推進に取り組む。

令和5年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策9：情報通信技術の研究開発・標準化の推進
担当部局・課室名	国際戦略局技術政策課 他3課室
作成責任者名	国際戦略局技術政策課長 川野 真稔
政策評価実施時期	令和5年9月

第 I 部

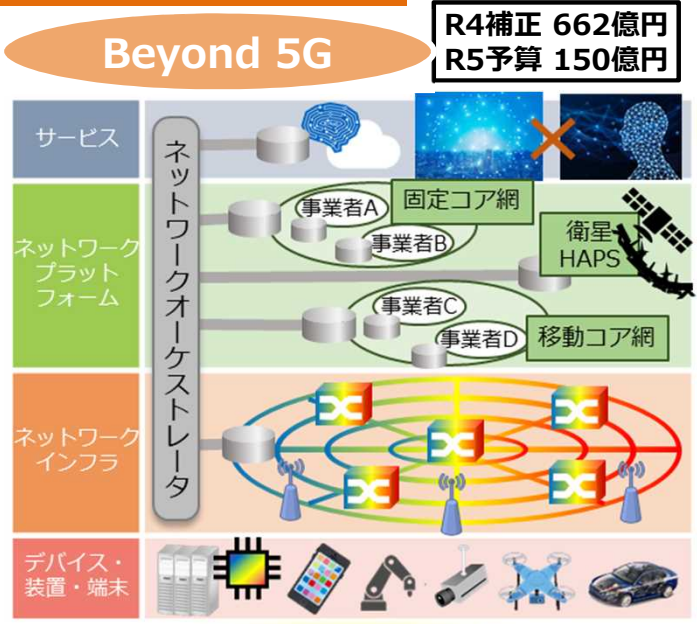
政策の全体像について

情報通信技術の研究開発・標準化の推進（情報通信（ICT政策））

- コロナ禍でのデジタル化の進展やICT分野の国際的な競争激化を踏まえ、総務省では、**Beyond 5G、量子通信、AI（多言語翻訳等）、リモートセンシング**など先端技術の研究開発や知財・国際標準化活動を戦略的に推進。

主な施策の全体像

研究開発の推進



Beyond 5G

量子通信

量子コンピュータ時代において安全な情報のやりとりを可能とする
量子暗号通信（地上・宇宙）、量子インターネットの実現

R5予算 40.8億円
R4補正 19.5億円

AI（多言語翻訳等）

R4補正 27.7億円

ビジネス・国際会議等で議論に利用できる実用的な**同時通訳**の実現

リモートセンシング

高精細レーダーを活用した**ゲリラ豪雨の早期補足**を実現

R4補正 13.0億円

スタートアップ

研究開発費の支援 人材確保のサポート 事業化への助言等

フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3 出口市場

芽出しの研究開発から事業化まで一気通貫での支援

事務処理のサポート 民間出資者等とのマッチングイベント 特許取得に係る支援

芽出しの研究開発から事業化まで一気通貫の**スタートアップ支援**

R5予算 3.0億円

革新的な高速大容量・低遅延・低消費電力・カバレッジ拡張・高信頼等を可能とする
次世代の情報通信インフラを実現

知財・国際標準化の推進

グローバル市場における我が国の国際競争力を確保すべく、**戦略的に知財取得・国際標準化活動を推進**。

- 科学技術・イノベーションは、我が国の成長戦略の柱。社会課題を成長のエンジンへ転換し、持続的な経済成長を実現する原動力。同時に、感染症などから安全・安心を確保する観点からも国家の生命線。ウクライナ情勢の長期化による影響拡大を背景に、科学技術・イノベーションへの期待は新たなフェーズへ
- 我が国を取り巻く国際環境が厳しさを増す中、科学技術・イノベーションを要として、官民が連携・協力した国家的重要課題への戦略的な対応が一層重要
- 第6期基本計画の下での3年目の年次戦略として、実効性のある政策を強力に推進するとともに、進捗を踏まえた取組強化や情勢変化への機動的な対応が必要

現状認識

【国内外における情勢変化】

- ✓ ロシアによるウクライナ侵略の長期化（エネルギー・食料含め国際環境の厳しさを増大、サプライチェーンの重要性拡大など）
- ✓ ポストコロナの新たな国際競争構図の加速
- ✓ 先端技術の急加速（生成AI、フュージョン核（核融合）など）
- ✓ 国家競争の激化（投資拡大と人材獲得競争）

【科学技術・イノベーション政策への期待・要請】

- ✓ 総合的な国力を裏付ける手段としての重要性の高まり（国際社会での存在感と貢献度の拡大や安全保障環境の改善）
- ✓ 国際社会の厳しさを踏まえた同志国連携と頭脳循環形成
- ✓ 我が国の研究力の相対的な低下を打開する、新規ファンディングの駆使と、情勢変化に対応する産学官の英知の結集

政権のアジェンダ

- ✓ 新しい資本主義の実現
「人」、「科学技術・イノベーション」、「スタートアップ」等の重点投資分野、エネルギーや食料を含めた経済安全保障強化
- ✓ 新たな国家安全保障戦略の策定
先端技術の急加速とマルチユースな性質を背景として、「技術力の適切な活用は安全保障環境の改善に重要な役割を果たす」との位置付け
- ✓ これらアジェンダとも軌を一にする、「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環と、Society 5.0の実現

高度な生成AI、量子をはじめとする先端科学技術が切り拓く、我が国が目指す社会（Society 5.0）の実現に向けて、我が国の産学官の力を結集できるよう、実現プロセスの更なる具体化と、情勢変化に機動的に対応しうる新たな連携の形成が不可欠

科学技術・イノベーション政策の3つの基軸

大学改革が築く知の基盤や、イノベーションの担い手スタートアップ、価値創造の原動力となる人材を強化、英知を結集し、先端科学技術を要に国際社会での存在感と貢献を拡大

先端科学技術の戦略的な推進

- 生成AIを契機とした対応強化、量子、フュージョンエネルギーの戦略強化やシンクタンクの起動により、戦略的な実現プロセスを描き、Kプログラム、SIP第3期、ムーンショットの推進により、経済安全保障強化や社会実装を加速
- 国家的重要課題に官民で連携して対応し、反転攻勢を本格化
- 国家安全保障戦略を踏まえたマルチユース先端技術の貢献

① 重要技術の国家戦略の推進と国家的重要課題への対応

- ・AIのリスクへの対応と最適利用の促進・開発力強化、量子、フュージョンエネルギー新戦略に基づく戦略的な研究開発や社会実装の推進、農業・食料イノベーションの強化、e-CSTIの分析機能の強化
- ・社会のデジタル化、グリーン、半導体、バイオ、マテリアル、健康・医療、宇宙、海洋、Beyond 5Gなどの国家的重要課題に官民が力を合わせて対応

② 安全・安心の確保に向けた先端科学技術の貢献拡大

- ・Kプログラムによる強力な支援、シンクタンク設立準備の本格化
- ・先端技術の研究開発成果の安全保障分野での活用強化
- ・適切な技術流出対策の推進

③ 社会課題解決を加速する研究開発・社会実装の強化

- ・SIP第3期の始動とBRIDGEの一体的運用（Society 5.0への橋渡し）、ムーンショットの充実、国際標準化戦略の強化、総合知活用

技術の優位性・不可欠性も念頭に、我が国の未来を支える技術を育て社会実装に繋げる

知の基盤（研究力）と人材育成の強化

- 大学ファンドと地域中核・特色ある研究大学振興の両輪で機能強化を図り、基礎研究・学術研究を振興し、多様な知の基盤を構築
- 分野にとらわれず、創造的な研究をリードする若手、女性などの多様な人材の育成や教育の強化と活躍のキャリアパス拡大
- G7を契機として、パートナー国との連携強化や国際頭脳循環の形成、学術ジャーナル問題への対応強化を推進

① 大学ファンド/地域中核大学等の振興による研究基盤の強化と大学改革

- ・大学ファンドの助成開始に向けた国際卓越研究大学の認定実施
- ・地域中核大学等の総合振興パッケージの改定を踏まえ拡充した事業の開始
- ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現

② 創造的で多様な人材の育成/教育の充実と活躍促進

- ・博士課程学生を含む若手支援と活躍のキャリアパス拡大
- ・研究時間確保など研究環境改善の取組促進
- ・探究・STEAM教育の強化、理数系ジェンダーギャップ解消、リカレント教育の充実、成長分野への大学・高専の学部再編等の支援

③ 価値観を共有する同志国やパートナー国との連携

- ・G7会合を契機とした戦略的な科学技術外交の推進
- ・学術ジャーナル問題への対応強化などオープンサイエンスの推進、研究DXプラットフォームの構築
- ・研究セキユリティ・インテグリティ確保の協力、広島AIハブへの貢献
- ・国際頭脳循環の加速、戦略的な国際共同研究の強化、ASEAN連携

国際頭脳循環を形成し、科学技術・イノベーションと価値創造の源泉を創出する

イノベーション・エコシステムの形成

- イノベーションの担い手として、我が国が強みを持つディープテックをはじめとするスタートアップを「スタートアップ育成5か年計画」に基づき政府一体で徹底支援
- グローバル・スタートアップ・キャンパス構想や拠点都市の推進により、スタートアップが次々と生まれ成長するエコシステム形成を強化
- 政策ツールを総動員して成長志向の資金循環形成を促進し、官民の研究開発投資の拡大

① スタートアップの徹底支援（スタートアップ育成5か年計画の推進）

- ・先端技術分野の実証支援をはじめSBIR制度による強力な支援
- ・スタートアップ育成のための政府調達活用
- ・アントレプレナーシップ教育など起業家育成

② 都市や地方、大学、スタートアップの連携強化

- ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想実現に向けた本格始動、拠点都市を中心としたグローバル展開の加速

③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大

④ デジタル田園都市国家構想の加速

- ・スマートシティサービスの幅広い活用促進、ロードマップ策定
- ・大学を核とした産学官連携やオープンイノベーションの促進

スタートアップを前面に押し出し、科学技術・イノベーションの恩恵を国民や社会に届ける

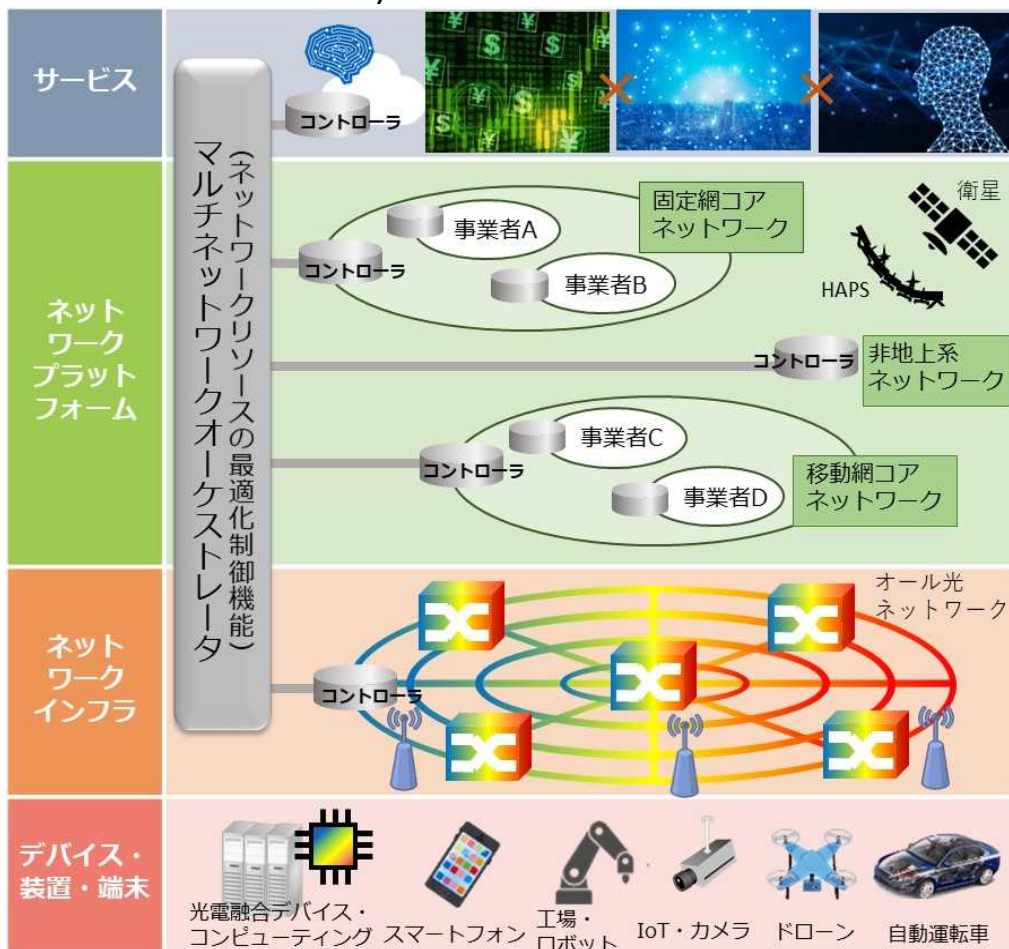
科学技術・イノベーション政策の3つの基軸を支える国研・FAの機能強化、大学や企業、国研の優れた人材の集結・流動性促進や研究環境の充実に向けた新たな連携

目的・概要

- 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G（6G）について、国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るため、我が国発の技術を確立し、**社会実装や海外展開を目指す。**
- **国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に革新的な情報通信技術の研究開発推進のための恒久的な基金を造成し、Beyond 5G（6G）の重点技術等について、民間企業や大学等による研究開発を支援する。**

※電波利用料財源による予算については、電波の有効利用に資する技術の研究開発に充てる。

令和4年度第2次補正予算：662億円 令和5年度当初予算：150億円
 <目指すべきBeyond 5G（6G）ネットワークの姿>



国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和4年法律第93号） ※補正予算関連

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正

革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等の業務に要する費用に充てるための基金（情報通信研究開発基金）をNICTに設けること等を規定。

※主な改正事項：○基金設置 ○基金業務の区分経理
 ○毎事業年度の国会報告 ○現行時限基金の廃止

(2) 電波法の改正

電波利用料を財源とする電波の有効利用に資する研究開発のための補助金を基金に充てることができる旨を明確化するとともに、基金の残余额その他当該基金の使用状況を、毎年度、調査・公表することを規定。

【令和4年12月2日成立、令和4年12月19日施行】

<執行イメージ>

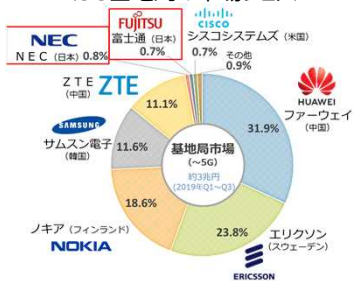


主な課題認識

① 熾烈な国際競争

- 5Gの国際的な通信インフラ市場で日本ベンダは後塵
- 諸外国は6Gでの主導権を狙って研究開発投資を積極拡大

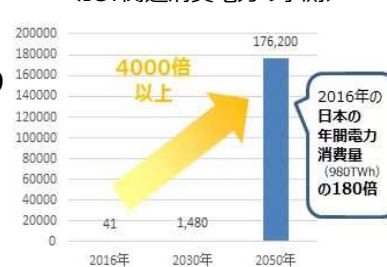
<5G基地局の市場シェア>



② 情報通信の消費電力

- コロナ禍により通信ネットワークのトラフィックと消費電力が増大
- このままではカーボンニュートラル（国際公約）の達成が困難

<ICT関連消費電力の予測>

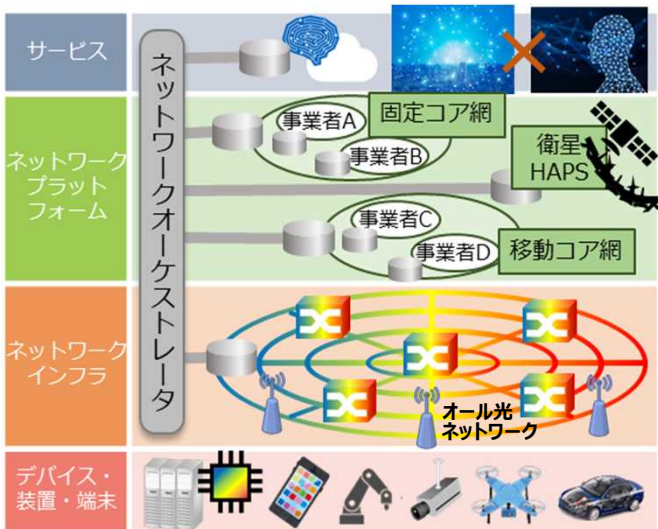


③ 国家戦略としてのデジタル化

- 誰もが活躍でき、誰一人取り残さないデジタル化を目指す（岸田内閣の国家戦略）

研究開発戦略

- 世界市場のゲームチェンジを目指した「ネットワークの姿」を明確化



⇒ 予算の多年度化を可能とする枠組みの創設が望ましい

- 強みのある技術を絞り込み(重点分野)集中投資による開発の加速化が必要

① オール光ネットワーク技術

通信インフラの超高速化と省電力化を実現



② 非地上系ネットワーク技術

陸海空をシームレスにつなぐ通信カバレッジ拡張を実現



③ セキュアな仮想化・統合ネットワーク技術

利用者の安全かつ高信頼な通信環境を実現

一体で推進

社会実装戦略

- 2030年を待たず、2025年以降順次、国内ネットワークへの実装・市場投入

<Beyond 5Gへの移行シナリオ>

- ・2024年度～ 公的機関など先進ユーザ・エリアでの技術検証
- ・2025年度～ 大阪・関西万博でグローバル発信
- ・2026年度～ エリア拡大、全国・グローバルへの展開

知財・標準化戦略

- 有志国と連携して国際標準化を主導しつつ、コア技術は権利化・秘匿化して囲い込む

海外展開戦略

- 主要なグローバルベンダと連携しつつ、海外通信キャリアへの導入を促進

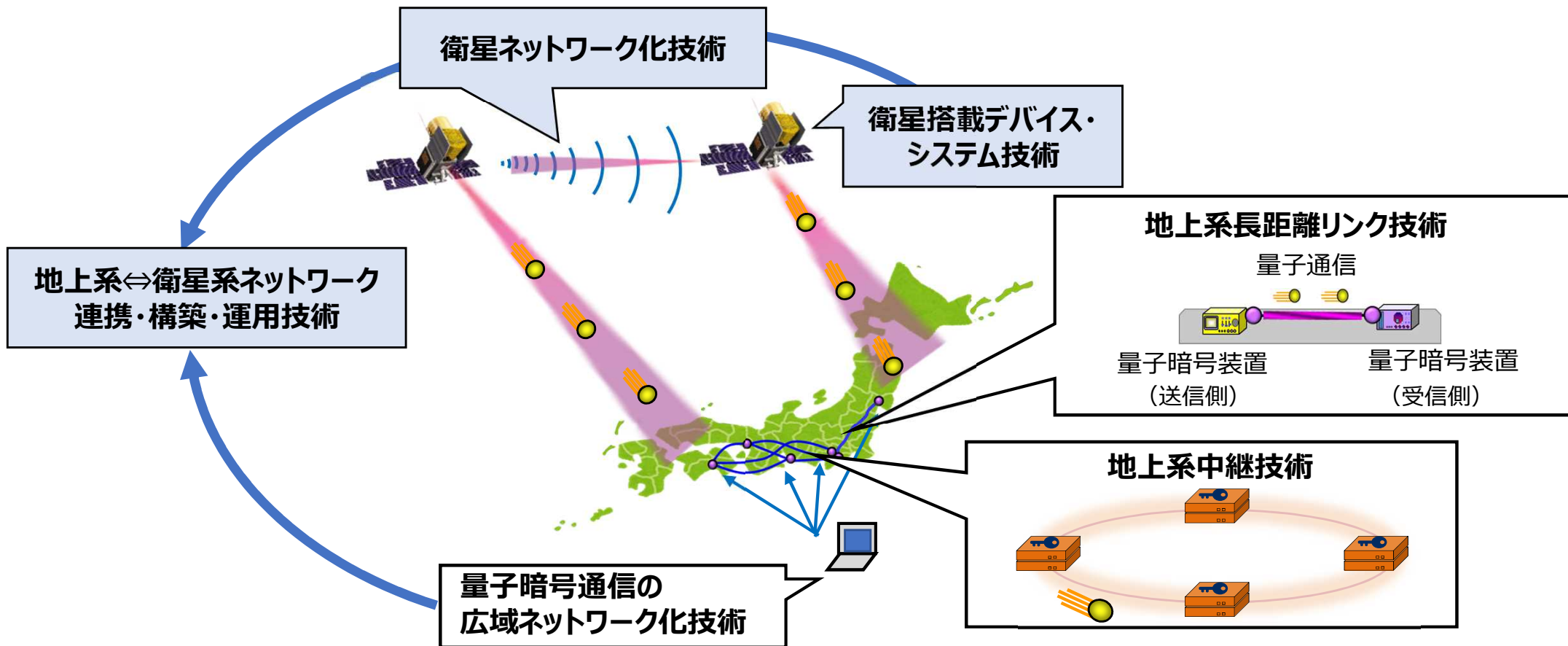
標準必須特許10%、国際市場30%を確保し世界市場をリード

通信ネットワーク全体の電力使用効率を2倍
再生可能エネルギー利用拡大とあわせて 2040年情報通信分野のカーボンニュートラル実現

陸海空含め国土100%をカバーするデジタル田園都市国家インフラを実現

目的・概要

- 現代暗号の安全性の破綻が懸念されている量子コンピュータ時代において、**国家間や国内重要機関間の機密情報のやりとりを安全に実行可能**とするため、**グローバル規模での量子暗号通信網の実現に向けた研究開発**を実施。



(事業主体) 大学、国立研究開発法人情報通信研究機構、民間企業（通信事業者、ベンダ）等

(事業スキーム) 研究開発（委託）

(計画年度) (地上系)：令和2年度～令和6年度 (衛星系)：令和3年度～令和7年度

グローバル量子暗号通信網構築のための研究開発

令和4年度第2次補正予算

19.5億円

グローバル量子暗号通信網構築のための衛星量子暗号通信の研究開発

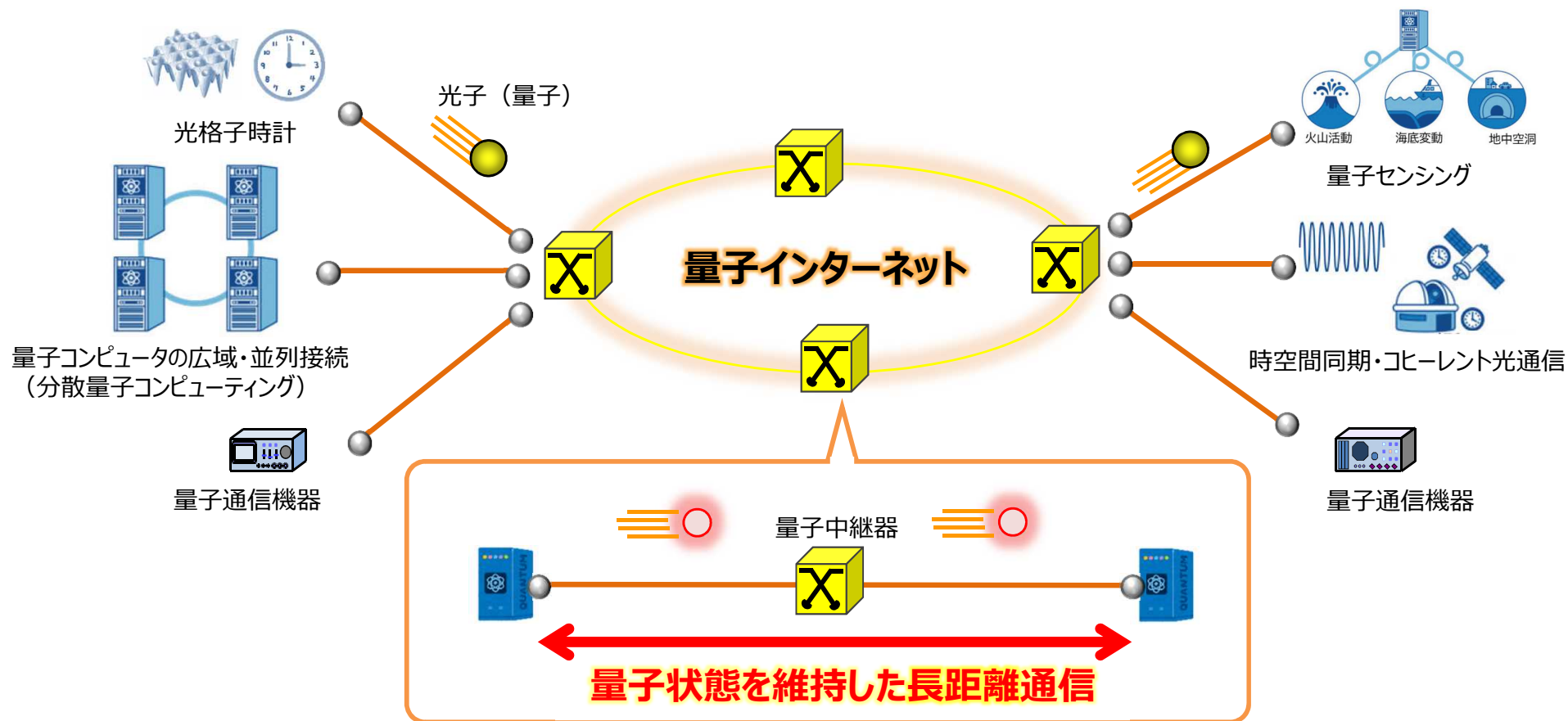
令和5年度当初予算

15.0億円



目的・概要

- 将来の量子コンピュータの大規模化や量子暗号通信の高度化に向けて、量子状態を維持し、安定した長距離量子通信を実現するための研究開発を実施。



(事業主体) 大学、国立研究開発法人、民間企業（通信事業者、ベンダ）等
 (事業スキーム) 研究開発（委託）
 (計画年度) 令和5年度～令和9年度

令和5年度当初予算 25.8億円

量子未来社会ビジョン
3つの基本的考え方

- ✓ 量子技術を**社会経済システム全体に取り込み**、従来型（古典）技術システムとの融合により（**ハイブリッド**）、我が国の産業の**成長機会の創出・社会課題の解決**
- ✓ 最先端の**量子技術の利活用促進**（量子コンピュータ・通信等のテストベッド整備等）
- ✓ 量子技術を活用した**新産業／スタートアップ企業の創出・活性化**

【未来社会像（ビジョン）】

経済成長

～Innovation～

次世代高速コンピューティングが仮説と検証のイノベーション創出サイクルを飛躍的に加速するなど、生産性革命など産業の成長機会創出等の経済成長を実現



人と環境の調和

～Sustainability～

次世代環境材料の開発やエネルギーベストミックス等によるカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの実現など人と環境が調和し、持続的に発展する社会を実現



心豊かな暮らし

～Well-being～

量子暗号通信による安全・安心な暮らし、次世代診断による健康・長寿、災害予測や避難誘導システムによるレジリエントな社会など、人々の心豊かな暮らしを実現

コンピューティング、センシング、通信性能の飛躍的向上による
産業の成長機会創出、社会課題解決等

【各技術分野の取組】

1. 量子コンピュータ

国産量子コンピュータの研究開発の
抜本的な強化、産業界への総合支援

- ✓ 量子技術と従来型（古典）計算システム（半導体等も含む）のハイブリッドなコンピューティングシステム・サービス実現、海外に比肩する国産量子コンピュータの研究開発の抜本的な強化
- ✓ 有志国を含む国内外の企業との連携による事業化等の支援のための環境整備、標準化支援等の産業界への総合的な支援（産総研に新センター等を設置）
- ✓ 量子コンピュータの大規模化・実用化に向けたブレークスルー技術の戦略的研究開発や基礎研究の推進



2. 量子ソフトウェア

量子コンピュータの利用環境の整備、
ソフトウェア研究開発の抜本的な強化

- ✓ 多様なユーザーがアクセスし、ユースケースを探索・創出できる量子コンピュータの利用環境整備（テストベッド整備等）
- ✓ 量子・古典のハイブリッドなコンピューティングサービスも見据えた**創薬・医療、材料、金融等の他分野やAI等の従来型（古典）技術分野との融合によるソフトウェアの開発（産学共創）**
- ✓ 量子ソフトウェアに関する**国家プロジェクトの抜本的な充実・強化、優れたアイデアを発掘・支援する仕組み**

量子ソフト市場
(2040年・世界)
40～75兆円



3. 量子セキュリティ・ネットワーク

量子暗号通信の利用拡大、総合的セキュリティの実現、量子インターネット研究

- ✓ 量子暗号通信テストベッドや利用実証の拡大・充実、耐量子計算機暗号も含め量子技術と従来型（古典）技術が一体となった総合的なセキュリティの実現
- ✓ 量子暗号通信技術の導入を後押しするための評価・認証制度などの支援
- ✓ 量子状態を維持した通信を可能とする量子インターネット研究開発の**国家プロジェクトの立ち上げ**



4. 量子計測・センシング／量子マテリアル等

量子計測・センシング技術の応用分野の拡大、
事業化支援

- ✓ 量子計測・センシング技術の**応用分野・活用事例の拡大、利用環境の整備（テストベッド整備等）、利活用を支える技術基盤の充実・強化**
- ✓ 将来のビジネス戦略を睨んだ**企業（ユーザー・ベンダー）の発掘・事業化支援**
- ✓ 世界最先端の量子機能を発揮する**量子マテリアルの研究開発・供給基盤の整備**



量子センサでEVの電流・温度を100倍以上高精度計測
EVの走行距離を10%以上向上（省エネ化）



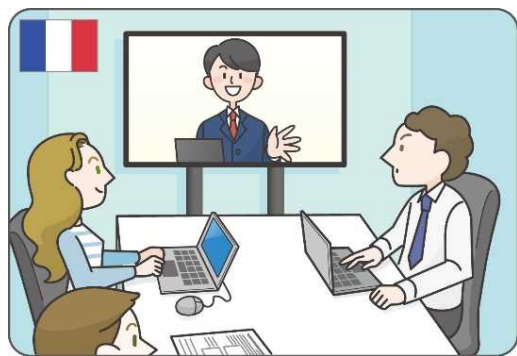
目的・概要

- 総務省・NICTでは、長期間にわたり多言語翻訳技術の基礎研究を実施し、技術・ノウハウ等を蓄積。
- 訪日・在留対応等を想定した17言語について、AI技術活用により**実用レベルの翻訳精度**(TOEIC900点相当)を実現。
- **ウクライナ語**について緊急的な初期対応（日常会話レベル）を実施。令和4年8月にスマホアプリとして公開。

日常生活等を支える**逐次翻訳**を実現し**社会実装**済み（本技術を活用した民間サービスが普及）。



2025年の大阪・関西万博も見据え、ビジネス・国際会議等での議論に利用できる、文脈・話者の意図等を補う**同時通訳**の実現に向けて、研究開発を実施中。 令和4年度第2次補正予算：27.7億円



対応言語(31言語)

重点対応言語（実用レベル）

訪日・在留外国人対応等を想定した17言語

日本語	スペイン語
英語	ブラジルポルトガル語
中国語	フィリピン語
韓国語	アラビア語
タイ語	イタリア語
インドネシア語	ドイツ語
ベトナム語	ヒンディー語
ミャンマー語	ロシア語
フランス語	

クメール語 ネパール語 モンゴル語
(研究開発を通じて2024年度までに重点化)

ウクライナ語

(研究開発を通じて2023年度までに重点化)

ウルドゥ語 オランダ語 シンハラ語
デンマーク語 トルコ語 ハンガリー語
ポーランド語 ポルトガル語 マレー語 ラオ語

ボイストラ(VoiceTra)アプリ



ミッション

(Mission)

世界の「言葉の壁」をなくす
～「逐次翻訳」から「同時通訳」へ進化、社会実装の更なる進展～

目標

(Target)

2020年 日常生活やビジネスを支える翻訳 (Conversation Level)

2025年 文脈・話者の意図等を補う同時通訳 (Discussion Level)

2030年 シビアな交渉にも使える同時通訳 (Negotiation Level)

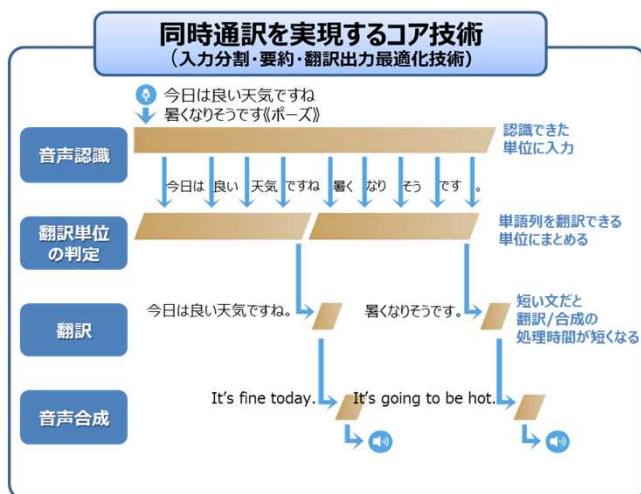
行動

(Action)

プロジェクト1 AIによる同時通訳の実現のための革新的多言語翻訳技術の研究開発

プロジェクト2 AIによる高度な自然言語処理技術を支える世界トップレベルのAI研究基盤の整備

プロジェクト3 2025年日本国際博覧会に向けた同時通訳システム等の社会実装



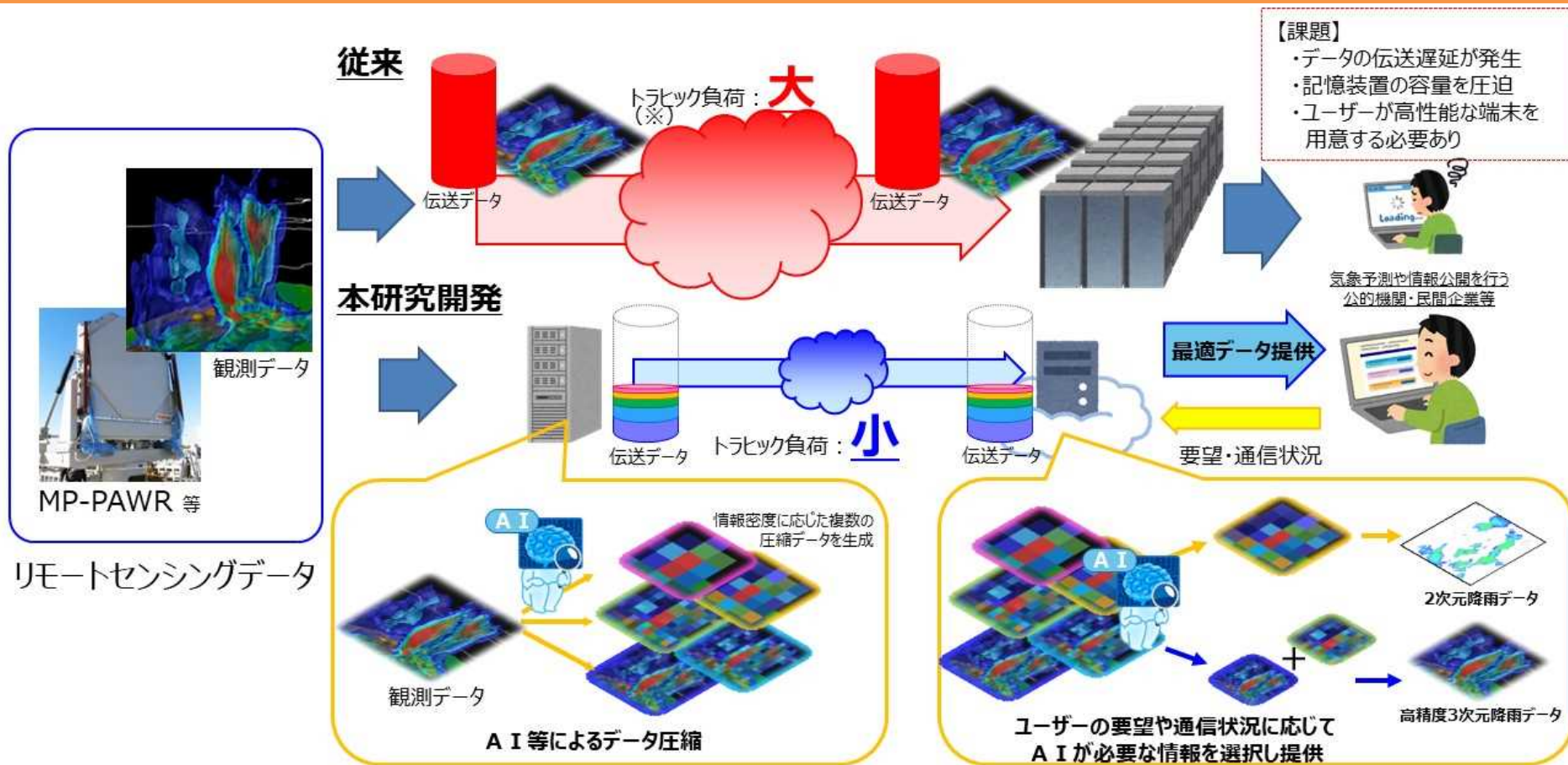
2025年大阪・関西万博での利活用イメージ



様々なデバイス
を利用した同時通訳の活用

目的・概要

- 防災・減災の分野において、降雨状況等を高精度に観測可能なリモートセンシング技術の導入が期待されているものの、**データ量が膨大となることからリアルタイムの伝送に課題**を残している。
 - 上記課題を解決すべく、AI等による圧縮・復元手法を用い、平時はもとより災害時等の限られたトラフィック環境下であっても、リアルタイムにユーザー（※）へデータを提供するための要素技術を開発する。
- ※ 気象予測や情報公開を行う公的機関・民間企業等



事業主体 国立研究開発法人、民間企業
 事業スキーム 研究開発（委託）
 計画年度 令和4年度～令和6年度

予算額 令和4年度第2次補正予算：13.0億円



デジタル社会の実現に向けた重点計画【令和4年6月7日閣議決定】

第6 5. (4) ②-イ 情報処理の高度化のための次世代コンピューティング技術
(中略)

また、エッジコンピューティング及びAIの応用事例として、**防災・減災に資する高精細かつ多種多様な気象・地形等のリモートセンシングデータを間断なくリアルタイムに提供するため、AI等を活用したデータ圧縮・復元技術の研究開発を推進し、令和7年度（2025年度）以降の早期導入・展開を目指す。**

統合イノベーション戦略2022【令和4年6月3日閣議決定】

第2章 1. (3) レジリエントで安全・安心な社会の構築

線状降水帯の早期把握や予測分析に資する三次元降雨状況を瞬時に観測可能なマルチパラメーターフェーズドアレイ気象レーダーをはじめ、高精度・高密度なリモートセンシング技術によって観測された多様な分析に資する膨大なデータを、災害時のみならず平時においても円滑にデータ伝送するための研究開発に着手。

国土強靱化年次計画2022【令和4年6月21日 国土強靱化推進本部決定】

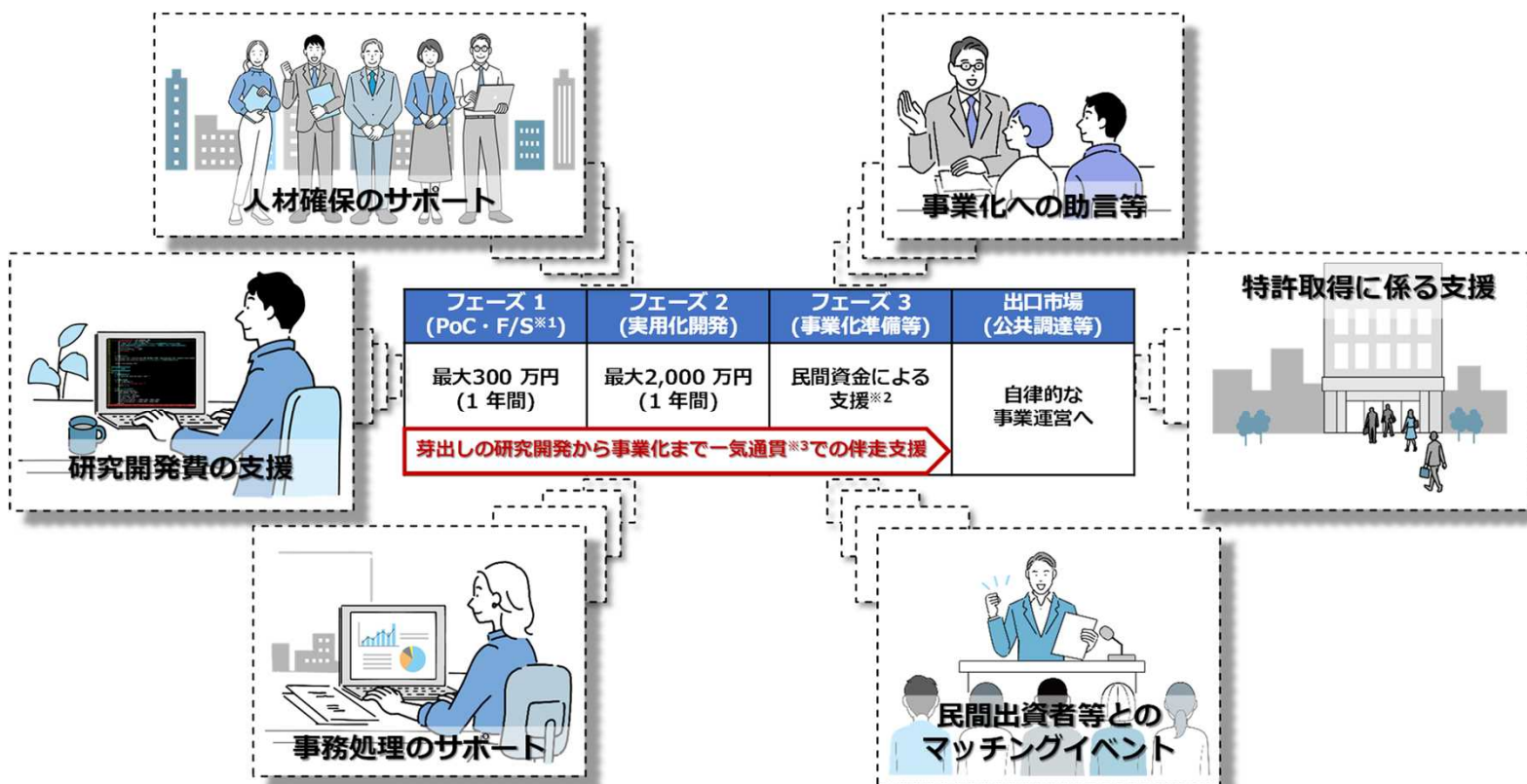
第2章 2 1. 1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生«重点»
(推進方針)

- ゲリラ豪雨等による水災害被害を最小限にするため、降雨等観測用の気象レーダー（PAWR）を、精密な観測が可能なレーダー（MP-PAWR）に変更するとともに、**膨大な観測データをリアルタイム伝送するための研究開発を実施する。**



目的・概要

- 先端的なICTを創出・活用する次世代の産業の育成を目指し、公募を経て選抜された、起業や事業拡大を目指す個人またはスタートアップによる、ICT に関する研究開発に対して研究開発費を支援するとともに、全国各地・各分野の支援機関ネットワークを活用した伴走支援を行い、官民の役割分担の下、芽出しの研究開発から事業化までの一気通貫での支援を実施



※1 PoC : Proof of Concept (概念実証)、F/S : Feasibility Study (実現可能性調査)

※2 フェーズ 3 の支援の有無は、民間出資者の判断に依ります。国が支援を保証するものではありません。

※3 継続の可否はフェーズ 1, 2 の開始・終了時の評価 (ステージゲート) の結果に応じて決定されます。

令和5年度当初予算 300 百万円 (新規)



1. 基本的考え方

- 本年をスタートアップ創出元年とし、戦後の創業期に次ぐ、第二の創業ブームを実現する。そのために、**スタートアップの起業加速**と、既存大企業によるオープンイノベーションの推進を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出する。

(略)

2. 目標

- 日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するためには、大きな目標を掲げて、それに向けて**官民で一致協力して取り組んでいく**ことが必要である。

(略)

3. パッケージの方向性

- まずは、我が国でも、**スタートアップの担い手を多数育成し、その起業を加速**する。

(略)

- 以上の整理のもと、このスタートアップ育成5か年計画においては、以下の大きな3本柱の取組を一体として推進していくこととする。

- ① **スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築**
- ② スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化
- ③ オープンイノベーションの推進

(略)

4. 第一の柱：スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

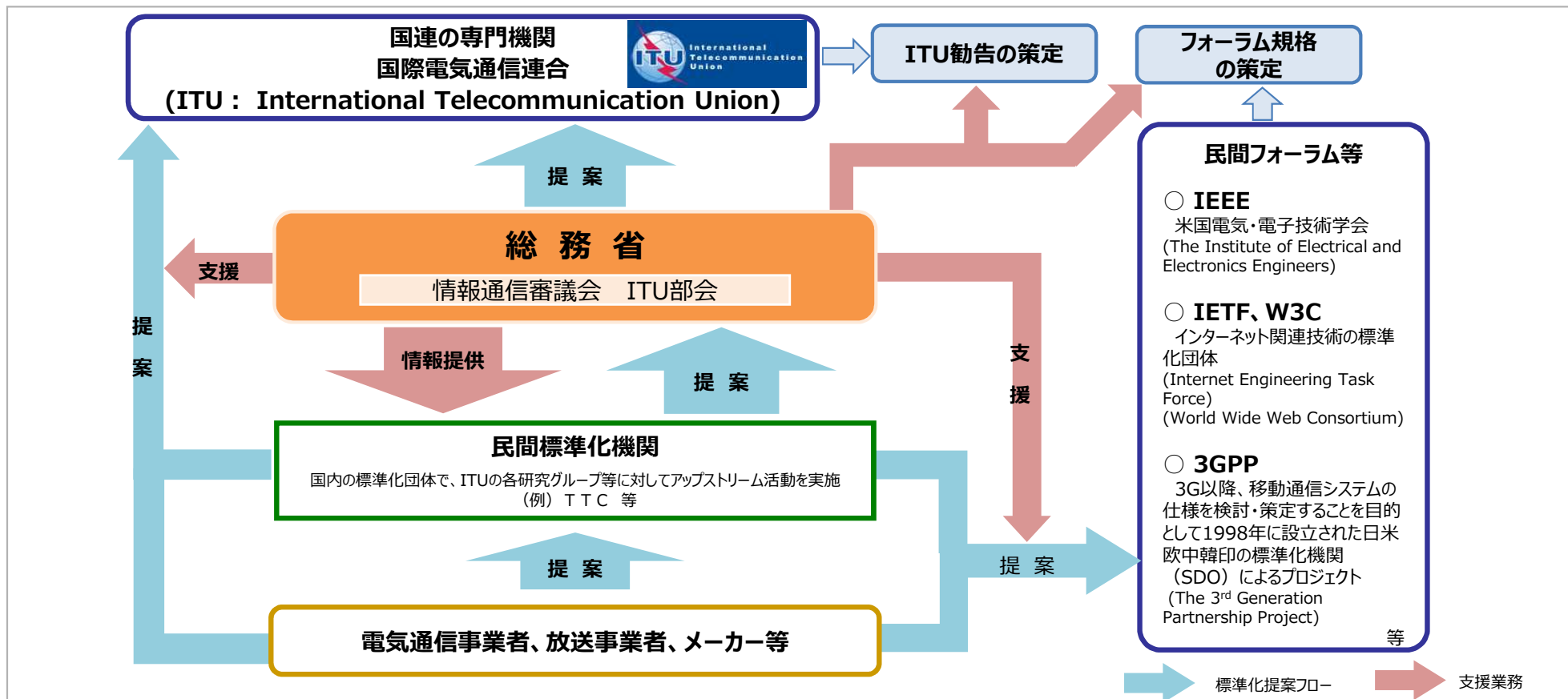
- 実際に起業を行おうとする者に対し、その起業家が有する技術や知識を効果的にビジネスへとつなげられるような**サポートを行う枠組みを充実**させる。

(略)



目的・概要

- グローバル市場における我が国の国際競争力を確保すべく、総務省の情報通信審議会答申に盛り込まれた重点分野等を中心に、国際標準化機関における標準化動向や今後の検討見込み、関係各国の標準化活動状況、情報通信技術の最新の開発動向に関する調査等を戦略的に実施。



(事業主体) 標準化団体、民間企業（通信事業者、ベンダ）、研究機関 等
 (事業スキーム) 調査研究（請負）
 (計画年度) 平成16年度～

令和5年度当初予算 125百万円



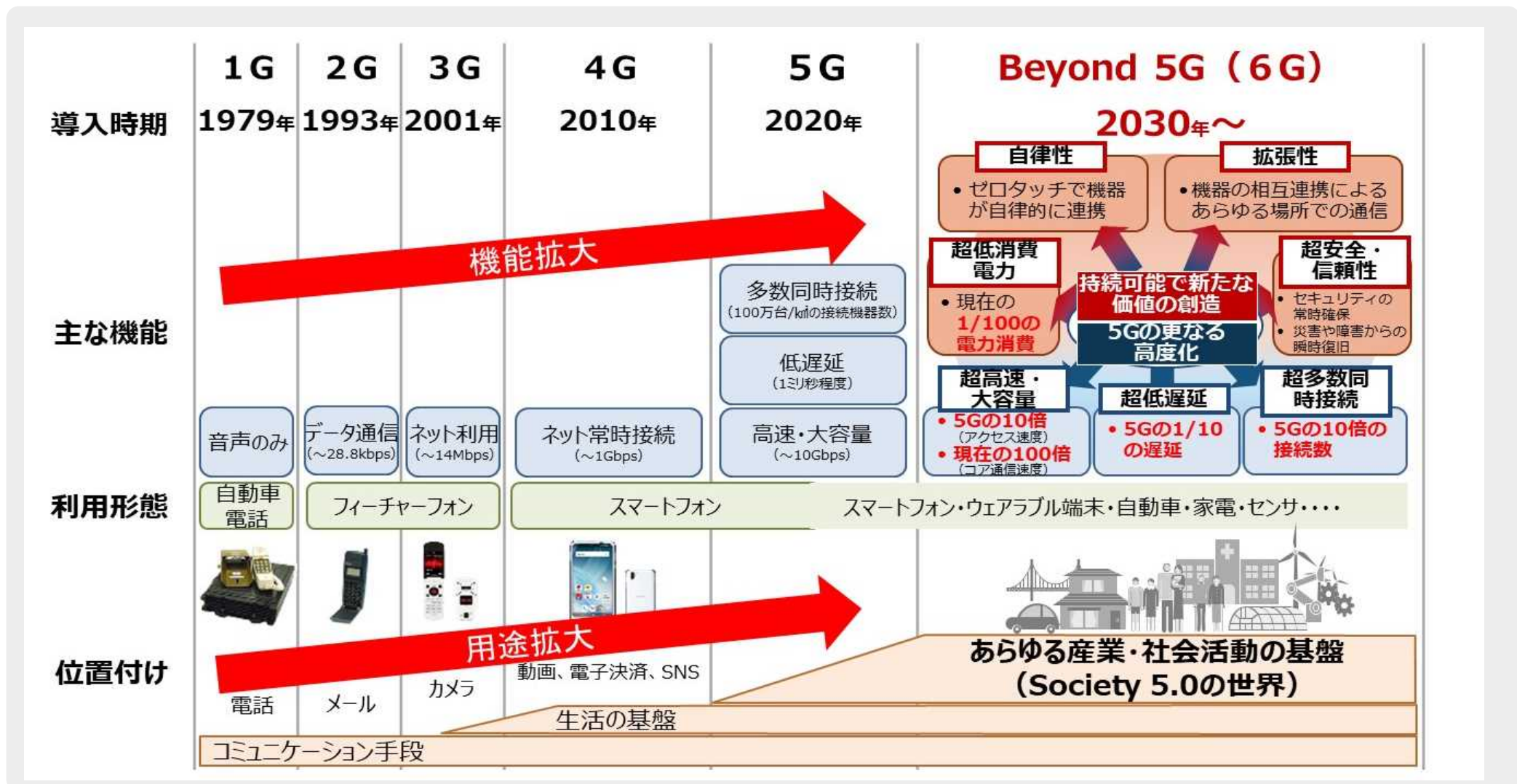
- 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業
https://www.soumu.go.jp/main_content/000900011.xlsx
- グローバル量子暗号通信網構築のための研究開発
https://www.soumu.go.jp/main_content/000899996.xlsx
- グローバル量子暗号通信網構築のための衛星量子暗号通信の研究開発
https://www.soumu.go.jp/main_content/000900000.xlsx
- 量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発
https://www.soumu.go.jp/main_content/000900380.xlsx
- 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発
https://www.soumu.go.jp/main_content/000899997.xlsx
- 防災・減災のためのリモートセンシング技術による高精度データの収集・分析・配信技術の開発及び基盤の整備
https://www.soumu.go.jp/main_content/000900005.xlsx
- スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業
https://www.soumu.go.jp/main_content/000900379.xlsx
- 情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進
https://www.soumu.go.jp/main_content/000899992.xlsx



第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野について

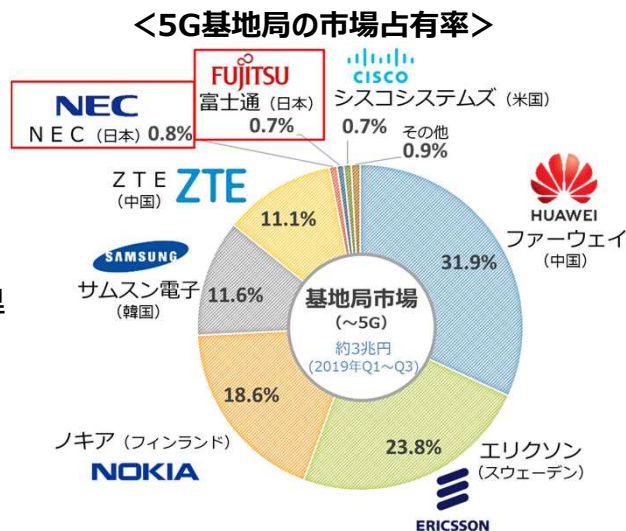
- **Beyond 5G（6G）に向けた情報通信技術戦略の推進**

- Beyond 5Gは、2030年代のあらゆる産業や社会活動の基盤となる次世代の情報通信インフラ。

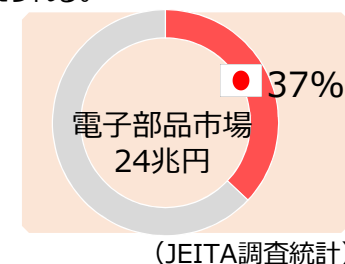


（課題①）熾烈な国際競争

- 5Gの国際的な通信インフラ市場で日本ベンダは後塵（通信インフラに組み込まれる電子部品では潜在的な競争力あり）
- 諸外国は6Gでの主導権を狙って研究開発投資の積極的に拡大、研究計画等の具体化が急速に進展
- 日本企業は優秀な技術力を持つが国際競争力や市場獲得に課題
- このままでは我が国の技術開発成果が埋没し、Beyond 5Gで存在感を失う危機



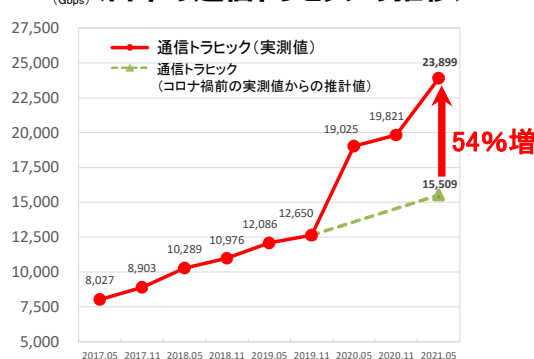
※基地局やスマートフォン等に組み込まれる電子部品では世界で約4割のシェアを占めるなど、潜在的な競争力は有していると考えられる。



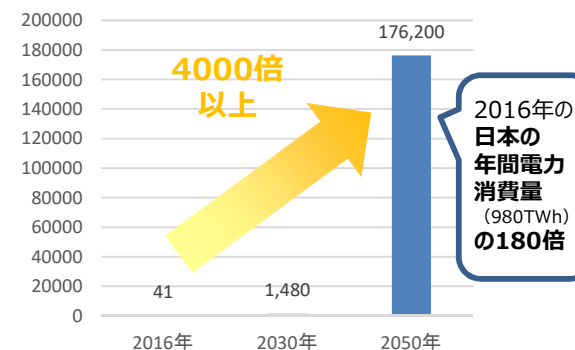
（課題②）情報通信の消費電力

- コロナ禍の生活様式の変化により通信ネットワークのトラフィックと消費電力が増大傾向
- このまま技術革新がなければさらなる激増が見込まれ、我が国も国際公約として表明しているカーボンニュートラルの達成が困難

<日本の通信トラフィックの推移>



<ICT関連消費電力の予測>



（課題③）国家戦略としてのデジタル化の推進

- 岸田政権における政府全体の国家戦略（新しい新本主義、デジタル田園都市国家構想、科学技術イノベーション、経済安全保障等）として、関係府省と密接連携しながら、誰もが活躍でき、誰一人取り残さないデジタル化を目指し、5Gを超える機能拡張によってBeyond 5Gの恩恵を国民に届けていく必要性



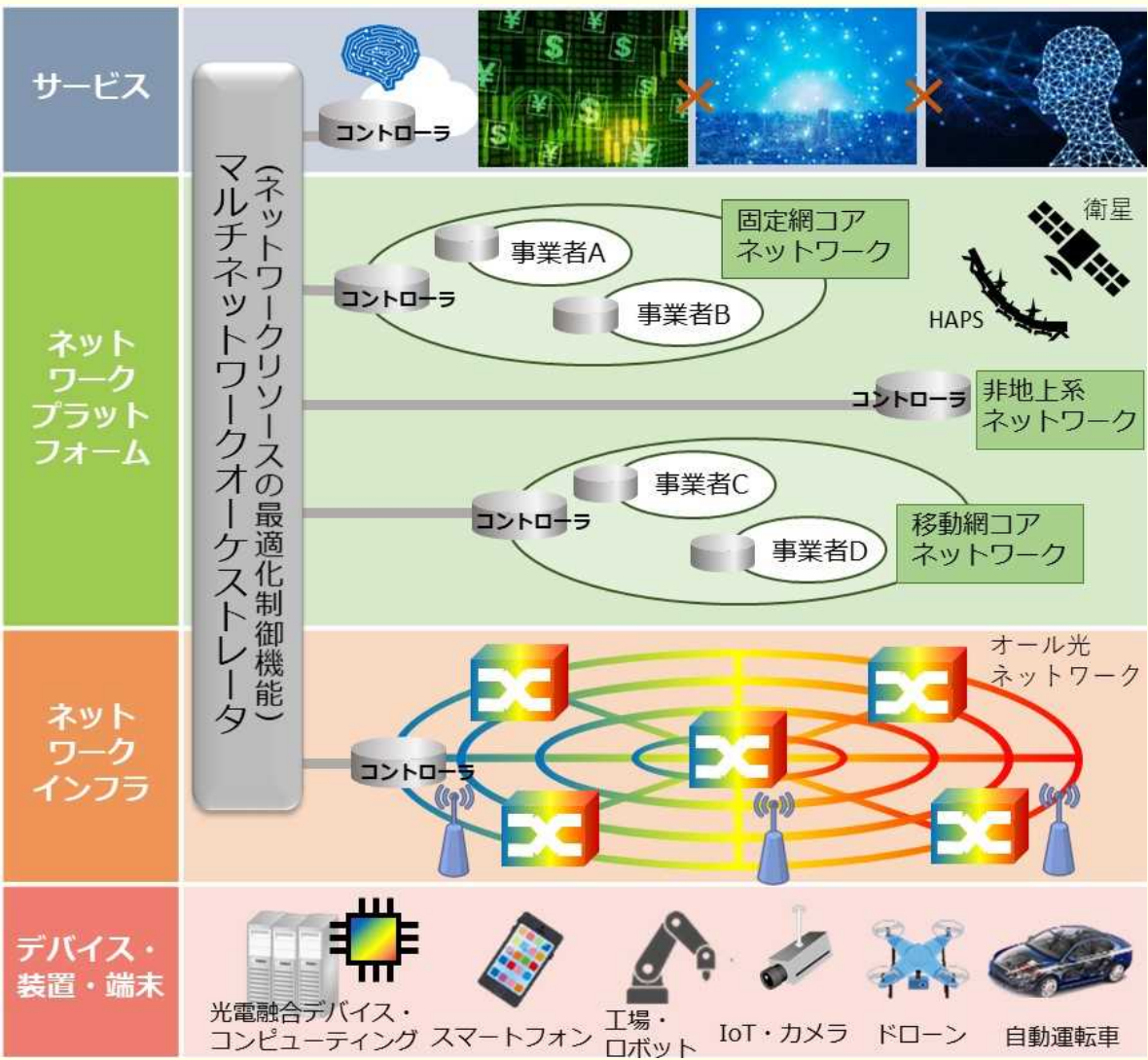
【実現目標】

標準必須特許10%、国際市場30%
を確保し、世界市場をリード

通信ネットワーク全体の電力使用効率を2倍
(再生可能エネルギー利用拡大とあわせて) 2040年情報通信分野のカーボンニュートラル実現

陸海空含め国土100%をカバーする
デジタル田園都市国家インフラを実現

世界市場でのゲームチェンジを目指したBeyond 5G (6G) のネットワークアーキテクチャ



(ポイント)

多様な分野のデジタルツインが組み合わさり、革新的なサービスがBeyond 5Gネットワーク上で提供・利用

- 従来の移动通信(無線)網の延長上ではなく、
- 光電融合技術を広く活用しつつ、オール光ネットワーク(固定網)と移動網を密に結合させることで革新的な大容量・低遅延・高信頼・低消費電力の次世代通信インフラを実現
- 非地上系のインフラ(衛星・HAPS)ともシームレスに結合させ、通信カバレッジを大幅に拡張
- 仮想化技術等も活用して、これらをセキュアに最適制御できる統合的なネットワークを実現

**先端技術開発等を主導し
グローバルな通信インフラ市場で
日本がゲームチェンジャーとなり
勝ち残るため、戦略的取組が必要**

多様な分野のミッションクリティカルなサービスに対応して
Beyond 5Gネットワークとつながる端末・デバイス

- 前述の研究開発10課題から、「①日本の強み」「②技術的難易度」「③自律性確保」「④国家戦略上の位置づけ」「⑤先行投資を踏まえた加速化の必要性」の観点から、今後特に重点的に国費を投入して注力すべき研究開発課題を絞り込み、重点プログラム化。

研究開発課題		重点化の基本的考え方
● オール光ネットワーク 関連技術 【重点プログラム】	[課題1] オール光ネットワーク 技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆【①日本の強み】特に光NW技術、光電融合技術、デバイス開発で先行 ◆【②技術的難易度】チップ内含め光と電気信号の緊密な連携には高い技術的ハードル ◆【④国家戦略上の位置づけ】新資本主義実現戦略、デジタル田園都市国家構想、グリーン戦略、科学技術立国、半導体分野の府省連携 ◆【⑤先行投資】B5G研究開発で一部着手、加速化が必要
	[課題3] 情報通信装置・ デバイス技術	
● 非地上系ネットワーク 関連技術 【重点プログラム】	[課題6] NTN (HAPS・宇宙ネットワーク) 技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆【①日本の強み】HAPSについては、HAPSアライアンスで先行 ◆【③自律性確保】災害時に陸上・海底光ファイバーが途絶した場合の衛星・HAPSを経由した通信手段を我が国の技術・事業者での確保が不可欠 ◆【④国家戦略上の位置づけ】デジタル田園都市国家構想（国土カバー率100%達成に不可欠）、経協インフラ戦略、宇宙・航空分野の府省連携 ◆【⑤先行投資】B5G研究開発で一部着手、加速化が必要
● セキュアな仮想化・ 統合ネットワーク 関連技術 【重点プログラム】	[課題4] ネットワークオーケストレーション技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆【①日本の強み】オール光ネットワークに連動する技術として先行、O-RAN標準化で主導、完全仮想化NW構築や国際展開で先行、ネットワークのハードソフト分離に不可欠な超強力汎用ハードウェアの開発でリード ◆【②技術的難易度】多様なネットワークの相互接続と相互運用を実現した上で自律的・動的なNWリソースの最適配置の提供、ユーザー・端末まで含めたセキュアな仮想化・リソース制御は技術的に高いハードル ◆【④国家戦略上の位置づけ】デジタル田園都市国家構想、グリーン戦略、科学技術立国、経協インフラ戦略 ◆【⑤先行投資】B5G研究開発で未着手
	[課題2] オープンネットワーク技術	
	[課題9] エンドツーエンド仮想化技術	
[課題7] 量子ネットワーク技術		<ul style="list-style-type: none"> ◆【③自律性確保】中国、米国、欧州と熾烈な開発競争が行われる研究領域ではあるが、社会やビジネスを根底から変革する領域 ◆【④国家戦略上の位置づけ】新資本主義実現戦略、量子イノベーション戦略、関係府省と連携し他の量子研究分野のシナジーも活かした研究開発 ◆【⑤先行投資】量子暗号の研究開発実施中、量子インターネットは中長期フェーズ
[課題5] 無線ネットワーク技術		<ul style="list-style-type: none"> ◆【①日本の強み】光ファイバー無線技術、O-RANベースでの高品質・高効率RU技術、中高周波帯デバイス（GaNなど）で先行 ◆【④国家戦略上の位置づけ】デジタル田園都市国家構想、グリーン戦略 ◆【⑤先行投資】B5G研究開発実施中（着実な継続が必要）
[課題8] 端末・センサー技術		<ul style="list-style-type: none"> ◆【②技術的難易度】革新的なBeyond 5G対応IoTデバイスの開発等 ◆【④国家戦略上の位置づけ】デジタル田園都市国家構想、グリーン戦略
[課題10] Beyond 5Gサービスアプリケーション技術		<ul style="list-style-type: none"> ◆【②技術的難易度】社会実装の実証を通じた社会課題解決の検証



研究開発戦略

● 国が注力すべき「重点研究開発プログラム」を特定

・日本に強みがあり、その
かけ合わせにより世界
をリードできる技術
(右記①②③を重点
対象に)

・国の集中投資による
研究開発の強力な
加速化が必要

・予算の多年度化を可能
とする枠組みの創設が
望ましい

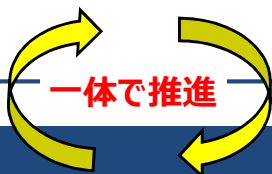
① オール光ネットワーク技術
通信インフラの超高速化と省電力化を実現

(光ネットワーク技術) (光電融合技術)

② 非地上系ネットワーク技術
陸海空をシームレスにつなぐ通信カバレッジ
拡張を実現

(衛星通信) (HAPS)

③ セキュアな仮想化・統合ネットワーク技術
安全かつ高信頼な通信環境を実現



知財・標準化戦略

● 我が国が目指すネットワークアーキテクチャと重点研究開発プログラムの成果のオープン&クローズ戦略を推進

【オープン（協調）領域】

・ネットワークアーキテクチャとキーテクノロジーのITUや3GPP等
での国際標準化を有志国と連携して主導

【クローズ（競争）領域】

・研究開発プログラムの成果からコア技術を特定し、権利化・
秘匿化等を行い、我が国の競争力の源泉として囲い込み

社会実装戦略

● 社会実装開始時期の前倒しと順次の ネットワーク実装

[2024年度～]

・公的機関を含む先進ユーザ・エリアでの
技術検証 (①、③)

[2025年度～]

・大阪・関西万博でグローバル発信

[2026年度～]

・①③技術の機能拡充と段階的なエリア拡大
・②技術を組み合わせた全国・グローバルへの
エリア拡大



海外展開戦略

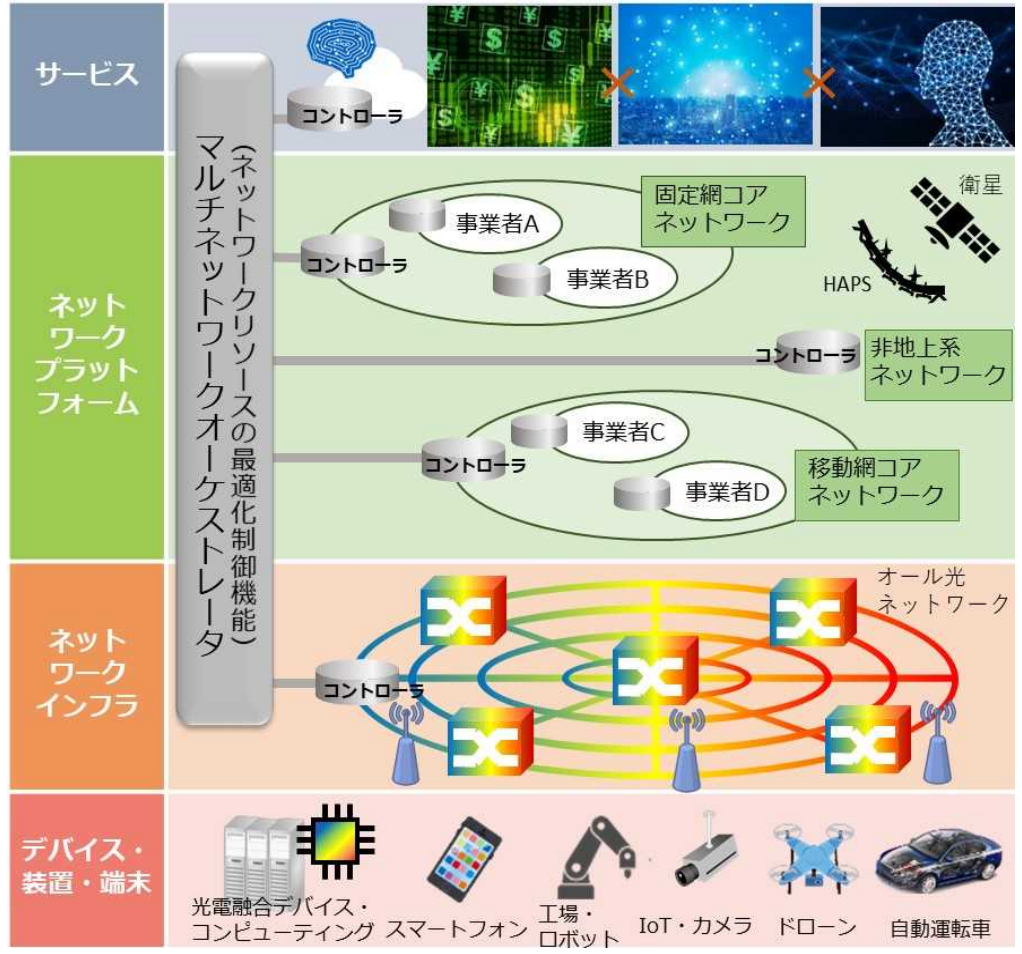
● 重点研究開発プログラムの成果を「世界的なBeyond 5G キーテクノロジー」に位置づけ、海外通信キャリアへの導入促進

・「社会実装戦略」(早期・順次の国内社会実装)により、その有用性
を世界にいち早く発信してグローバルなデファクト化を推進

・主要なグローバルベンダとも適切に連携しながら、研究開発
成果の世界の通信キャリアへの導入を促進

- 2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G (6G) について、国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るため、我が国発の技術を確立し、社会実装や海外展開を目指す。
 - 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に革新的な情報通信技術の研究開発推進のための恒久的な基金を造成し、Beyond 5G (6G) の重点技術等について、民間企業や大学等による研究開発を支援する。
- ※電波利用料財源による予算については、電波の有効利用に資する技術の研究開発に充てる。

令和4年度第2次補正予算：662億円 令和5年度当初予算：150億円
 <目指すべきBeyond 5G (6G) ネットワークの姿>



国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律 (令和4年法律第93号) ※補正予算関連

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正**
 革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等の業務に要する費用に充てるための基金 (情報通信研究開発基金) をNICTに設けること等を規定。
 ※主な改正事項：○基金設置 ○基金業務の区分経理
 ○毎事業年度の国会報告 ○現行時限基金の廃止
- (2) 電波法の改正**
 電波利用料を財源とする電波の有効利用に資する研究開発のための補助金を基金に充てることのできる旨を明確化するとともに、基金の残余額その他当該基金の使用状況を、毎年度、調査・公表することを規定。
- 【令和4年12月2日成立、令和4年12月19日施行】**

<執行イメージ>



基金事業に係る事業面からの適切な評価の在り方等について (情報通信審議会 革新的情報通信技術プロジェクトWGとりまとめの概要①)

- **情報通信審議会 情報通信技術分科会 技術戦略委員会**に革新的情報通信技術プロジェクトWGを設置し、計3回のWG開催(※)を経て、「**革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業に係る事業面からの適切な評価の在り方等について**」(令和5年3月10日)をとりまとめ・公表。(※) 第1回WG (2月7日)、第2回WG (2月17日)、第3回WG (3月6日～7日メール審議)。

<WG構成員>

- 森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授 【主任】
- 長内 厚 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授 【主任代理】
- 木村 亮示 ポストコンサルティンググループ マネージング・ディレクター/シニアパートナー
- 杉浦 孝明 株式会社三菱総合研究所 営業本部 インダストリー・マネージャー (通信・メディア)
- 立本 博文 筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授
- 平田 貞代 芝浦工業大学大学院 理工学研究科 准教授/東北大学大学院 工学研究科 技術社会システム専攻 特任准教授

WGとりまとめのポイント

<検討の背景>

- 我が国の情報通信産業は、国際的に見て総じて高い技術力を有している一方で、**優れた技術を確立しても必ずしもそれを大きな事業・ビジネス成果に繋げることができてこなかった**という問題意識がある。
- また、世界的な情報通信産業分野の動向として、グローバルな市場を前提とした規模の経済を最大限に活用した競争が進展し、その傾向が益々高まる中、**我が国のプレイヤーは、製品・サービスの実装・展開先として国内市場が中心**であり、その結果、**グローバル市場において十分な競争力を発揮することができてこなかった**という指摘もある。
- 本基金事業により特に多額の予算を投じて支援を行う際には、従来型の「研究のための研究/技術のための技術」、あるいは「国内市場中心」といった発想から脱却し、**グローバルな視点に立って、世界で活用されること(いわゆる「グローバル・ファースト」)**を常に意識し、**事業面・戦略面を見通した形で開発・実装を推進することが求められる**。
- 情報通信技術については、早期の製品投入と顧客のフィードバックを活かしたアジャイルな開発、新たな価値創造に加えて、仲間作り、戦略的な知的財産の獲得・活用など、**技術力のみならず、市場や価値の獲得を強く意識した総合的な取組の重要性が増してきている**。



基金事業に係る事業面からの適切な評価の在り方等について (情報通信審議会 革新的情報通信技術プロジェクトWGとりまとめの概要②)

<事業面からの評価項目> 総務省及びNICTにおいては、下表に沿って方針等を策定することが適当 (「5W1H」の明確化)

評価項目	主なポイント
<p>①市場機会の認識</p> <p>「Where」(どこで (= 誰に対して)) 「When」(いつ(頃))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバルでのターゲット市場の予測・分析を行い、市場機会を適切に認識できているか。 ● 想定する市場の規模、成長性は十分に見込まれるか。その時期は妥当か。 ● 社会、市場、顧客(ニーズ)が存在するか。特にそのニーズを満たすことで資金の流れを通じた事業化や価値獲得に繋がることが具体的に想定できるか。具体的な想定顧客は誰か。 ● 事業の海外展開可能性、収益性は十分にあるか。
<p>②事業内容、競争優位性</p> <p>「What」(何を) 「Why」(なぜ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発段階から、事業化・ビジネス・海外展開を前提とした研究開発の計画・内容となっているか。 ● 提供する製品・サービスは既存の製品・サービスに比して十分な便益を提供できるか。 ● 提供する製品・サービスは競争力・優位性を有しているか、又は有すると期待されるか。それには持続性があるか。競争優位性を持つための仲間作りができているか。競合他社の分析ができているか。 ● 知的財産の活用や標準化等の方策は有効・合理的なものになっているか。
<p>③経営コミットメント・事業計画・推進体制</p> <p>「Who」(誰が) 「How」(どうやって)</p> <p>※今後実施する予定の取組や構想段階の内容を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者自身の関与、経営戦略上の位置づけがあり、十分な経営資源を投入・配置しているか。 ● 研究開発から事業化までを円滑に進め、運用するための社内体制(各部門の連携)及び協業先を構築できているか。 ● 事業フーズビリティを確認するための調査検討を実施するとともに、その後の周辺環境の変化に対して、柔軟に事業計画の見直しを行う体制が整っているか。営業活動への計画・投資があるか。 ● 事業化時のための商流やサプライチェーンの確保等、市場獲得に向けたビジネスモデルを構築できているか。 ● 研究開発成果の事業化後の競争性の維持、事業拡大に至るまでの資金計画、投資・投資回収の計画や想定が妥当か。

<モニタリングに当たっての留意点(視点)>

採択時の評価のみならず、採択後においてもモニタリングを実施し、事業・計画の見直し等を行うことが極めて重要。次のような視点に基づき、進捗確認・助言を行うことが適当。

- ・ 海外展開における不確実性も考慮した、柔軟性をもった進捗管理
- ・ 研究開発のステージ(可能性を追求する前半か、予見性が高い後半か等)を意識してサポートの仕方を変える重要性
- ・ 社会・市場の環境変化に対応した柔軟な軌道修正等が可能な仕組みの構築 等



新基金の運用に当たっての、支援対象、WGのとりまとめを踏まえた評価・モニタリング、実施体制等について総務省が定め、NICTに通知。各主体はこれに従って本基金事業を実施。

<支援対象>

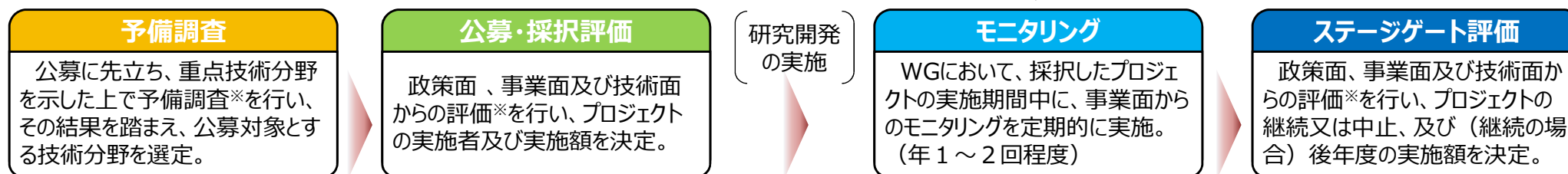
プログラム名	研究開発対象	助成・委託の別	1件あたりの支援規模(国費分)
①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム	我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開に向け、一定期間内にTRL※1を一定の水準に到達させることを目指す研究開発 ※ 4年以内にTRLが概ね6、5年以内にTRLが概ね7など	助成を基本※2 実施期間全体の事業総額のうち最大1/2を助成 ※助成率は採択時の評価に応じて決定。事業年度ごとの助成率の変動を可能とするが、各事業年度の助成率の上限は2/3。	～数十億円程度/年 (想定)
②要素技術・シーズ創出型プログラム	プロジェクトの開始時点でTRL 1～3に該当する技術であって、社会実装まで一定の期間を要し、中長期的視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発	委託	～1億円程度/年 (最大数億円) (想定)
③電波有効利用研究開発プログラム	電波法第103条の2第4項第3号に規定する電波の有効利用に資する技術の研究開発	委託	開発規模に応じ、①/②と同程度 (想定)

※1 TRL: Technology Readiness Level (技術成熟度)。詳細は別紙参照。

※2 業界横断的な共通基盤領域若しくは協調領域に該当する技術、我が国の経済安全保障上必要となる技術又は外国機関と協力して開発する技術であって、政府文書において国が実施することが明確に位置づけられているものについては、委託事業にて実施することも可能とする。

<評価・モニタリング> ※①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムの例

主要な企業等の経営者(原則、代表権を有する者)に毎年度WGへ出席して事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明させること等により事業面からのモニタリングを実施



※ いずれも、総務省の関係部局及びNICTに設置する外部有識者で構成する評価委員会の意見を聞いた上で行う。

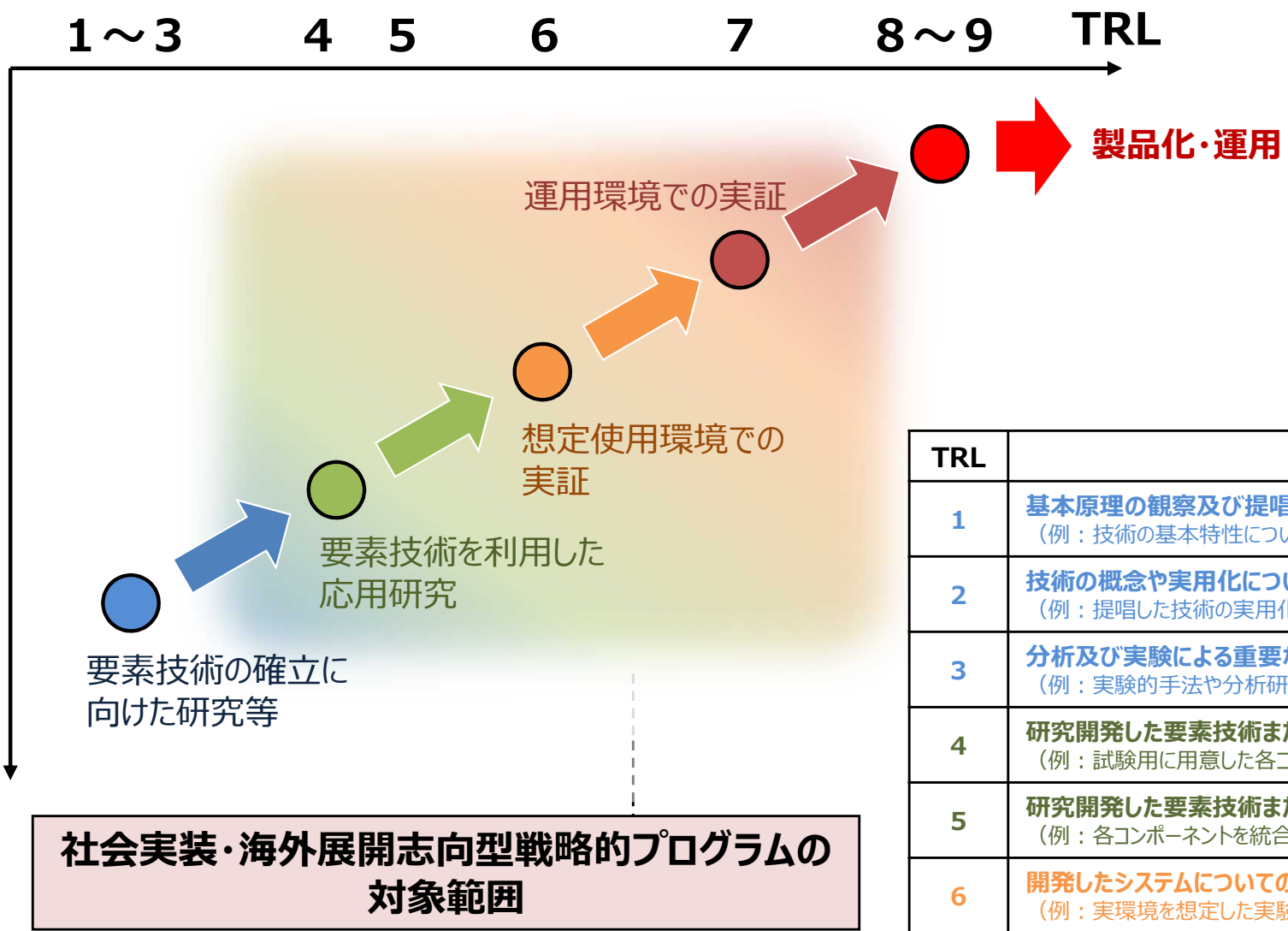
<研究開発成果(知的財産権)の取扱い>

総務省及びNICTは、本基金事業の研究開発成果として得られた知的財産権が、我が国の国際競争力の強化及び経済安全保障の確保の観点から、社会実装・海外展開を通じて適切に取り扱われるよう、必要な措置を講ずる。



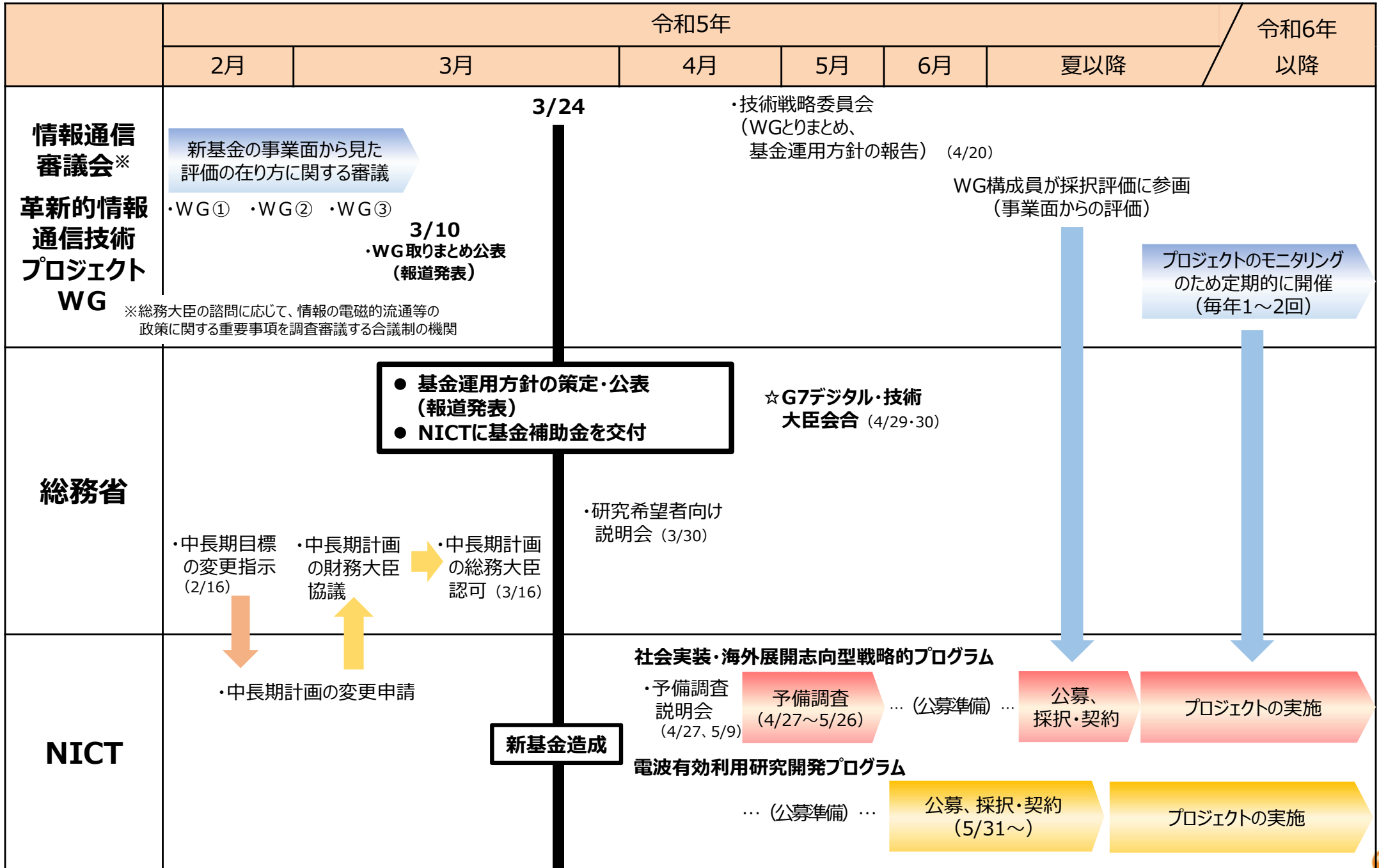
米国DoDを基に総務省作成

商用化までの年数



TRL	定義
1	基本原理の観察及び提唱 (例：技術の基本特性についての文献研究等)
2	技術の概念や実用化についての明確化 (例：提唱した技術の実用化に関する検討など分析研究等)
3	分析及び実験による重要な機能や特性についての概念実証 (PoC) (例：実験的手法や分析研究などによる要素技術ごとの予測評価等)
4	研究開発した要素技術または試作品についての実験室規模での評価 (例：試験用に用意した各コンポーネントの統合やその動作確認)
5	研究開発した要素技術または試作品についての想定使用環境での評価 (例：各コンポーネントを統合したものを想定使用環境で試験)
6	開発したシステムについての想定使用環境でのモデル実証 (例：実環境を想定した実験環境・シミュレーションにおけるプロトタイプによるテスト)
7	開発したシステムについての運用環境でのプロトタイプ実証 (例：テストベッド環境でのプロトタイプによるテスト)
8	試験及び実証を通じた実システムとしての完成 (例：完成されたシステムについての運用テスト及び評価、認証試験等)
9	実システムを商用等に運用 (例：装置類・システムの販売・運用等)

※ 当初はNASAによって作られ、その後、米国 (DoD) やEU (Horizon) 等、国内外の政府・研究機関等でもTRLを定義し利用。



- 2023年4月29日及び30日、デジタル庁・総務省・経済産業省が共同で、群馬県高崎市において「G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合」を開催。
- G7各国、EUの他、インド、インドネシア、ウクライナの招待国、ERIA、ITU、OECD、国連、世界銀行の国際機関からも代表者が参加。
- 本会合の成果として、「G7デジタル・技術閣僚宣言」を採択。Beyond 5G（6G）に係る記述も記載。

G7デジタル技術・大臣会合閣僚宣言（抜粋）

20. 現在のデジタルインフラの安全性と強靱性を向上させるこれらの取組に加えて、我々は、Beyond 5G/6G時代の次世代ネットワークのビジョンを共有することの重要性に留意し、**Beyond 5G/6G時代の将来のネットワークに関するG7ビジョンを承認**する。我々は、2030年代以降のデジタルインフラの構築に向けて、研究開発及び国際標準化に関する協力を強化することを約束する。〔附属書2〕

「安全で強靱なデジタルインフラ構築」に関する附属書〔附属書2・3〕（要約）

【Beyond 5G/6G時代における将来ネットワークビジョン】

G7として次の要素を具備する次世代ネットワークに関する共有のビジョンを共有。

①エンドツーエンドの大容量・低遅延通信：

無線アクセスネットワークだけでなく、ネットワーク全体のアーキテクチャを考慮した上で、将来ネットワークの重要技術や基準を設計・開発する必要。

②エネルギー効率性と環境負荷への影響：

データ通信量の増加に伴うエネルギー消費と環境負荷を最小限に抑えるため、ネットワーク全体の消費電力の大幅な削減とエコ設計のネットワーク機器の開発が持続可能なデジタル社会の実現に不可欠な要素。

③複層的なネットワーク：

地上系ネットワーク、海底ケーブル、低軌道衛星やHAPSなどの非地上系ネットワーク（NTN）を含む複層的なネットワークの開発・実装を通じてネットワークの接続性を強化。また、これらネットワーク間のシームレスな相互運用の重要性を認識。

④周波数効率性：

小セル化を進め、より周波数利用効率を高めることにより、Beyond 5G/6Gのようなモバイルネットワークのエネルギー消費量を削減できる可能性。

これらの要素に加えて、**オープン性、相互運用性、モジュール性**がBeyond 5G時代の将来ネットワークにおいて重要な要素となることをG7として認識。

【安全で強靱なデジタルインフラの構築に向けたG7アクションプラン】（抜粋）

Beyond 5G/6G時代のデジタルインフラ構築に向けて、**研究開発や国際標準化に関する協力を強化**。この際、エネルギー消費と環境フットプリントの指標の進展を測定・監視することの重要性を認識。

令和5年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策10：情報通信技術高度利活用の推進
担当部局・課室名	情報流通行政局情報通信政策課 他
作成責任者名	情報流通行政局情報通信政策課長 吉田 宏平
政策評価実施時期	令和5年9月

第 I 部

政策の全体像について

ICTの活用により、 年齢・障害の有無・居住地等にかかわらず、 誰もが豊かな人生を送ることができる 活力ある経済社会の実現

① ICTによる社会課題解決・地域活性化

○デジタル実装による地域課題の解決

（R4補正：20億円、R5予算：1.4億円）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図る地方公共団体や地域の企業・団体などの取組に対して、①導入・運用計画の策定、②ローカル5G等の新しい通信技術を活用した先進的なソリューションアイデアの実用化（社会実証）、③地域の通信インフラの整備等を総合的に支援。

○放送コンテンツによる地域情報発信力の強化

（R4補正：10.4億円、R5予算：1.8億円 ※関係予算合計額）

地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体と放送事業者等の映像制作者が連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作して海外の放送局を通じて発信する等、地域からの情報発信の強化に向けた取組を実施。

② 利用者の安全・安心なICT利活用の推進

○総合的なICTリテラシー向上施策の推進

（R4補正：2.5億円、R5予算：0.3億円）

偽・誤情報の流通の問題の顕在化やICTの活用が当たり前になるなどのインターネットを取り巻く環境の変化に対処するため、これからのデジタル社会に求められるリテラシーを整理し、青少年に限らず、全世代を対象としたICTリテラシーの向上に向けた取組を実施。

○高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進（R4補正：40億円）

高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、民間企業や地方公共団体等と連携し、スマートフォンを利用したオンラインによる行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を全国において実施。

○情報バリアフリー促進支援の推進（R5予算：1.3億円）

障害者や高齢者を含めた誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境の実現に向け、障害者等の利便増進に資するICT機器・サービスの開発に対する助成等を実施。

① ICTによる社会課題解決・地域活性化

○デジタル実装による地域課題の解決

【ローカル5G等の新しい通信技術を活用して
地域課題の解決に取り組んだ地域数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
目標	—	—	—	100
実績	26	(調査・とりまとめ中)	—	—

○放送コンテンツによる地域情報発信力の強化

【放送コンテンツ関連海外売上高】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度
目標	—	—	—	857億円
実績	525億円	571億円	656億円	—

② 利用者の安全・安心なICT利活用の推進

○総合的なICTリテラシー向上施策の推進

【令和5年度取組状況】

- ・ 全世代のICT活用・リテラシー向上推進のための指標の策定
- ・ 各世代に共通する課題に対応したコンテンツの作成

○高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

【講座の実施状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
箇所数	2,223	4,804	6,000
受講者数	252,746	650,727	500,000

○情報バリアフリー促進支援の推進

【助成の実施状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み件数	10	10	10
実績件数※	9 (15)	6 (10)	11 (17)

※外部有識者が参画する評価会において採択された研究開発の件数。
()内は公募時における企業等からの申請件数。

第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野について

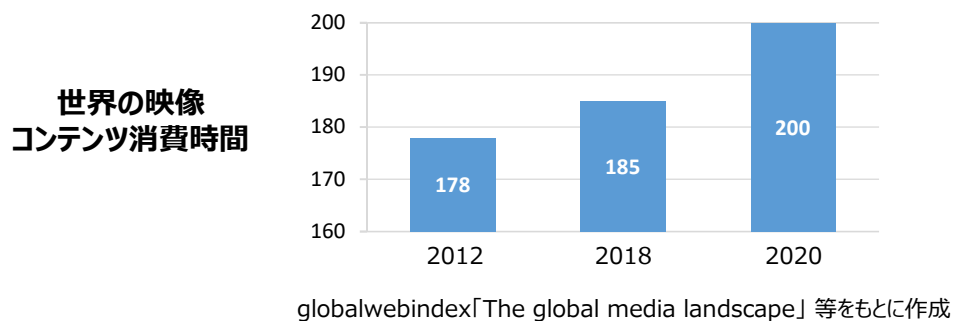
- 放送コンテンツによる地域情報発信力の強化
- デジタル実装による地域課題の解決
- 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

放送コンテンツによる地域情報発信力の強化

背景・課題認識

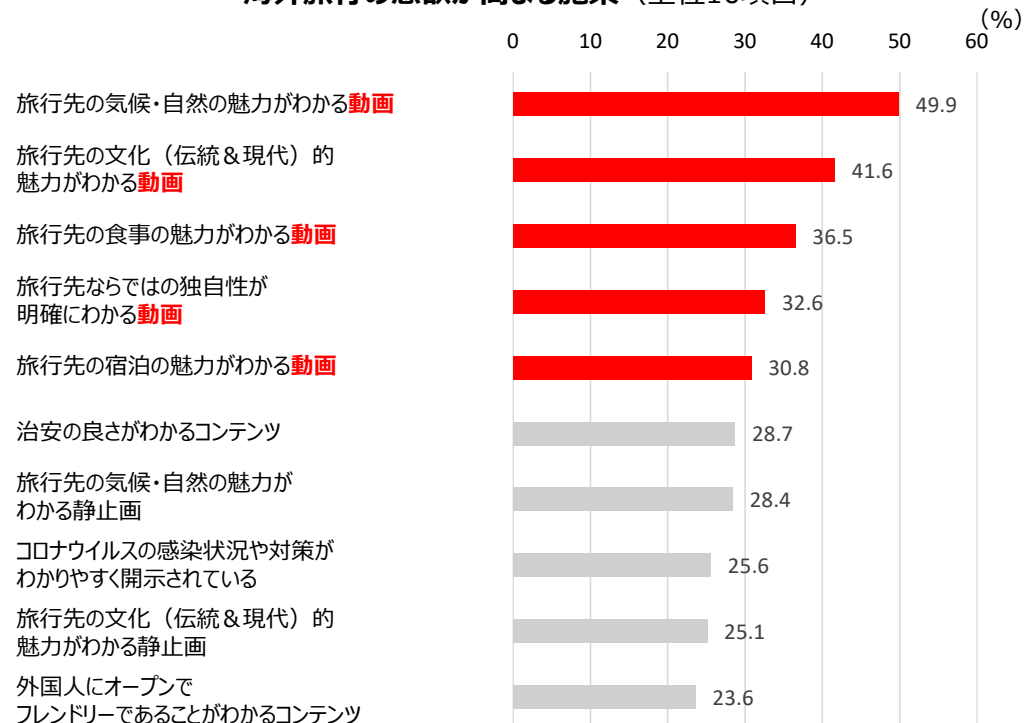
- 高齢化・少子化によって生産年齢人口の減少が進む地域経済の活性化のためには、日本の多様な魅力を広く発信し、海外からの需要を持続的に取り込むことが緊要。コロナ禍における行動制限等が終了し、インバウンド・アウトバウンドが回復が進む中、地域では海外への情報発信ニーズが拡大。
- また、近年の映像コンテンツ消費の拡大に伴い、映像コンテンツが与える経済や社会への影響が大きくなっていることから、**コンテンツの訴求力を活用した情報発信が有効**。
- 一方、**地域においては映像制作や海外での情報発信に関する知識や経験が不足**。このため、**地方公共団体等とノウハウやネットワークを有する地域の映像制作者との連携を促進**。

● 世界的に映像コンテンツの消費時間は拡大



● 求められる情報として動画が上位

海外旅行の意欲が高まる施策（上位10項目）



● 旅行先選びでの映像コンテンツの影響力が増加

旅行予約サイト大手、米エクスペディアが旅行者に旅先を決めたときのきっかけを聞いた。

日本では全体の55%が「テレビ」と答え、最多となった。次に多かったのがガイドブックなどの「本」（35%）で、3位に動画配信といった「ストリーミング」（15%）が入った。

米国でも同様の調査を実施しており、テレビ、ストリーミングの回答がそれぞれ全体の40%を占め、首位となった。

日経MJ（令和5年1月13日）

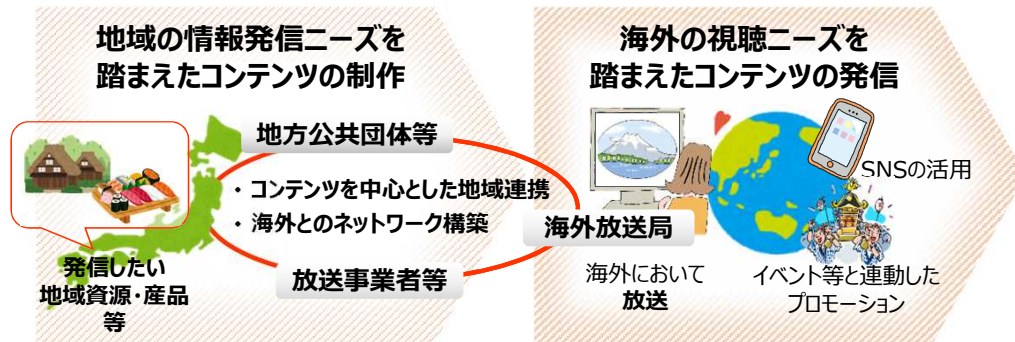
N=8,220（世界22の国・地域において調査）

「ジャパンブランド調査」（電通）をもとに作成

施策の概要

- 我が国の地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体と放送事業者等が連携し、**日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送事業者と共同で制作（国際共同制作）して世界で発信する取組等を支援。**

日本各地の魅力を伝えるコンテンツの制作・発信



情報発信の効果

地域経済の活性化

- ・日本の各地域（自然、文化、地場産品・農産品等）への関心・需要の喚起 等



ソフトパワーの強化

- ・日本文化・日本語の普及
- ・国際的なイメージの向上 等



※国際共同制作：

日本の放送事業者等と海外の放送局が連携し、放送コンテンツを共同制作・発信すること。

（国際共同制作の効果）

- ① 現地の放送に関する規制、視聴者のニーズに関する知見が得られる。
- ② 現地の放送局等と組むことで、その発信力を活用できる。

コンテンツ制作・発信等に係る費用の助成

総務省

効果の測定・検証

到達点

- 地方公共団体や地元事業者の連携による情報発信サイクルの構築を促進し、地域から海外への情報発信力を強化することで、海外からの需要を取り込み地域経済の活性化を実現。

今後の方向性・工夫点

○ 行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、以下の見直しを行う。

秋のレビュー等における指摘事項	対応の方向性	見直し内容
<p>効果検証が可能となるようなデータ項目を整理し、統一的に間接補助事業者から収集した上で、各地域にどれだけ需要を呼び込む効果があるかを捉える指標を設定すべき。</p>	<p>本事業で情報発信を行った番組の視聴者数等の直接的な効果、及び当該国・地域から我が国にもたらされた経済波及効果を含め、適切なアウトカム指標を設定する。</p>	<p>地域経済への効果として事業で取り上げた地域の訪日外国人旅行客の増加数と事業で取り上げた地域産品・農産品の消費・輸出の増加額をアウトカム指標とする。</p>
<p>個々の事業について、事業内容のみならず採択時の理由・評価や視聴者からの評価等の事業実施の効果を公表するなど、より採択にかかる透明性を確保し、より質の高いコンテンツの応募・採択につなげるべき。</p>	<p>事業募集の際、事業者が制作した映像コンテンツや過去放映時の視聴者評価を評価の参考に用いる等の応募項目の見直しや、採択基準の明確化等によって、より質の高いコンテンツの応募・採択が行われる仕組みを検討する。</p>	<p>応募項目や審査方法の見直しや採択基準の明確化を行う。</p>
<p>現行は、テレビ放送が主体で、放送事業者が中心となっている。デジタル化が進んでいる中で多様な発信媒体となるよう更なる周知を行い、より効果的な見直しを行うべき。</p>	<p>他の事業者が確保した放送枠を活用した番組制作を促進する等、放送事業者以外の事業者も参加しやすい仕組みの検討を行う。</p>	<p>事業の積極的な周知やインターネットを活用した取組等の評価を行う。</p>

デジタル実装による地域課題の解決

デジタル田園都市国家構想の主要KPI

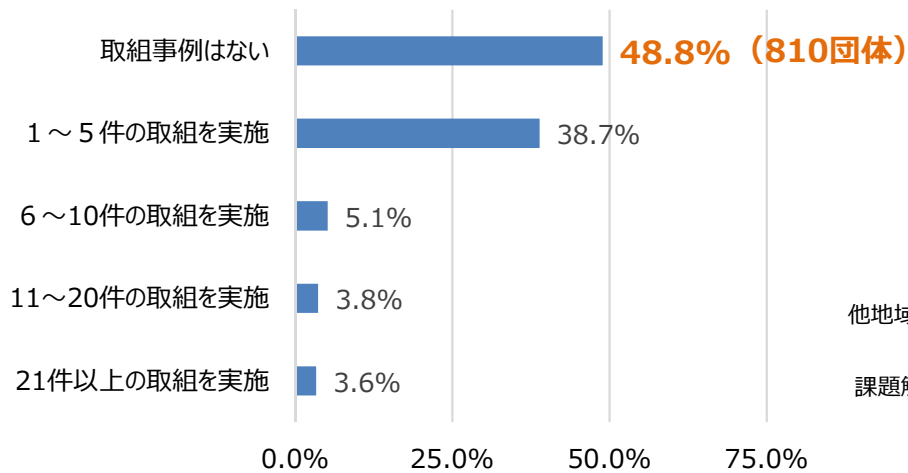
2030年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、デジタル実装に取り組む地方公共団体を、**2024年度までに1,000団体**
2027年度までに1,500団体とする。



政府目標に対する地域社会の現状と課題

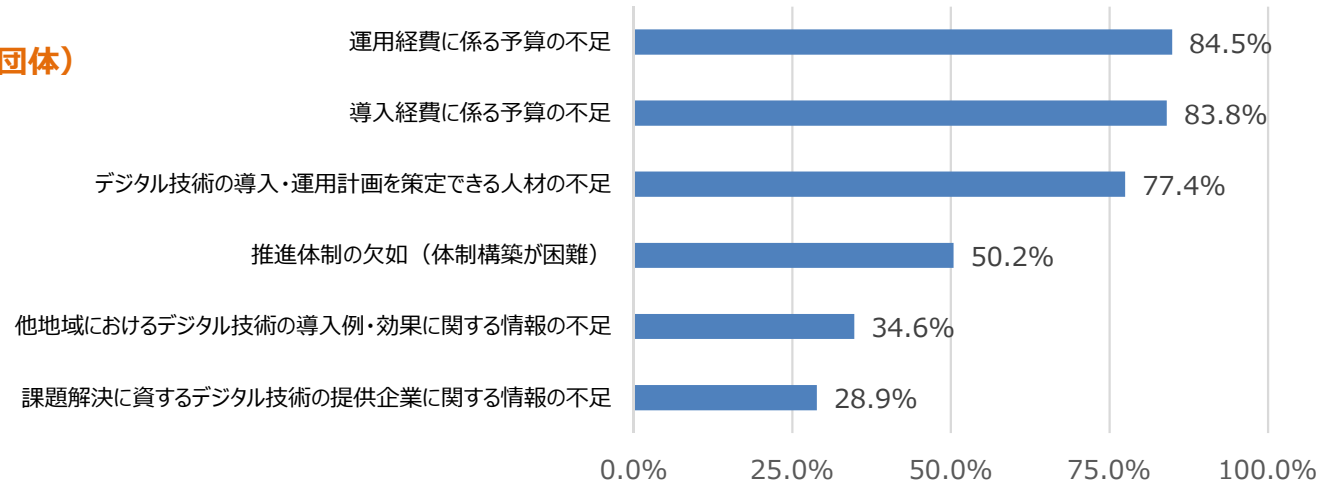
<地域課題の解決のためにデジタル技術の活用に取り組んだ事例>

約半数の地方公共団体においてデジタル技術の活用事例がない



<デジタル技術の活用を検討する際の課題>

予算・人材・情報の不足、体制構築などに課題



※地方公共団体の内部業務の効率化を主目的とした庁舎のWi-Fi整備や業務システム導入などの事例は上記調査の対象外。

【調査時期】 令和4年8月23日～9月9日

【照会方法】 総務省から、調査・照会システムを通じて、都道府県・市区町村の情報通信部局に対して照会。

【回答数】 1,660団体/1,788団体 (92.8%)

ローカル5Gなどの新しい通信技術は、大幅な性能向上を背景に、従来の技術よりも効果的に地域課題を解決し、また、新たな価値を創造することが期待される一方、現状は多くの国民が5Gの特長による利便性を実感できていない状況にあるため、**デジタル基盤の整備とその活用を両輪で促進**していくことが必要。

LTE/4G

主に個人利用
(携帯電話サービス)

通信速度

- 主に携帯電話での利用を想定しており、ダウンロード重視（アップロード速度は低く、柔軟な調整不可）

高精細な映像・画像の伝送は困難

伝送遅延

- 10ミリ秒程度の伝送遅延が発生
- 遅延が大きな影響を及ぼす分野（自動運転・遠隔医療等）では活用困難

同時接続

- 最大10万台/km²（1台/10m²）の端末接続（一般的な住居の広さで数台程度）
- 多数端末を同時に接続して利用する場面には適さない

5G

様々な分野における課題解決や生産性向上に活用
(デジタル時代における経済・社会の基盤)

超高速

- 従来の移动通信システムと比べて100倍程度の通信速度
2時間の映画を3秒でダウンロード可能（LTEは5分）
- ダウンロード/アップロードの情報量を柔軟に調整可能
高精細な映像・画像の伝送にも対応可能

超低遅延

- 1ミリ秒程度の伝送遅延に収まるため、遅延（タイムラグ）を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を監視・制御可能（LTEの10倍の精度）
- ロボット等の精緻な操作をリアルタイム通信で実現
遅延が大きな影響を及ぼす分野でも活用可能

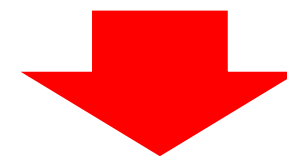
多数同時接続

- 最大100万台/km²（1台/m²）の端末接続が可能（一般的な住居の広さで100台程度）
 - 用途・要求性能に応じて、ネットワークを分割可能（ネットワークスライシング）
- 様々な機器・センサー等を同時接続して利用可能

【地域社会の現状】

ローカル5Gを活用した取組を実施している地方公共団体

26団体（1.6%） R4.4.1時点



ローカル5Gをはじめとする
地域のデジタル基盤の整備

とそのデジタル基盤を活用して
地域課題の解決を図る

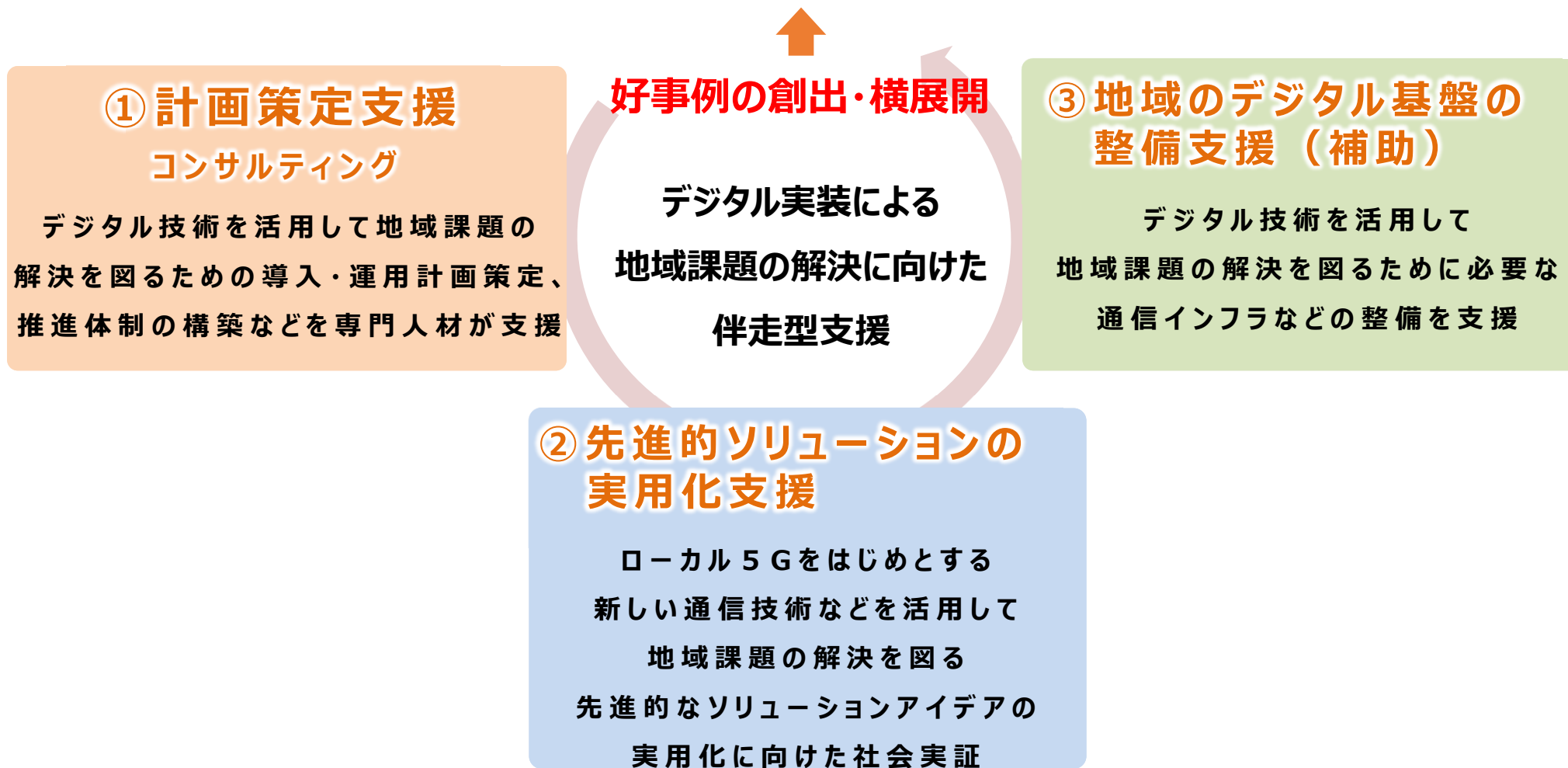
先進的ソリューションの実用化

を一体的に推進し、
住民が利便性を実感できる形で
デジタル実装を促進することが必要

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた現状・課題を踏まえて、地方公共団体などの取組を加速させるため、①計画策定・推進体制構築の支援、②ローカル5Gなどを活用した先進的なソリューションの実用化（社会実証）、③地域の通信インフラの整備などを通じて伴走型支援を実施。

本事業は、令和4年度第2次補正（20億円）及び令和5年度当初予算（1.4億円）により、令和5年度より公募を開始し、事業実施中。

「デジタル田園都市国家構想」の実現



【今後の方向性】

- デジタル実装による地域課題解決の好事例について、成功要因分析や課題検証などを通じて**知見やノウハウの「見える化」**を図るとともに、メディアも活用しつつ、地方公共団体などに対する**情報発信を強化**。
- 地域社会における推進役となる**地方公共団体のDXに対する理解醸成**のための普及啓発の取組を強化。
- 地方公共団体が自立的かつ継続的にデジタル実装に取り組むための環境を構築するため、**都道府県と市町村などの連携による地域社会のDX推進体制づくりを促進**するとともに、優良モデルを横展開するための方策を検討。

【工夫点】

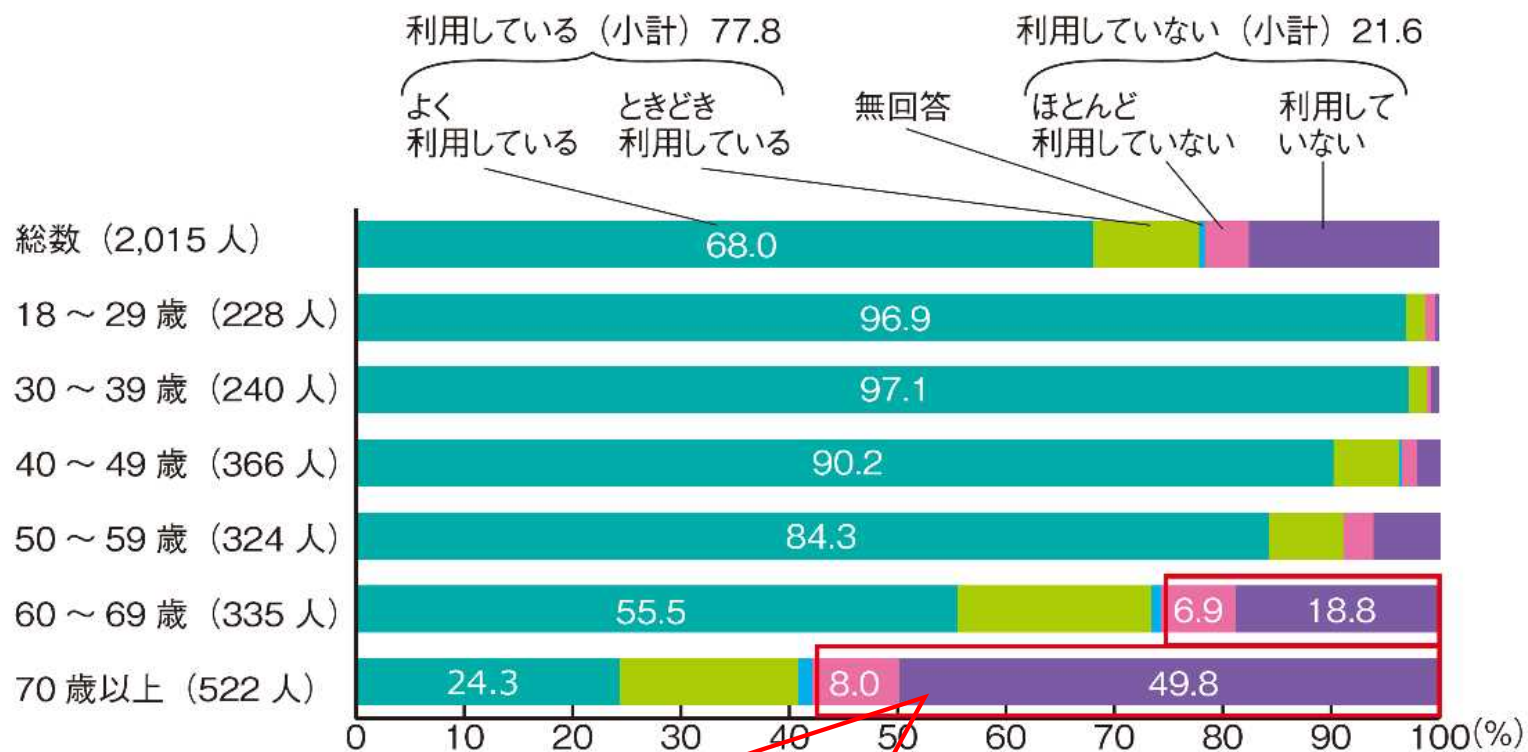
- **着実な効果の発現**や**支援終了後の事業継続**などに繋げるため、提案審査に当たって、受益者目線でのニーズの把握・分析、定量的なアウトカム目標の設定と適切なPDCAの実施、費用対効果の検討、地域のステークホルダーとの連携状況などの観点から重点的に評価を実施。
- **他地域への横展開**に資するよう、支援先に対して、**費用対効果や運用のプロセス・ノウハウの「見える化」**を図ること、**コスト低減**に努めることなどを要請。

高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

- 社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうではない方々の「デジタル格差」の解消は重要な政策課題。
- 特にスマートフォンは個人が手軽にオンライン手続を行い、オンライン行政サービスを受けられることができるツールであり、必要とする人に十分な利活用の習得機会の場を提供することが急務。

問：あなたはスマートフォンやタブレットを利用していますか？

2021年1月22日
内閣府広報室「情報通信機器の利活用に関する世論調査」

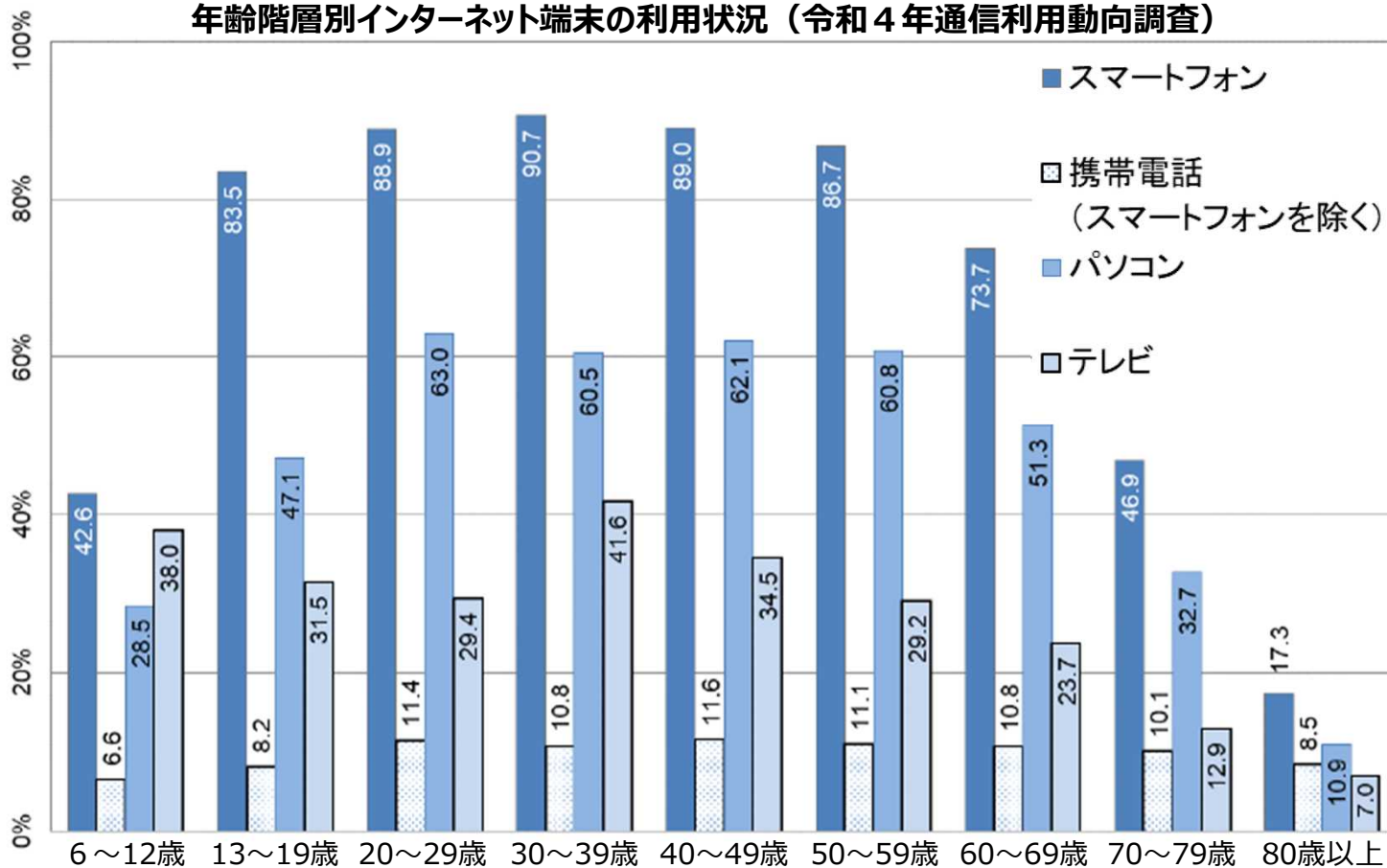


60歳代の25.7%、70歳以上の57.8%が利用できていない。

習得機会の提供が必要

- 新型コロナウイルスワクチンの接種予約が高齢者に優先的に実施され、インターネットに不慣れな高齢者から**電話予約が殺到**、電話がつながりにくくなるほか、自治体の窓口業務の混雑が発生。
- マイナンバーカードがほぼ全国民に行きわたりつつある状況を踏まえ、政府として今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大を目指しており、**オンライン行政手続の増加が見込まれる**。**スマートフォンは個人にとって手軽なオンライン行政手続・行政サービスのツール**であり、高齢者等がスマートフォンを使いこなせないことによって、上記のワクチン接種予約のような混乱が生じたり、あるいは、そのような**高齢者等が公助から取り残される可能性**がある。

年齢階層別インターネット端末の利用状況（令和4年通信利用動向調査）

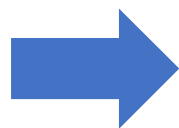


- **スマートフォンは、全世代で最もインターネット端末としての利用率が高い。**
- **特に70歳以上については、スマートフォンを含めたインターネット端末の利用率が低い。**

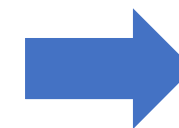
高齢者等が公助から取り残される可能性

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施（令和7年度までの5年間の実施を想定）（講習会の例:マイナンバーカードの申請方法/マイナポータル、e-Tax、オンライン診療の使い方/スマートフォンの基本操作/インターネットの利用方法など）
- 上記の取組により、多くの国民がスマートフォンを利用し、オンライン行政手続等に対する不安を感じることなく、安心安全にデジタルを活用し、豊かな人生を送ることができる社会を実現する。

令和2年度補正予算
9.3億円



令和4年度当初予算16.7億円
令和3年度第1次補正予算3.3億円



令和4年度補正予算
40億円

携帯キャリア等（都市部等）

令和3年度～
講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯ショップを想定）

地域に根差した支援（地方）

令和3年度～
講習会(地域連携型)



地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）

令和4年度～
デジタル活用支援推進事業講師の派遣



デジタル活用支援推進事業の講師を、携帯ショップがない市町村などに派遣して支援を実施

○予算執行調査の結果も踏まえ、令和5年度は以下のとおり取組を見直し。

■ 携帯ショップがない市町村(759市町村※)での講習を拡充 ※令和5年4月1日集計

令和4年度において、事業を実施した携帯ショップがない市町村は、地域連携型で62団体、講師派遣型で2団体。講師派遣型について、システムで自治体と講師とがマッチングするスキームとしていたが、自治体からシステムが使いづらいとの意見があったほか、旅費等が不足するという意見も。

➡ 令和5年度において、講師派遣型のスキームについて、自治体が個別に派遣団体と調整できるようにしたほか、地域連携型・講師派遣型ともに、携帯ショップがない市町村で実施する場合は旅費などの補助額を加算するなど見直しを実施

■ 魅力的な講座の追加

令和4年度において、応用講座のうち「マイナポイントの申込方法」が実施講座の約4割を占めるなど、時限的な講座の割合が高い。

➡ 令和4年度には、「オンライン会議システムの利用方法」および「全国版救急受診アプリ（Q助）の利用方法」の講座を追加。令和5年度以降も引き続き講座を追加予定

■ 周知広報の強化

➡ 令和4年度には、政府広報による広告などで広報を実施。令和5年度においても引き続き周知広報を実施予定

講座の一覧（令和5年4月現在）

	全国展開型	地域連携型・講師派遣型
応用講座	① マイナンバーカードの申請方法 ② マイナポータルの活用方法 ③ マイナポイントの申込方法 ④ e-Taxの利用方法 ⑤ オンライン診療の利用方法 ⑥ 自治体マイナポイントの申込方法	⑦ 地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法 ⑧ 地域におけるオンライン行政手続の実施方法 ⑨ 新型コロナワクチン接種証明書アプリを用いた接種証明書の発行方法 ⑩ 健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録 ⑪ 全国版救急受診アプリ（Q助）の利用方法（令和5年1月）
基本講座	<p>基本講座は取り扱わない</p> <p>〔各社の既存のスマホ教室等の取組で補完できることから、本事業では対象外〕</p>	① 電源の入れ方、ボタンの操作方法 ② 電話のかけ方、カメラの使い方 ③ アプリのインストール方法 ④ インターネットの利用方法 ⑤ メールの利用方法 ⑥ 地図アプリの利用方法 ⑦ SNSの使い方 ⑧ スマートフォンを安全に使うためのポイント ⑨ オンライン会議システムの利用方法（令和5年1月）

新聞広告
令和4年10月9日
日本経済新聞

政府広報|総務省
**スマホを使って
 もっと暮らしを便利に!**
 ◎講習会開催中!
 ◎スマホの使い方から
 行政手続き方法まで
 学びませんか
 デジタル活用支援講習会事務局
03-5974-0129
 詳しくは▼ (平日9:00~17:00)
デジタル活用支援 🔍

令和5年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策13：電波利用料財源による電波監視等の実施
担当部局・課室名	総合通信基盤局電波部電波政策課、電波利用料企画室 等
作成責任者名	総合通信基盤局電波政策課長 中村 裕治
政策評価実施時期	令和5年9月

第 I 部

政策の全体像について

電波利用料財源による電波監視等の実施

- 電波は、携帯電話や警察、消防など、国民生活にとって不可欠なサービスの提供などに幅広く利用されている有限・希少な資源であり、国民共有の財産のため、公平且つ能率的な利用が必要。
- 電波は、同一の地域で、同一の周波数を利用すると混信が生じる性質があるため、適正な利用を確保するための仕組みが必要。
- 電波は、周波数帯によって電波の伝わり方や伝送できる情報量などが異なるため、用途に応じた周波数の電波を利用することが必要。

総務省では、用途に応じて電波を有効に利用できるよう、電波の適正な利用を確保するための制度を設け、周波数の割当て、無線局の免許、無線局の監理・運用等の業務を行っている。

また、これらの業務に係る費用を、その受益者である無線局の免許人等に公平に負担していただく制度として、電波利用料制度を設けている。

【電波に関する主な業務】

①周波数の割当て

【主な取組】

- 周波数の再編・移行
- 国際的な周波数の確保
- 新技術導入に向けた研究開発、技術試験、技術基準の策定

②無線局の免許

【主な取組】

- 陸上(移動・固定)・航空・海上・人工衛星に使われる無線局の免許・登録

③無線局の監理・運用等

【主な取組】

- 適正な電波利用環境を実現する電波監視
- 適正利用のための人材育成
- 通信インフラ整備の支援

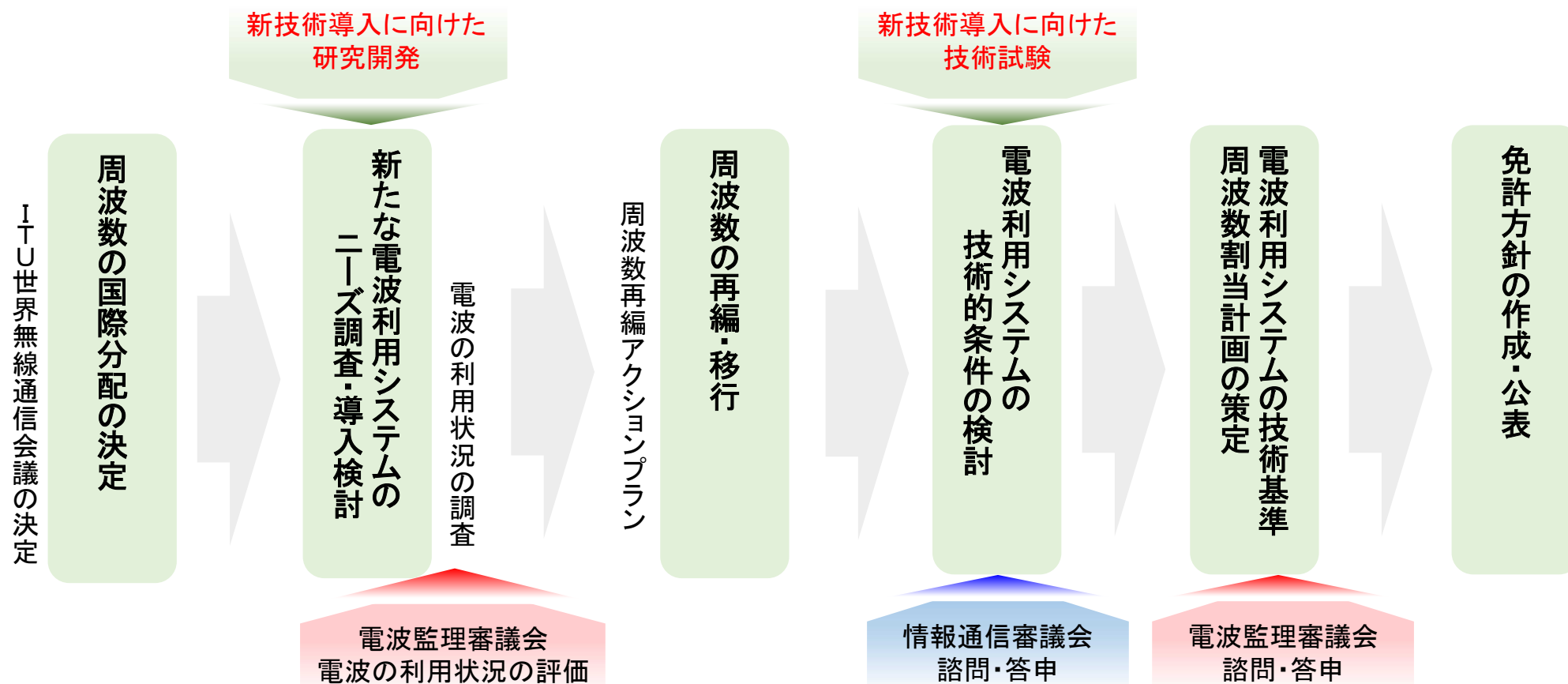
④電波利用料制度の運用

- 無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人等に公平に負担していただくもの

①周波数の割当て

- 電波は、その特性上、国境を越えて伝搬することから、無線局の周波数は、国際周波数分配に基づいて使用しなければならない。また、携帯電話や無線LAN等、海外で使用する際の統一性も重要。
- 総務省では、国際的な周波数分配の範囲内で、周波数の需要動向・技術動向等を踏まえ、新たな電波利用システムの導入に向けた検討を行い、周波数の割当て、技術基準の策定等を行っている。

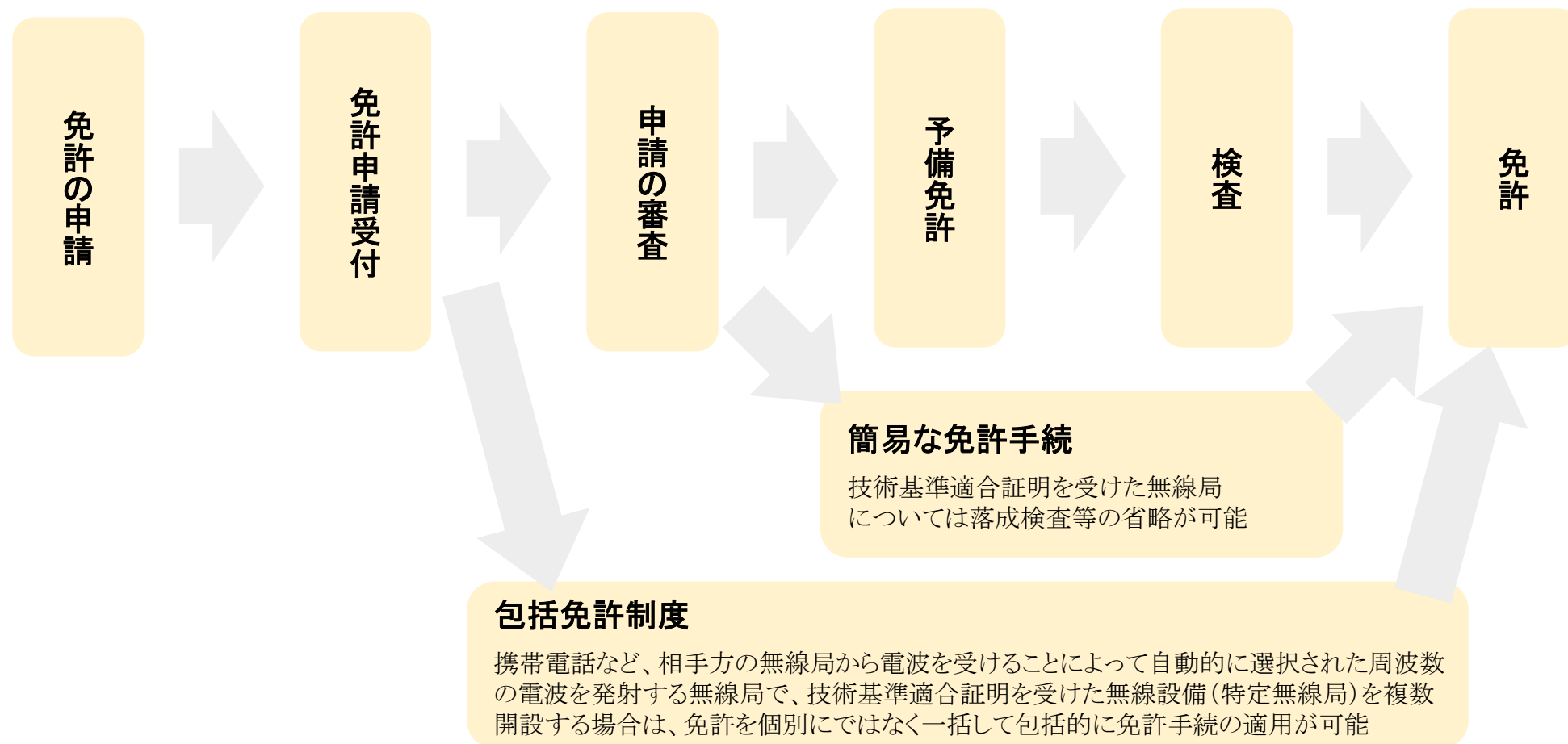
【周波数の割当てに関する主な業務】



②無線局の免許

- 電波を利用するためには、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となり、無線局を開設するためには、総務大臣の免許を受けることが必要。
- 免許手続については、迅速かつ効率的な処理が行えるよう、包括免許制度や免許手続の簡略化が行えるようになっている。

【無線局の免許に関する主な業務】



③無線局の監理・運用等

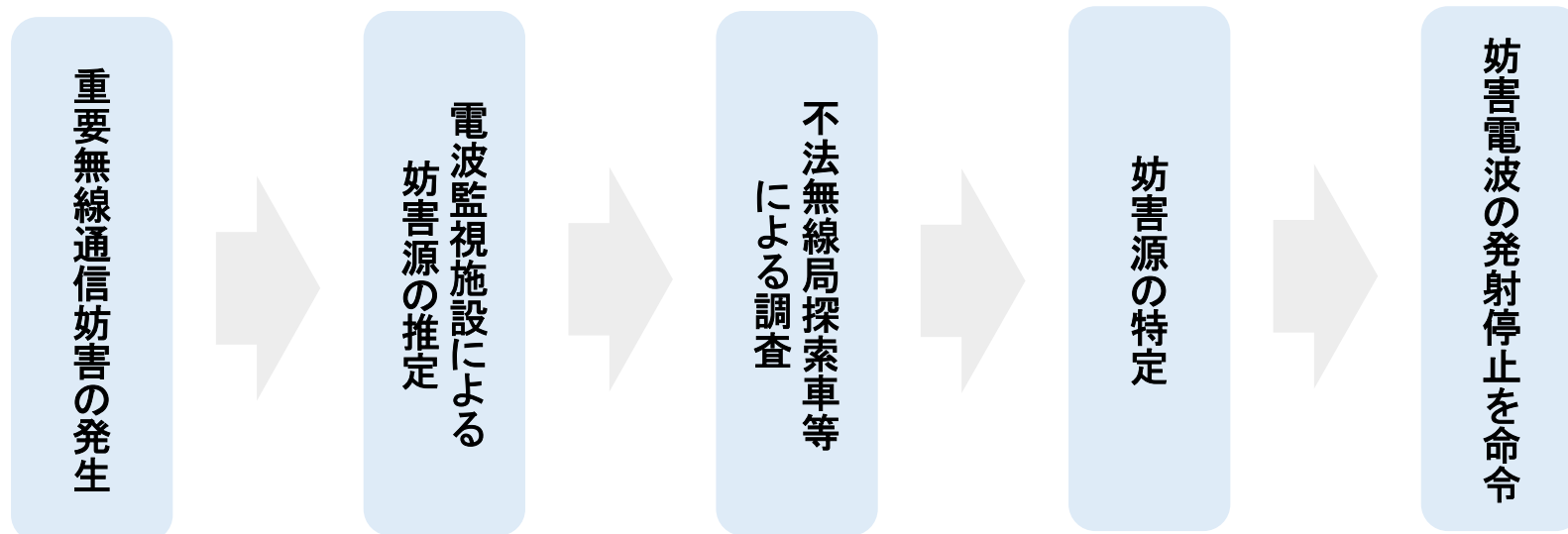
【無線局の監理】

- 電波は便利である反面、ルールを守って利用しなければ混信・妨害や電波障害を起こすおそれがある。
- このため、混信・妨害や電波障害のない良好な電波利用環境を維持し、特に、電波の不適正な利用による重要無線通信への妨害を防ぐため、電波監視施設及び不法無線局探索車等を利用して、妨害電波が発射されていないかを監視し、不法無線局を探查・特定し、排除している。

【無線局の運用等】

- 電波は、安全・安心の確保等の様々な分野で利用される、社会経済活動の重要な基盤。
- 携帯電話や放送だけではなく、Wi-Fi、非接触ICカードやETC等、多くの電波利用機器が国民生活に浸透。今後も、新たなワイヤレス機器の普及が見込まれている。
- 電波の適正な利用を確保するとともに国民生活の利便性向上のため、インフラ整備支援等を実施。

【無線局の監理・運用等に関する主な業務】



電波監視施設



不法無線局探索車

具体的な業務の内容（主なもの）

「周波数の割当て」、「無線局の免許」、「無線局の監理・運用等」に関連する総務省の具体的な業務は以下のとおり。

	主な業務	予算措置	主要な目標/KPI※
周波数の割当て	✓ 携帯電話・無線LAN等への周波数割当て		—
	✓ 国際的な周波数調整		—
	✓ 技術基準(免許の条件)の策定		—
	✓ 新たな周波数資源確保のための取組(研究開発・技術試験等) ＜第Ⅱ部で説明＞	○	電波資源拡大の進展 (外部有識者による評価結果の平均点が5点満点中3.5点以上)
無線局の免許	✓ 許認可(免許申請受付、申請書の審査、予備免許、無線設備の検査、免許交付等)		—
	✓ 無線局情報の公表		—
	✓ 総合無線局監理システム(PARTNER)の構築運用	○	システムの安定的稼働 (システム稼働率が99.9%以上)
無線局の監理・運用等	✓ 電波監視・不法無線局の取り締まり	○	重要無線通信妨害事案の早期解決 割合85%
	✓ 携帯電話等エリア整備事業＜第Ⅱ部で説明＞	○	非住居地域において携帯電話が利用できるエリアの拡大 (道路カバー率99%以上)
	✓ 電波遮へい対策事業(トンネル等)	○	携帯電話が利用できる高速道路トンネルの増加 (高速道路トンネルについて整備率100%)
	✓ 電波の適正利用のための周知・広報	○	電波の安全性への不安の減少
	✓ 総合無線局監理システム(PARTNER)の構築運用(再掲)	○	システムの安定的稼働 (システム稼働率が99.9%以上)

※行政事業レビューシート(令和5年度)の記載をもとに作成。行政事業レビューシート(令和5年度)は以下URLで公開。括弧内はR4年度目標値または最終年度目標値。
https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoushou5/kizon/kizon_r5_5-5.html

第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野について

①携帯電話等エリア整備事業

②周波数資源確保のための取組

①携帯電話等エリア整備事業

<5Gの主要性能>

超高速
超低遅延
多数同時接続



最高伝送速度 10Gbps
1ミリ秒程度の遅延
100万台/km²の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

低遅延

移動体無線技術の
高速・大容量化路線

2G 3G LTE/4G

1993年 2001年 2010年

5G
2020年

同時接続

超高速

LTEより100倍速いブロードバンドサービスを提供

⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)



超低遅延

利用者が遅延(タイムラグ)を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御

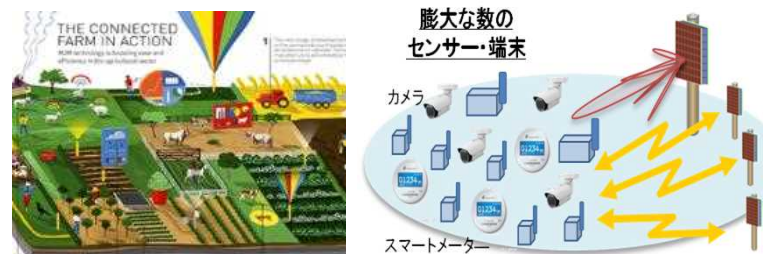
⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現



多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続

⇒ 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)

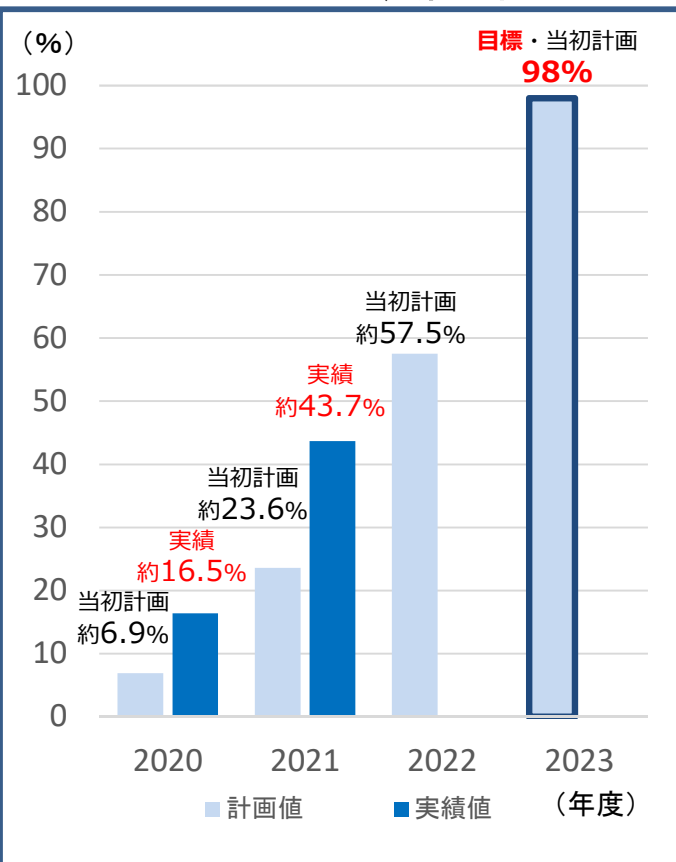


社会的なインパクト大

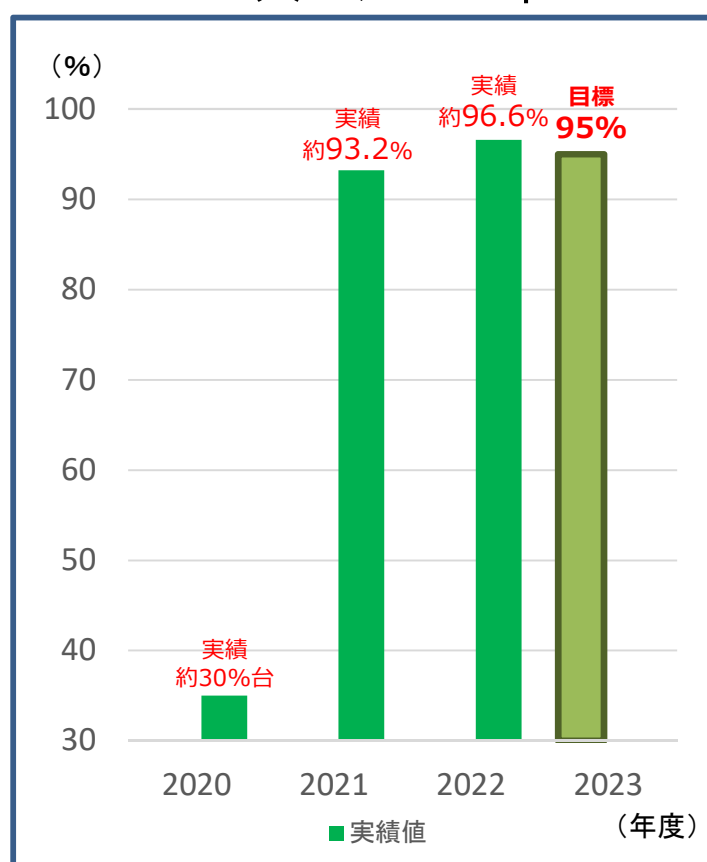
5Gの基地局整備状況

- 基盤展開率の令和3年度末（2021年度末）の実績値は **約43.7%**（当初計画では約23.6%）
- 人口カバー率の令和4年度末（2022年度末）の実績値は **約96.6%**（目標を1年前倒しで達成）
- 基地局の令和3年度末（2021年度末）の実績値は **約8.8万局**（当初計画では約6.5万局）

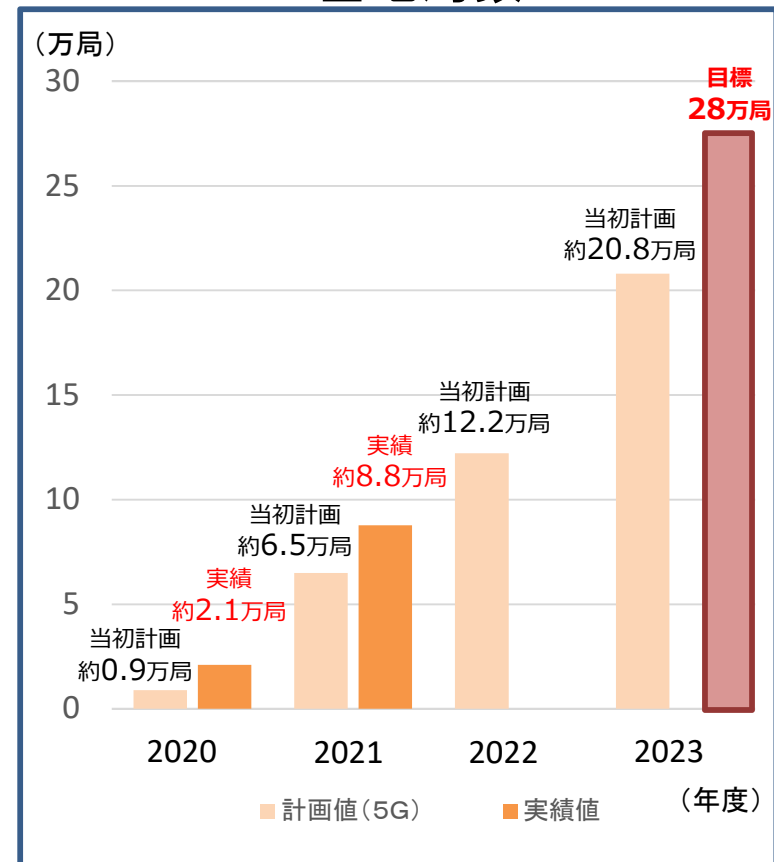
5G基盤展開率



5G人口カバー率



5G基地局数



デジタル田園都市国家構想

地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」を実現。

【取組方針】

☆解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45 (2015年)→1.33 (2020年)
※生産年齢人口 7,667万人 (2016年)
→7,450万人 (2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏転入超過数 80,441人 (2021年)
- ・地域産業の空洞化
※都道府県別労働生産性格差
最大1.5倍 (2018年)

デジタル実装を通じて、**地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進**

等

➤ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決 (2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進（2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置）、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育（教育DX）、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援（地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開）等

➤ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

2030年度末までの5Gの人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本周回の海底ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。

- ①デジタルインフラの整備
- ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- ③データ連携基盤の構築
- ④ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤エネルギーインフラのデジタル化

➤ デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、2026年度末までに230万人育成。「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。

「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ②職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④デジタル人材の地域への還流促進

➤ 誰一人取り残されないための取組

2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

- ①デジタル推進委員の展開
- ②デジタル共生社会の実現
- ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

(構想の実現に向けた地域ビジョンの提示) 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。



スマートシティ・スーパーシティ



「デジ活」中山間地域



産学官協創都市



SDGs未采都市

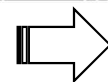


脱炭素先行地域



MaaS実装地域

※デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)
概要資料より一部抜粋



デジタル田園都市国家インフラ整備計画

整備方針

- 2段階戦略で、世界最高水準の5G環境の実現を目指す

※ 主な改訂内容は赤字

第1フェーズ：5G基盤【4G、5G親局】を全国整備

第2フェーズ：子局（基地局）を地方展開し、エリアカバーを全国で拡大（※）

※ 改訂版では、国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から、道路カバー率を追加。

第1フェーズ
（基盤展開）

第2フェーズ
（地方展開）

- ① 全ての国民が4Gを利用可能な状態を実現（2023年度末までに、全居住エリアをカバー）

* 4Gエリア外人口：2021年度末0.6万人→2023年度末0人

- ② ニーズのあるほぼ全てのエリアに、5G展開の基盤となる親局（高度特定基地局）の全国展開を実現

* 5G基盤展開率※1：2023年度末98%（2021年度末実績：43.7%）

- ③ 5G人口カバー率※2

【2023年度末】

全国95%（2021年度末実績:93.2%）・**全市区町村に5G基地局を整備**（合計28万局）

【2025年度末】

全国97%・各都道府県90%程度以上（合計30万局）

【2030年度末】

全国・各都道府県99%（合計60万局）

- ④ 道路カバー率（高速道路及び国道）※3

【2030年度末】

99%（2021年度末実績:95%程度）

高速道路については100%

注：数値目標は4者重ね合わせにより達成する数値。

※1 10km四方エリア（全国に約4500）の親局（高度特定基地局）の整備割合

※2 500m四方エリア（人口のあるエリアは全国に約47万）のうち、5G通信ができるエリアの人口を総人口で除した割合。

※3 高速道路・国道の道路延長のうち携帯電話が利用できる区間の割合。

- 地域のニーズに応じたワイヤレス・IoTソリューションを住民がその利便性を実感できる形で社会に実装させていくため、ローカル5Gをはじめとする様々なワイヤレスシステムを柔軟に組み合わせた地域のデジタル基盤の整備と、そのデジタル基盤を活用する先進的なソリューションの実用化を一体的に推進。

携帯電話等エリア整備事業の概要

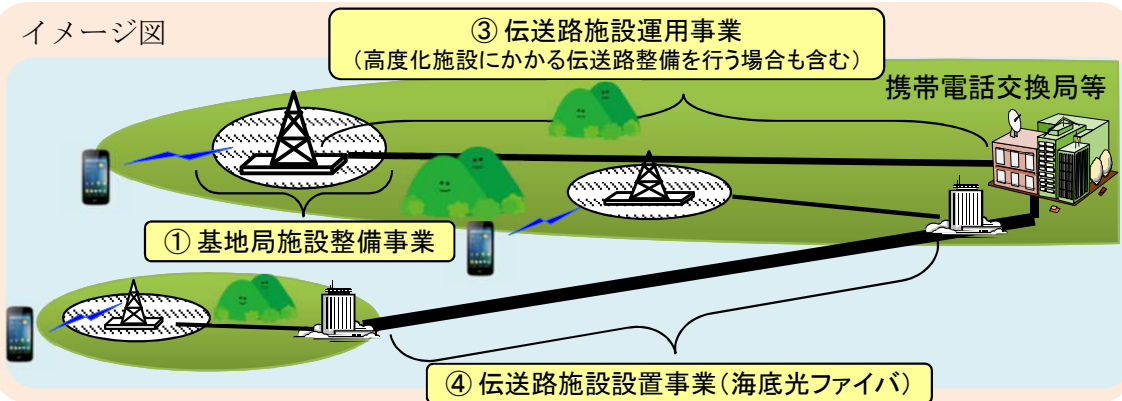
地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

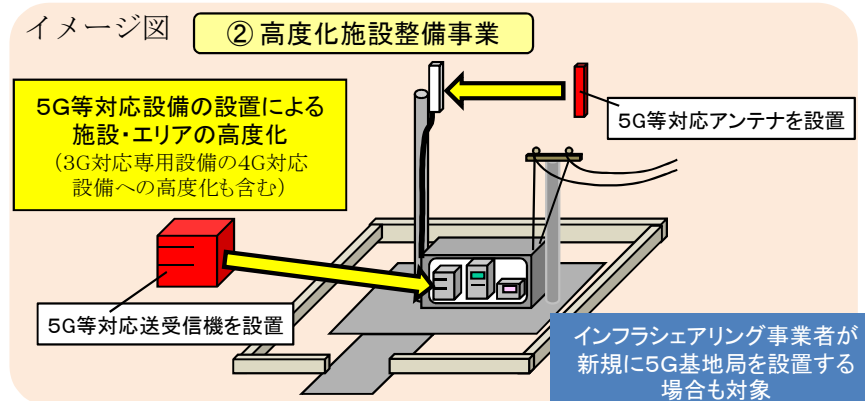
	事業名	事業内容	事業主体	補助率												
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者※1	事業主体：地方公共団体 【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/5</td> <td>3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>2/15</td> <td>1/5</td> </tr> </table> ※2：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国	都道府県	市町村※2	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村※2	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村※2														
1/2	1/5	3/10														
国	都道府県	市町村※2														
2/3	2/15	1/5														
②	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者※1	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者※3 【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※3：基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者等															
2/3	1/3															
③	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者※1	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	無線通信事業者等	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者等															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者等															
2/3	1/3															
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>離島市町村</td> </tr> <tr> <td>2/3※4</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※4：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国	離島市町村	2/3※4	1/3								
国	離島市町村															
2/3※4	1/3															

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

イメージ図



イメージ図



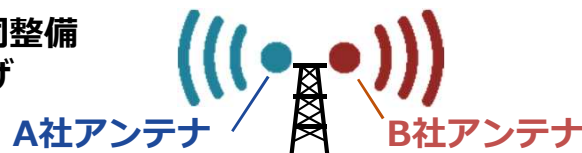
これまでの取組と今後の方向性

- 携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっている一方で、地理的条件や事業採算性の問題により**これを利用することが困難な地域が存在**する。
- 5G等携帯電話基地局のインフラ整備は、過疎地や離島などの条件不利地域では採算性が低く民間事業者による基地局整備が進まないことから、**都市部との情報通信格差**が生じている。
- このような格差を是正するためにも、国の補助金による支援が必要である。また近年は、国民の利便性向上や安全・安心の確保の観点から、道路、登山道、自然公園などの**非居住地域においても携帯電話が利用できる環境の整備**が求められている。

【これまでの取組】

- 携帯電話が社会・経済活動に不可欠となる一方で、5Gではより多くの基地局整備が必要となっている。こうした状況の中、効率的なエリア展開を推進するには、複数の事業者で鉄塔やアンテナ等を共用する**インフラシェアリングの取組が重要**。
- 特に採算性の低い条件不利地域においては、インフラシェアリングを活用した基地局整備が有効であるため、携帯電話等エリア整備事業では、無線通信事業者が単独で整備する場合よりも、**複数事業者共同で整備する場合の補助率を有利に設定**。(令和2年度予算～)・・・①
- さらに複数の事業者が共用で使用するための鉄塔等を設置する事業者(**インフラシェアリング事業者**)を**補助対象に追加**し、インフラシェアリングによる基地局整備を推進。(令和3年度補正予算～)・・・②

①複数事業者による**共同整備**
⇒**国庫補助率をかさ上げ**
(補助率:1/2⇒2/3)



②補助対象者
⇒**インフラシェアリング事業者追加**



【今後の方向性】

- 引き続き、**携帯電話等エリア整備事業を活用し、条件不利地域における5G基地局等の整備を促進**。
- 非居住地域での整備を進めていくに当たり、例えば、山間地域を横断する道路の近傍では、電力や光ファイバが未整備の場合もあるなど、整備期間の長期化や整備費用の高額化が想定されることから、インフラシェアリングの一層の活用も含め、国による更なる支援の在り方についても検討する。

■ 取組に関する参考情報

- ・行政事業レビューシート(無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業))(令和5年度)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000900105.xlsx

②周波数の資源確保のための取組

1950年

公共利用（放送、船舶・航空による保安通信、防災通信等）が中心

1985年

電気通信事業への民間参入が可能となり、電波の民間利用が急速に拡大

2023年

・ 携帯電話、2億3百万加入超
・ 3年間で約2倍のペースで移動通信トラフィックが増加

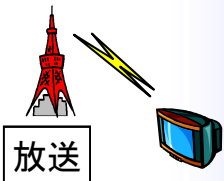
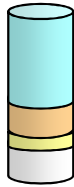
今後

新たな電波利用
ニーズの拡大

73年で約6万倍

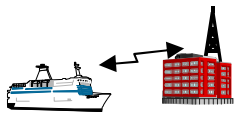
5,118局

移動局 4,195局
固定局 552局
放送局 80局
その他 291局



放送

地方公共団体等



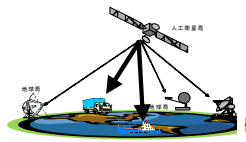
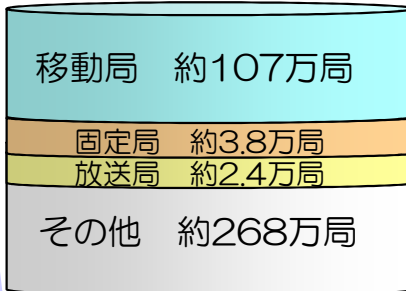
海上通信



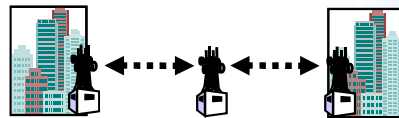
防災通信

消防署等

約381万局

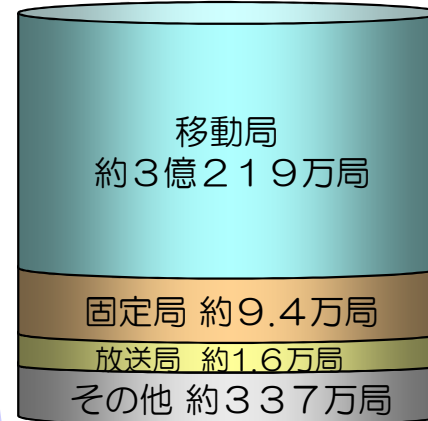


衛星通信



固定マイクロ回線

約3億567万局



(2023年3月末現在)



スマートフォン、携帯電話



無線LAN

(新たな電波利用の例)

- ① モバイルコミュニケーションの質的・量的な拡大
- ② 人を介さない機器間通信 (IoT) の拡大
- ③ 高精細映像 (4K8K) の利用の進展・通信サービスとの融合
- ④ 無線通信システムを駆使した安心安全の確保やレジリエンス向上
- ⑤ 公共分野における効果的対応の実現
- ⑥ 通信以外の電波利用の進展

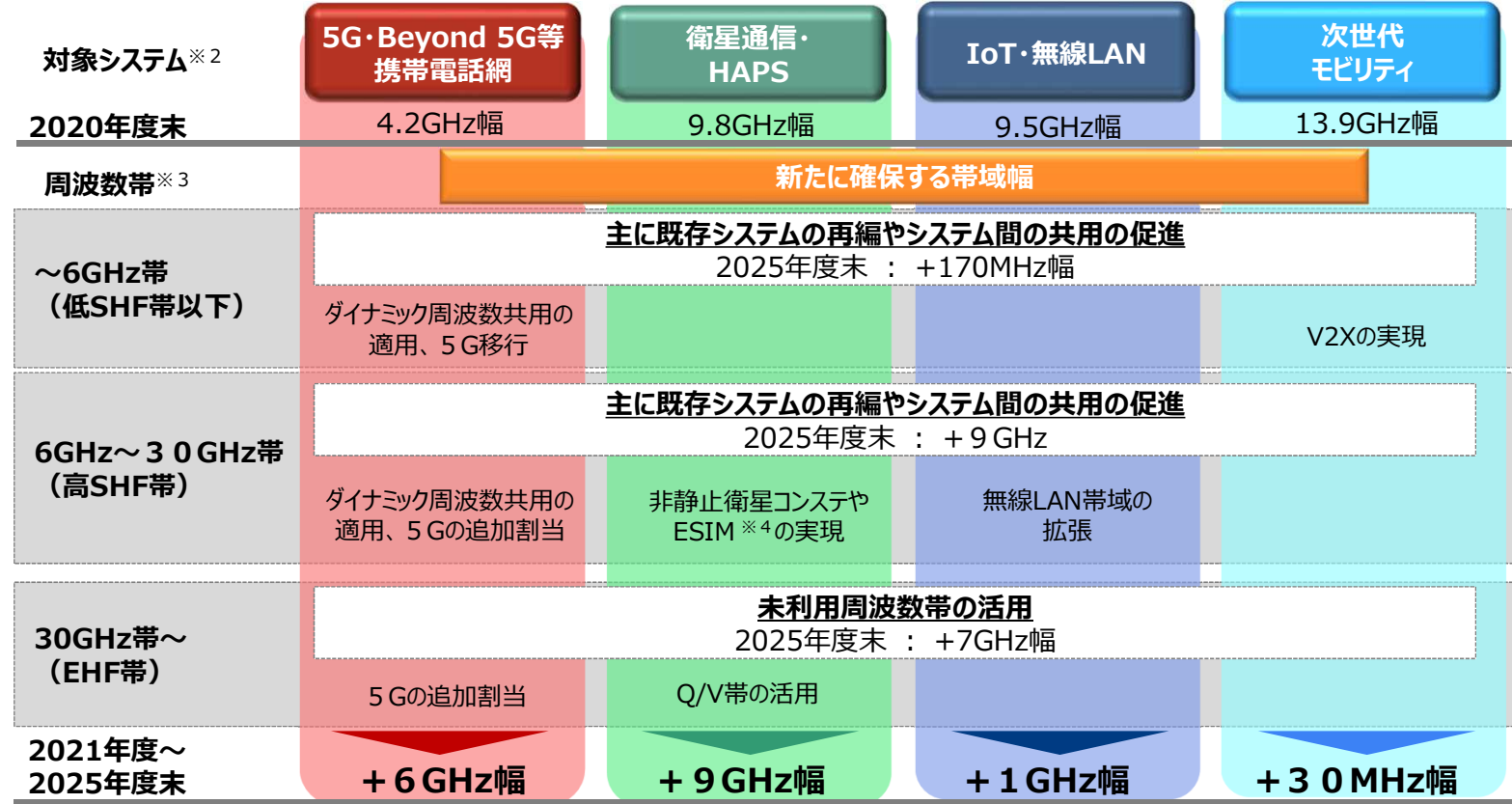
2025年度末までの周波数の帯域確保目標

2025年度末までの周波数の帯域確保目標に対する進捗状況

・2025年度末までの周波数の帯域確保目標（デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月）より）
 2025年度末までの当面の目標として、特に帯域を必要とする5G・Beyond5Gなど携帯電話網システム、衛星通信・HAPSシステム、IoT・無線LANシステム、次世代モビリティシステムの4つの電波システムについて、2020年度末を起点として、全体として+約16GHz幅の帯域確保を目指す。

・進捗状況
 全体として+3.04GHz幅（携帯電話網：+40MHz幅、衛星通信：+2.5GHz幅、無線LAN：+0.5GHz幅）の帯域を確保。

【2025年度末までの帯域確保の目標】

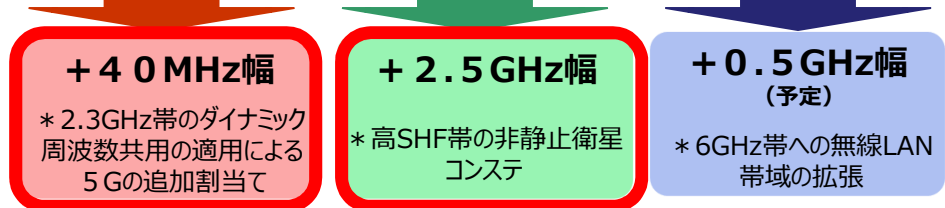


2020年度末の帯域幅の合計
約37GHz幅

新たな帯域確保の目標
2025年度末
+約16GHz幅※1

※1 2020年度末比
 ※2 4システム間で共用する帯域は、システムごとの帯域幅に積算
 ※3 無線システムの実装に係る現状及び今後の導入可能性を踏まえ周波数帯を区分(SHF：Super High Frequency, EHF：Extra High Frequency)し、各帯域区分に事例を付記
 ※4 ESIMとは、航空機や船舶等の移動する地球局（Earth Station in Motion）向けのブロードバンド衛星通信サービス

【進捗状況】



進捗状況（予定を含む）
+3.04GHz幅

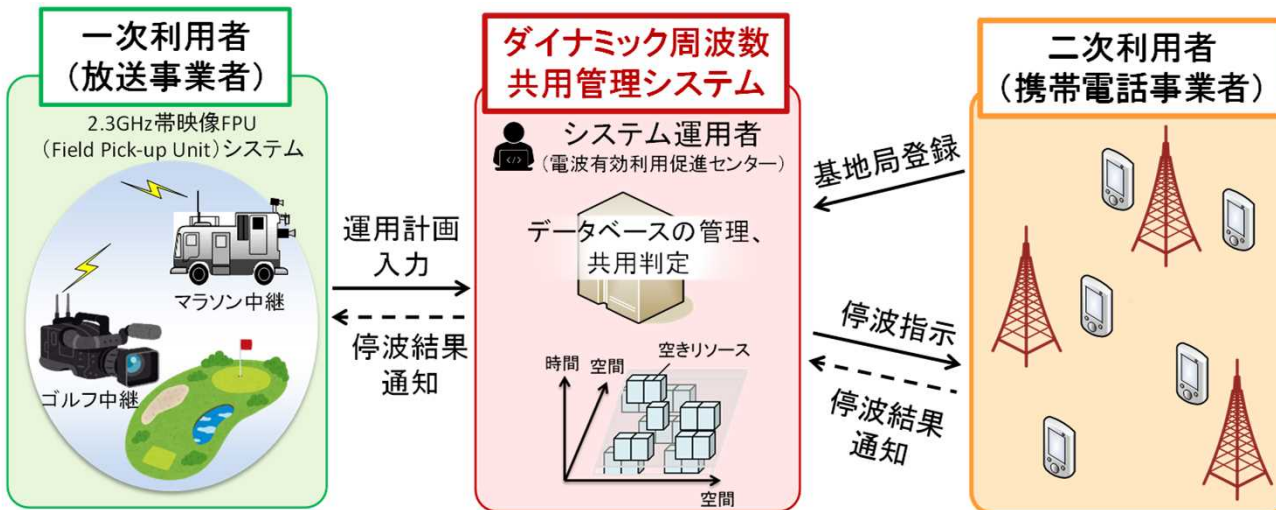
- 2.3GHz帯(2,330-2,370MHz)について、令和元年度・令和2年度に調査及び研究開発を実施 (予算総額 約53億円)
- 本件事業の検討結果を踏まえ、令和3年4月に情報通信審議会から技術的条件の一部答申を受け、同年11月に省令等の制度整備を実施の上、令和4年5月、KDDI/沖縄セルラー電話へ割当て (認定期間5年)

【2.3GHz帯ダイナミック周波数共用の特徴】

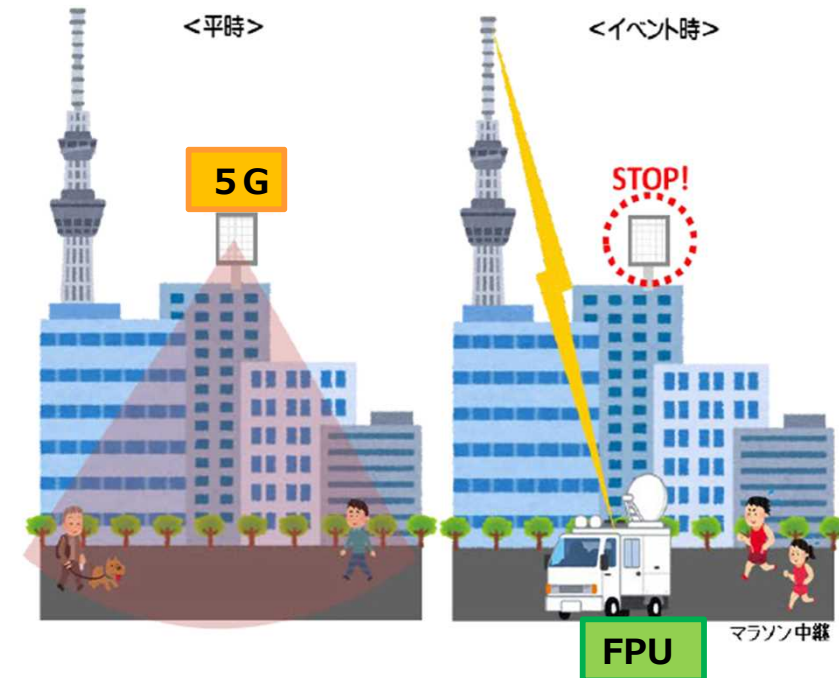
- 2.3GHz帯は、従来より、放送事業 (FPU) ・公共業務が使用している周波数であるため、既存の無線局が使用していない場所及び時間帯で動的に周波数を共用 (ダイナミック周波数共用)



ダイナミック周波数共用管理システム



運用イメージ



- ✓ 放送事業者がFPU (番組中継回線) の運用時間・場所などの運用計画をシステムに入力し、**システムで自動的に共用判定**
- ✓ 判定結果を元に、携帯電話事業者が基地局を停波することにより、お互いに混信することなく、**有効に電波を利用することが可能**

【取組例2】 HAPSを利用した無線通信システムに係る周波数有効利用技術に関する研究開発

- 上空約20kmの高高度に滞留させた無人航空機に設置する無線システムと地上との間で、災害に強く、地方への高度情報インフラ整備が地上系と連携して柔軟に実現できる通信サービスを提供するために必要となる無線通信技術の開発、電波伝搬特性の把握、周波数有効利用技術の開発を実施。（予算総額 約21億円）

【背景・課題】

「Society5.0時代の地方」が謳われ、5Gによる地方創生、地域課題解決が期待される中、気象条件や災害の影響を受けにくく、安定して稼働可能な高度の情報インフラの整備が課題となっている。



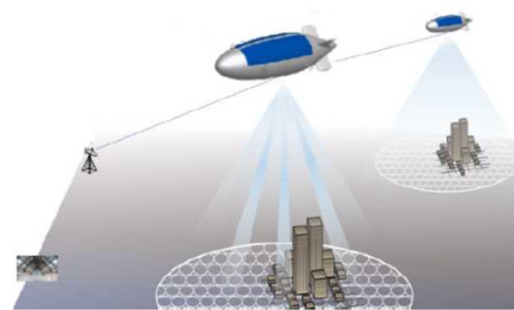
【実施内容】

上空約20kmの高高度に無線システムを搭載した無人航空機を滞留させ、上空と地上間における広帯域なミリ波帯等の電波伝搬特性を把握し、他システムとの周波数共用を可能とする技術や干渉回避・干渉キャンセル技術及び無線通信機器を開発する。これにより、インフラ整備が進まない地域でも高度かつ強靱な情報インフラの提供が可能となる。

研究開発のイメージ

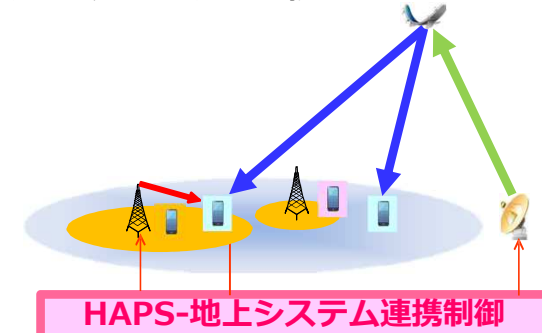
【課題ア】

固定通信システムに係る周波数の有効利用技術



【課題イ】

移動通信システムに係る周波数の有効利用技術



アウトカムイメージ



26～30機で日本全国をカバー可能

- 高高度のため、気象条件や地震等の災害による影響を受けない。
- 無人航空機を利用するため、人工衛星よりも開設コストが低い。

【参考】電波資源拡大のための研究開発等

- 周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために、平成17年度より「電波資源拡大のための研究開発」を実施し、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術について研究開発を推進している。
- また、電波を有効に利用できる実現性の高い技術についての技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とする「周波数ひっ迫対策技術試験事務」を平成8年度から実施し、無線局の開設・運用における周波数のひっ迫緩和に資する技術基準の策定に向けた検討に取り組んでいる。

電波有効利用技術の研究開発

周波数逼迫対策技術試験事務

技術基準の策定

電波資源拡大のための研究開発

- ・ 周波数を効率的に利用する技術
- ・ 周波数の共同利用を促進する技術
- ・ 高い周波数への移行を促進する技術

民間等で開発された電波を有効利用する技術・無線システム

技術基準の策定に向けた試験及びその結果の分析

- ・ 電波有効利用技術について検討等を行い、技術基準を策定することによって、当該技術の早期導入を促すとともに、周波数需要の変化に的確に対応し、周波数のひっ迫状況を緩和

【調査検討】

- ◆ 既存システムに混信を与えないための共用条件
- ◆ 周波数配置や電波の質等の条件
- ◆ 技術基準評価方法

【試験・分析】

- ◆ 技術的条件の試験、分析
- ◆ シミュレーション
- ◆ 実証試験

情報通信審議会

試験・分析を踏まえ、技術的条件を検討

電波監理審議会

技術基準の制度化
(省令、告示等改正)

※「電波資源拡大のための研究開発」や「周波数逼迫対策技術試験事務」の実施に当たっては、外部専門家・外部有識者から構成される評価会を開催し、各案件について評価(事前評価、採択評価、継続評価等)を行い、施策にフィードバックしている。

【参考】 関連資料

■ 取組に関する参考情報

- ・行政事業レビューシート(異システム間の周波数共用技術の高度化(ダイナミック周波数共用に関する調査及び研究開発))(令和2年度)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000710421.pdf

- ・行政事業レビューシート(HAPSを利用した無線通信システムに係る周波数有効利用技術に関する研究開発)(電波資源拡大のための研究開発)(令和4年度)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000834524.pdf

■ 2025年度末までの周波数の帯域確保目標に関する参考情報

- ・電波の利用状況調査の調査結果及び評価結果

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/research/tool/resultall/index.htm>

- ・「周波数再編アクションプラン」について

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/freq/search/saihen/>

令和5年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策14：ICT分野における国際戦略の推進
担当部局・課室名	国際戦略局国際戦略課 他5課室
作成責任者名	国際戦略局国際戦略課長 井幡 晃三
政策評価実施時期	令和5年9月

第 I 部

政策の全体像について

- ロシアによるウクライナ侵略をはじめとして、国際的な社会経済情勢が急激に変化する中、デジタル分野の重要性が高まっており、我が国の国際的なプレゼンス・影響力の維持・向上は極めて重大な国家的課題。
- こうした情勢の下、①デジタル経済に関する国際連携、②経済安全保障の推進、③グローバル競争力強化（海外展開の推進）を通じ、デジタル分野のグローバルな課題に能動的に対応。

1. デジタル経済に関する国際連携

- 国際ルール作りへの取組
(インターネットガバナンス、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)、人間中心のAI等の推進)
- 日米連携等の深化に向けた政策対話の推進
- 国際機関を通じた我が国プレゼンスの強化・人的貢献

2. 経済安全保障の推進

- 経済安全保障推進法の着実な施行
- デジタルインフラの安全性・信頼性確保に向けたリスク点検・評価等
- 外為法に基づく投資審査の強化
- 同志国（日米、日米豪印等）との連携
(5Gサプライヤ多様化、海底ケーブルの強靱化、セキュリティの確保等)

多国間主義を前提としつつ、
基軸となる
二国間関係を
深化

3. グローバル競争力強化（海外展開の推進）

- 我が国デジタル技術の海外展開支援を力強く推進
- 政府全体の「インフラシステム海外展開戦略2025」の下、「総務省海外展開行動計画2025」を推進
(光海底ケーブル、ブロードバンド、携帯事業、衛星・成層圏プラットフォーム、ICT利活用等)
- デジタル海外展開プラットフォーム、JICT（官民ファンド）の活用

経済安全保障
の推進

国際標準化に
積極的に関与・
人的貢献

G7デジタル・技術大臣
会合、IGFの成功
(2023年)

インフラ海外
展開目標達成
(2025年)

1. デジタル経済に関する国際連携

デジタル経済に関する国際連携

- G7香川・高松情報通信大臣会合以降の成果を踏まえ、引き続き、デジタル経済に関する議論や国際的なルール形成に関する議論などに積極的に関与し、国際的な枠組み作りに貢献。
- また、国際機関で多くの日本人が活躍できるよう、国際機関選挙等を通して取り組む。

国際ルール形成への取組

G7/G20やOECD等の多国間議論の場の活用し、議長国として宣言をとりまとめ

- 「人間中心」の考えを踏まえたAI原則
- 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT*）
- 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けたデジタル技術活用

2016年：
G7香川・高松
情報通信大臣会合

情報の自由な流通、
AI、包摂的成長等
について議論を開始

2022年：
GPAI（**）
日本会合

2023年：
G7日本会合
IGF(***)日本会合

⇒これまでの議論
を一層深化

2019年：
G20茨城つくば貿易・デジタル
経済大臣会合

(*) データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト
(**) AIに関するグローバルパートナーシップ
(***) インターネット・ガバナンス・フォーラム

二国間の政策対話の推進等

◎政策対話等

- ・2021年4月の日米首脳会談に基づくグローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCCP）の推進
- ・米国、EU、英国、フランス、ドイツ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、豪州等との定期的な政策対話
- ・官民会合を通じた官民連携の強化
- ・日ASEANデジタル大臣会合の開催

◎協力覚書（MoC）等を通じた国際協力

- ・シンガポール、チリ、インド、タイ、フィリピン、ドイツ等との締結（直近2年で署名したもの）

⇒ 二国間関係の深化、国際ルール形成に向けた相互理解の醸成

人的貢献

- 2020年12月に行われたアジア・太平洋電気通信共同体（APT）事務局長選挙で、近藤勝則氏が当選。2021年2月に就任（1期3年、最大2期）。
- 2021年8月に行われた万国郵便連合（UPU）事務局長選挙で、目時政彦氏が当選。2022年1月に就任（1期4年、最大2期）。
- 2022年9月に行われた国際電気通信連合（ITU）電気通信標準化局長選挙で、尾上誠蔵氏が当選。2023年1月に就任（1期4年、最大2期）。



近藤勝則氏



目時政彦氏



尾上誠蔵氏

名称 G 7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合

開催日程、場所 令和5年4月29日（土）、30日（日）
群馬県高崎市

G 7 デジタル・技術大臣会合 閣僚宣言

以下、6つのテーマについて議論が行われ、成果として、

「G 7 デジタル・技術閣僚宣言」を採択。

- (1) 越境データ流通と信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の推進
- (2) 安全で強靱性のあるデジタルインフラ
- (3) 自由でオープンなインターネットの維持・推進
- (4) 経済社会のイノベーションと新興技術の推進
- (5) 責任あるAIとAIガバナンスの推進
- (6) デジタル競争

参加国等

- 我が国から河野デジタル大臣、松本総務大臣、西村経済産業大臣が共同議長として参加。
- G7各国（仏、米、英、独、伊、加）、EUに加え、招待国（印、インドネシア、ウクライナ）、国際機関（OECD、ITU、世銀、国連、ERIA）が参加。



会合会場：G Messe 群馬

広島AIプロセスの概要と今後の進め方（イメージ）

- G7広島サミットにおいて、デジタルについて、G7首脳は、
 - ・G7の価値に沿った生成系AIや没入型技術のガバナンスの必要性を確認するとともに、
 - ・特に生成系AIについては、「**広島AIプロセス**」として担当閣僚のもとで速やかに議論させ、本年中に結果を報告させることとなった。
- これを受けて、総務省において、関係省庁（デジタル庁・経済産業省）と連携し、**5月30日（火）に、広島AIプロセスを立ち上げ、第1回の作業部会を実施。**

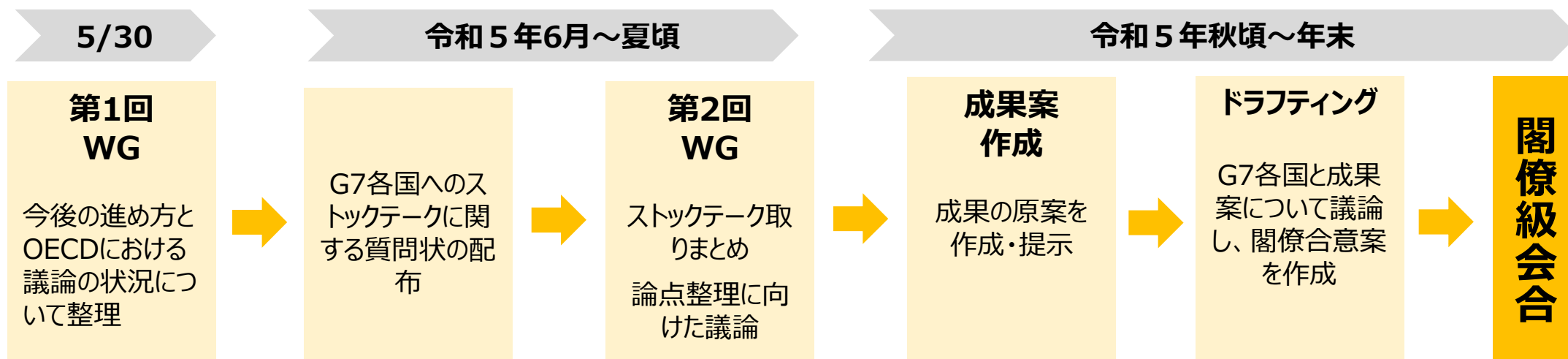
検討体制

名称：G7 WG for Hiroshima AI Process

構成員：G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合準備会合（AIパート担当）各国代表

※OECD等のAI専門家の知見も活用し検討を実施

今後の進め方（イメージ）



※作業部会、閣僚会合とも必要に応じて、オンライン方式やメールベースのヒアリングも活用。

<IGFとは>

- インターネットに関する諸課題について、**国連主催**のもと、政府、民間、技術・学術コミュニティ、市民社会等の**すべての関係者が対等な立場**で対話を行う**インターネット政策の分野では最も重要な会議**の1つ。
- 今般、**日本がホスト国として2023年会合**を開催。(2005年の設立以来、毎年1回開催)

●日時：2023年10月8日(日)～10月12日(木)(5日間)

●場所：国立京都国際会館(京都市)

●参加者：産官学等から**5,000人規模の現地参加**(+オンライン)(想定)

岸田総理やグテーレス国連事務総長、各国閣僚級、議員の参加を想定。

●メインテーマ：「**The Internet We Want - Empowering All People**」

(「私たちの望むインターネット—あらゆる人を後押しするためのインターネット—」)

➤ 閣僚級によるセッションや各国議員によるパラメンタリートラックを含め、約300のセッションが同時開催。

<主な想定議題>

- ・ 言論・表現の自由、偽情報、データ流通、データガバナンス
- ・ 個人情報保護、オンライン人権保護、重要インフラ保護、サイバーセキュリティ
- ・ ユニバーサルアクセス・接続性、リテラシー、人材育成・能力開発
- ・ プラットフォーム規制、競争政策、コンテンツ管理・保護 等



2019年ドイツ会合の様子
(メルケル首相(当時)とグテーレス事務総長)

経済安全保障等の観点から、我が国と同志国 (likeminded countries) とデジタル関係省庁横断でのハイレベルの枠組みを欧米主要国と構築。いずれも官民会合等を通じた民間インプットを実施。

1 日米 グローバル・デジタル連結性パートナーシップ (GDCP Global Digital Connectivity Partnership)

- 日米首脳共同声明 (2021年4月) に、ICT分野の新たな日米協力構想として**GDCP**の立ち上げが盛り込まれ、2021年6月に**日米共同発表**。
- **日米で協力してグローバルに安全な連結性や活力あるデジタル経済を促進することを目的**とし、①**第三国連携**を中心に、②**多国間連携** (ITU, G7/G20, OECD, APEC 等)、③**グローバルを視野に入れた二国間連携** (5G, Beyond 5G等) を推進していく。

推進体制のイメージ

デジタルエコノミーに関する日米対話(DDE) (局長級)

※DDE: Dialogue on Digital Economy
※2010年11月から13回の局長級会合を開催 (年1回開催)
※第13回会合にて
「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話(IED)」から改称

専門家レベル作業部会 (課長級)

2021年5月から5回の課長級会合を開催 (年数回開催)

日本側: 総務省 (事務とりまとめ)、外務省、経済産業省 等
米国側: 国務省 (事務とりまとめ)、国家電気通信情報庁、商務省 等

2 日EU 日EUデジタルパートナーシップ

- 日EU定期首脳協議 (2022年5月) において合意。
- **デジタル分野において日EU間が優先して協力すべき議題を議論することを目的**とする。
- 日本側は、総務省、デジタル庁、経済産業省をはじめ関係省庁等が参加。(事務局はデジタル庁)

3 日英 日英デジタルパートナーシップ

- 金子総務大臣 (当時) とドリーズ英国デジタル・文化・メディア・スポーツ大臣 (当時) の会談 (2022年5月) で立ち上げた日英デジタルグループを、さらに強化した協力枠組として2022年12月立ち上げ。
- **デジタル分野における日英間の協力を包括的に推進することを目的とする大臣級会合**。

推進体制のイメージ

日英デジタルパートナーシップ (大臣級)

※年1回開催

日英デジタルグループ (局長級)

※年1回開催

事務レベル会合 (課長級)

※必要に応じて随時開催

日本側: 総務省 (事務とりまとめ)、デジタル庁、経済産業省 等
英国側: デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (事務とりまとめ)、政府デジタルサービス 等

2. 経済安全保障の推進

		国内	国際/海外
2020年	4月	NSS経済班設置	
	6月		米国がHuawei/ZTEを安全保障上の脅威として認定
2021年	3月		日米豪印首脳会合（第1回）
	9月		日米豪印首脳会合（第2回）
	10月	経済安全保障担当大臣設置	
	11月	経済安全保障推進会議設置 → 基幹産業のリスク点検・評価等 経済安全保障法制準備室設置	
2022年	2月		ロシアのウクライナ侵攻 → ハイブリッド戦（通信遮断等）
	3月		日米豪印首脳会合（第3回）
	5月	経済安全保障推進法成立・公布 → 基幹インフラの安全性・信頼性の確保等を法制化	日米豪印首脳会合（第4回） → 当局間で5Gサプライヤ多様化等に関する協力覚書に署名
	8月	経済安全保障推進室設置	
	12月	新たな国家安全保障戦略の策定 → 経済安全保障を重要な課題として位置付け	
2023年	5月		G 7 首脳会合 → 経済的別働隊性及び経済安全保障に関するG 7 首脳声明を発出 日米豪印首脳会合（第5回） → Open RANセキュリティ報告書を公表 → 海底ケーブルの連結性と強靱性のためのパートナーシップを立ち上げ



経済安全保障推進法の整備
(経済安全保障法制準備室設置)

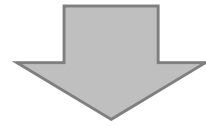


日米豪印首脳会合
(第5回会合)

- **経済安全保障推進法（基幹インフラの安全性・信頼性の確保に関する制度等）**の着実な施行
- デジタルインフラの安全性・信頼性確保に向けた**リスク点検・評価等**
- **外為法に基づく投資審査**の見直し・強化
- **同志国との連携（日米、日米豪印（Quad）等）**を通じたグローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性の確保 等
(例) 5Gサプライヤ多様化（特定国依存の低減）、国際通信網の強靱化、セキュリティの確保 等

4月28日

基本指針 閣議決定



6月 中旬

政令案等のパブリックコメントを順次開始



8月9日

政省令の策定

- 政令（特定社会基盤事業等）の策定
- 主務省令（特定社会基盤事業者の指定基準、特定重要設備）の策定

※上記政省令の策定後、下記省令の検討・パブリックコメントを順次開始



秋頃

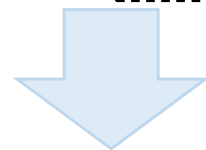
省令・告示の策定

- 主務省令（重要維持管理等）の策定
- 主務省令（届出事項等）の策定
- 告示（特定社会基盤事業者の指定）

技術的な解説の作成・公表（可能なものから随時作成・公表予定）

<Q&Aやガイドラインを作成する事項の例>

- 再委託先の情報を省略できる場合の要件に関する考え方
- クラウドサービスを利用した特定重要設備に関する考え方
- 「軽微な変更」となるプログラムの変更に関する考え方
- 設備の導入に携わる事業者として導入等計画書に記載する範囲の考え方

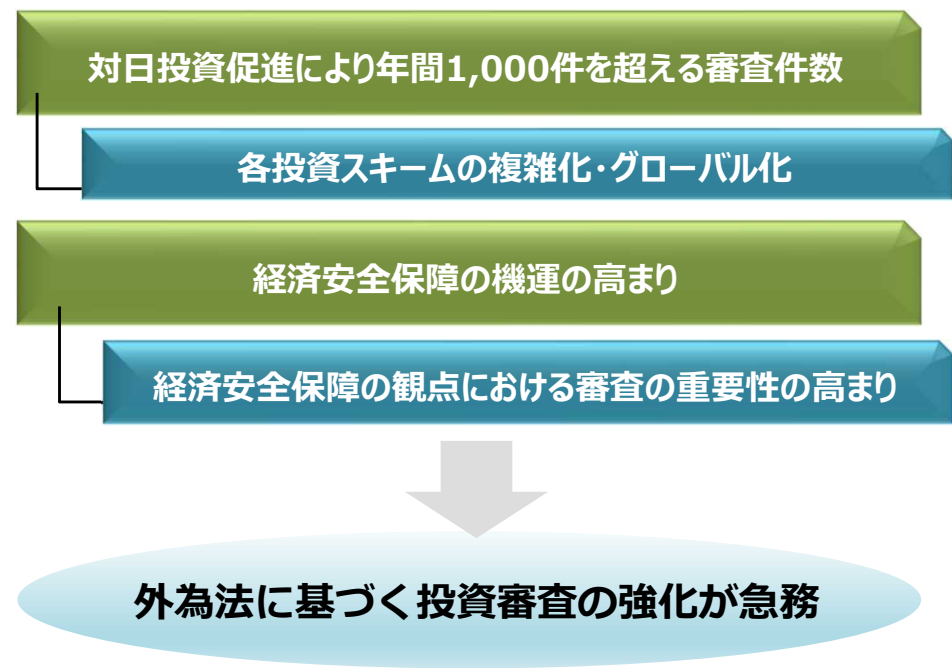
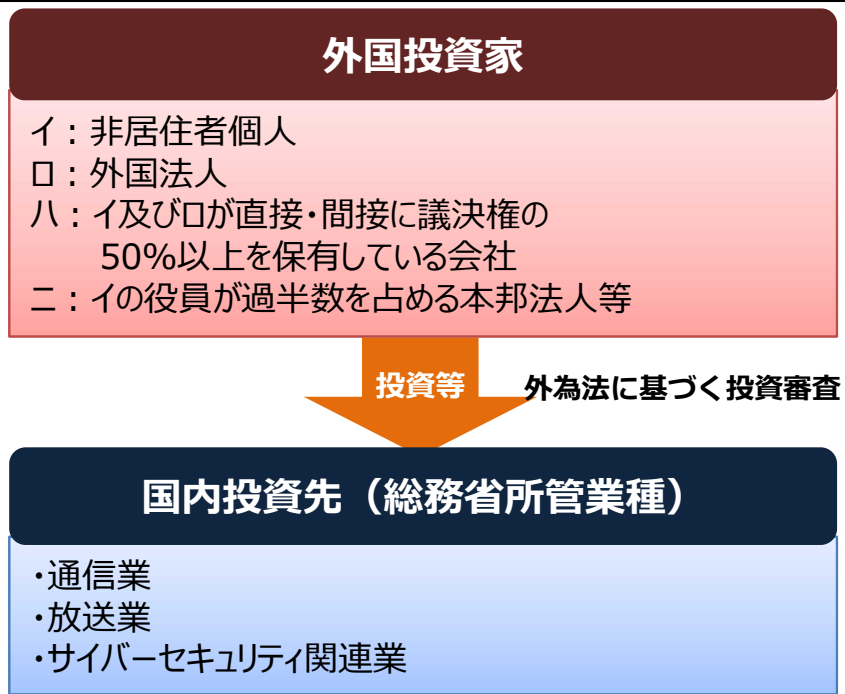


令和6年 春頃

制度運用開始

外為法に基づく対内直接投資等の審査

- 我が国は、外国投資家による国内企業への投資（対内直接投資）について、健全な投資を推進。
- 外為法では、「**対外取引の原則自由、必要最小限の管理・調整**」という考え方の下、一部の業種（指定業種）への対内直接投資等について**事前届出や事後報告を求め、以下の観点等から審査を行うこととされている。**
 - ・「**国の安全**」・・・重要技術流出や軍事転用等の恐れはないか等
 - ・「**公の秩序**」・・・公共性の高い事業の安定的な提供が維持されるか等
 - ・「**我が国経済の円滑な運営**」・・・我が国経済の円滑な運営への悪影響や、産業構造への影響はないか等
- 届出の受付窓口は日本銀行が担い、投資を受ける国内企業（及びその子会社）が行う事業内容に応じて各所管省庁が審査を行い、**上記の観点から懸念がある場合は、リスクに応じた措置を講じる等**の管理・調整を実施。
- 対内直接投資等を巡っては、**経済安全保障の機運の高まり**も受け、諸外国でも取組みが強化されている中、我が国も骨太の方針に定める通り、**外為法に基づく投資審査の強化**が急務。



3. グローバル競争力強化(海外展開の推進)

情報通信・デジタル技術

デジタルインフラ

光海底ケーブル

- ▶ 日米豪連携で、米国とシンガポール間の海底ケーブル（本線）からパラオへ接続 日本企業が受注



ブロードバンド整備

- ▶ ウズベキスタン等で受注



携帯事業参入

- ▶ 日英連携で、エチオピアにおける携帯電話事業等のライセンスを、住友商事・ボーダフォングループ等のコンソーシアムが、獲得



衛星・成層圏プラットフォーム

- ▶ 衛星：トルコで受注
- ▶ 成層圏：ルワンダ等でMoU署名



デジタルの活用

遠隔医療にICTを活用

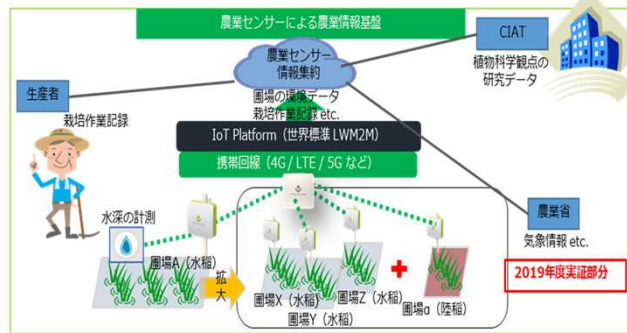
- ▶ 専門医と非専門医等がスマートフォンで医療画像等を共有
- ▶ Open RANを活用した、より高度な機能をチリで実証中

オンライン通話、DICOM画像等



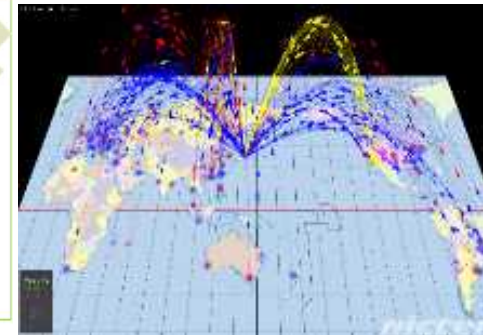
農業の改善にICTを活用

- ▶ コロンビア等でセンサーを活用した農業実施



サイバーセキュリティ協力

- ▶ ASEAN地域向けにサイバー防御演習を実施中



日本方式の地上デジタル放送

- ▶ 現在、20か国（日本含む）が、日本方式の地デジ放送を採用。約7億人をカバー

郵便

- ▶ ベトナムやスロベニア等で郵便関連機材等を受注



小包区分機（スロベニア）

消防

- ▶ 日本の消防用機器等の規格・認証制度の浸透及び普及促進



地方自治

- ▶ 「アジア地方行政セミナー」の開催（日本の地方行政制度や自治体の先進事例の紹介）



統計

- ▶ 政府統計共同利用システムを基にした「e-Stat lite」の開発、導入支援



行政相談

- ▶ 国際オンブズマン協会等での活動、二国間協力覚書に基づく技術協力



株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT)

- ◆ 海外において電気通信事業、放送事業又は郵便事業を行う者等に対し、投資やハンズオン等の支援を行う官民ファンド。
- ◆ リスクマネーの供給拡大を通じて、「質の高いインフラ」の海外展開を推進。

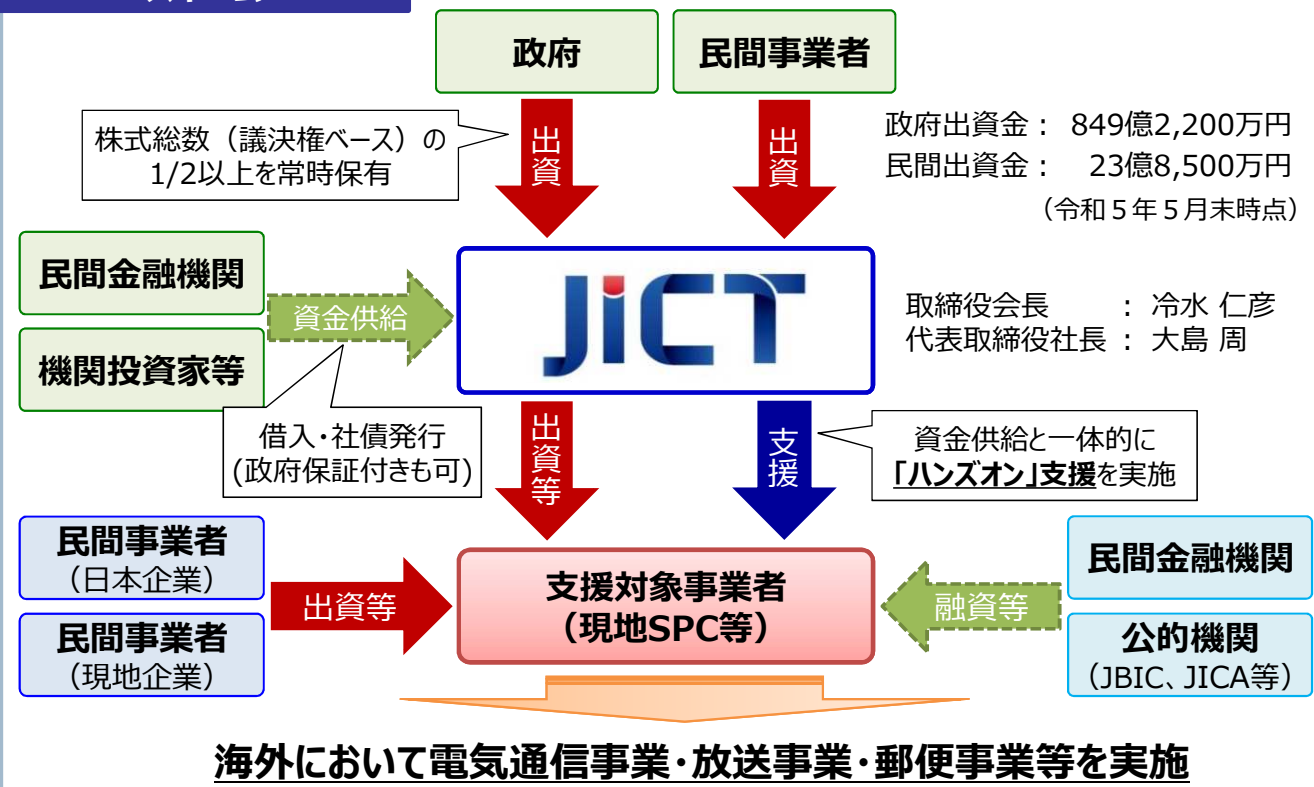
背景・目的

- ◆ 我が国の持続的な成長のためには、**世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込む**ことが重要。
- ◆ 他方、海外で通信・放送・郵便事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、**規制分野であるが故の政治リスク**（相手国の急な法制変更等）等の特有のリスクが存在するため、**民間金融からの資金が集まりにくい等の課題**。
- ◆ このため、**長期リスクマネーを供給**するとともに、株主として事業に参画することによって相手国政府等との交渉力を強化し、我が国事業者の海外展開を後押し。

沿革

- H27. 5. 29 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（機構法） 成立
- H27. 9. 4 機構法 施行
- H27. 10. 9 JICT 設立認可
- H27.11.25 JICT 設立**
- R4. 2. 14 支援基準の一部改正

スキーム



政府出資金： 849億2,200万円
 民間出資金： 23億8,500万円
 （令和5年5月末時点）

取締役会長： 冷水 仁彦
 代表取締役社長： 大島 周

支援対象業のイメージ

電気通信事業 ICTインフラの整備・運用やICTサービスを提供する事業

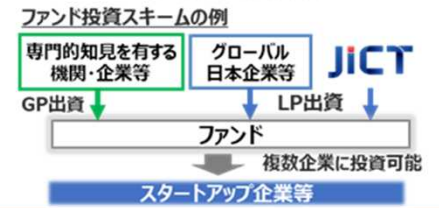


放送事業 放送網を整備・運用し、放送コンテンツを提供する事業



郵便事業 郵便インフラを整備し、郵便サービスを提供する事業

支援する事業 ファンドへのLP出資など、電気通信・放送・郵便事業を支援する事業



令和5年度財政投融资計画額 453億円（産業投資：244億円 政府保証：209億円）

第Ⅱ部 今後注力・工夫等したい分野について

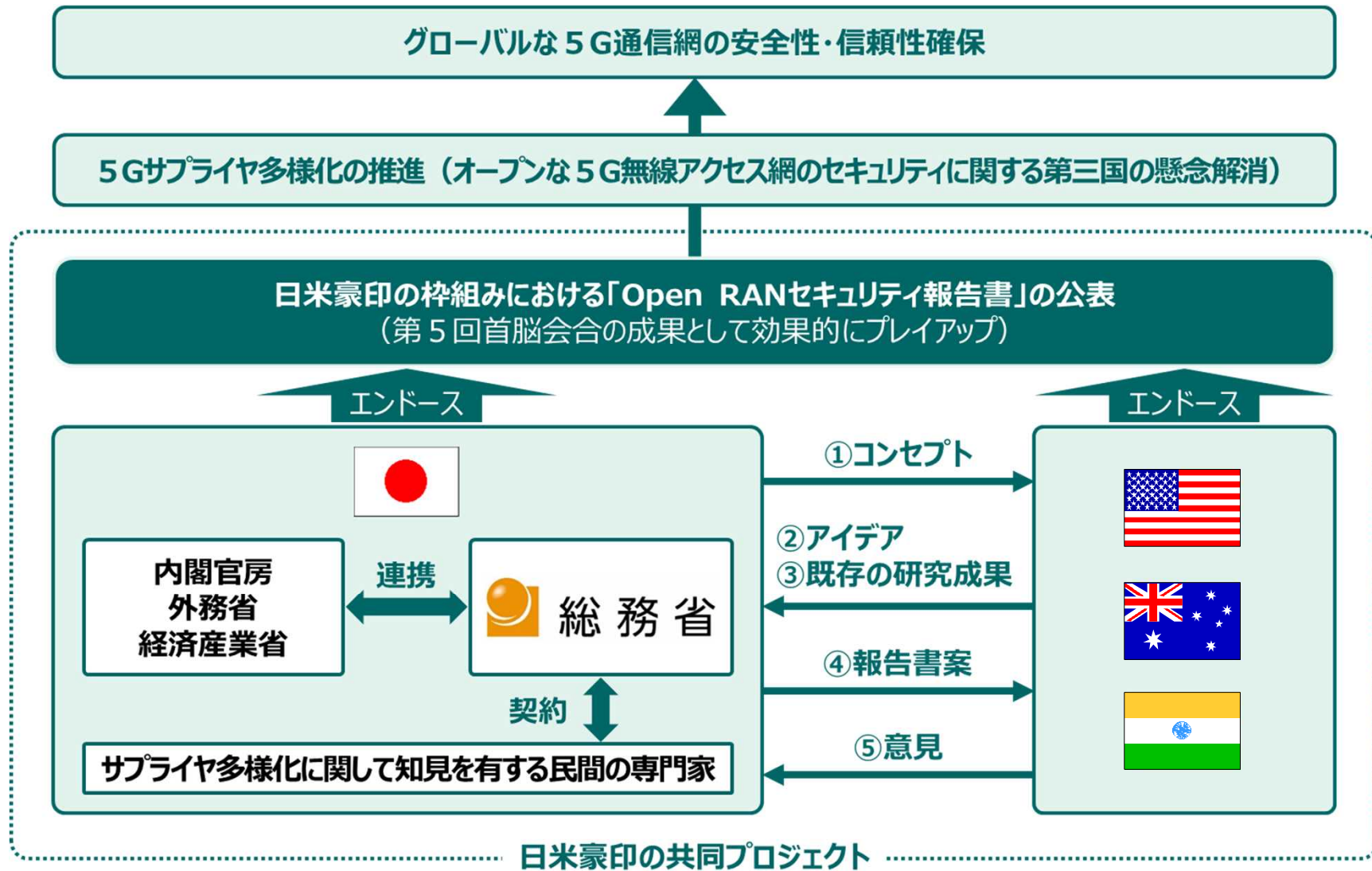
経済安全保障の推進

(デジタルインフラの安全性・信頼性確保推進事業等)

<p>国家安全保障戦略 [令和4年12月16日]</p>	<p>自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進</p> <p>我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。</p> <p>具体的には、経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調し、以下を含む措置に取り組む。なお、取り組んでいく措置は不断に検討・見直しを行い、特に、各産業等が抱えるリスクを継続的に点検し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。</p> <p>ア～カ（略）</p>
<p>経済安全保障推進会議 (基幹産業のリスク点検等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回会議（2021年11月）において岸田総理から次の内容を含む発言あり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 経済安全保障は、岸田内閣の重要課題。 ② サプライチェーンの強靱化や基幹インフラの信頼性確保などを通じて、我が国の経済構造の自律性を向上させること、…（略）…日本の技術の優位性、ひいては不可欠性を確保すること、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化を目指すこと、この3つの目標を、我が国が目指す経済安全保障政策の大きな方向性として、関係閣僚間で共有した。 ③ 関係大臣においては、小林大臣と緊密に連携しながら、それぞれが所管する基幹産業が抱えるリスクへの対応と脆弱性の点検・把握を不断に行うなど、必要な取組を強化すること。
<p>経済安全保障推進法 [令和4年法律第43号]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全保障に関する経済施策として次の制度を創設。 <ul style="list-style-type: none"> ① 重要物資の安定的な供給の確保 ② 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保 ③ 先端的な重要技術の開発支援 ④ 特許出願の非公開 ● 上記②の制度の法定事業として電気通信事業、放送事業及び郵便事業を含む14事業を規定。

<p>経済的強靱性及び 経済安全保障に関する G7首脳声明 [令和5年5月20日]</p>	<p>我々は、特にデジタル領域における基幹インフラの安全性と強靱性を強化するために協力することの重要性を強調する。我々は、モバイル、衛星及びコアネットワーク、海底ケーブル、コンポーネント並びにクラウド・インフラを含め、情報通信技術（ICT）エコシステムの強靱性を強化するプロジェクトを歓迎する。…（中略）…我々は、それぞれの取組を通じて得られた情報やベスト・プラクティスを共有することにより、強靱な基幹インフラを構築するための取組を継続していく。</p>
<p>日米豪印首脳会合 (クアッド)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要・振興技術に関し、各国首脳は、開放的で、アクセス可能で、安全な技術エコシステムを促進するために協力することにコミット（5Gサプライヤ多様化を含む4つの取組を中心に作業を整理）。 ● 第4回会合（昨年5月・日本開催）の機会に当局間で5Gサプライヤ多様化等に関する協力覚書（MOC）に署名の上、首脳間の共同声明で確認。
<p>ロシアのウクライナ侵攻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 報道によれば、ロシアはハイブリッド戦の一環として、ウクライナの大手通信事業者の社内システムに侵入。全国的な通信網の乗っ取りを企図（結果は失敗）。 ● G7諸国は、昨年5月のデジタル大臣会合において次の内容を含む共同宣言を発表。 「ロシアによるウクライナに対する侵略戦争は、接続された社会における重要な活動がデジタルインフラ、特に通信インフラに依存していること及び関連する脆弱性を明らかにした。我々は、悪意ある干渉及び権威主義体制の影響に対し、自由な社会のデジタルインフラを守ることの重要性を強調する。」

- 日米豪印首脳会合における我が国主導の成果としてOpen RANセキュリティ報告書を公表。また、「ケーブルの連結性と強靱性のための日米豪印パートナーシップ」（ケーブル・インフラの製造、施設及び保守における日米豪印諸国の世界レベルの専門知識を活用し、インド太平洋における連結性を強化し、ケーブルシステムの強靱性を向上させるもの）の立ち上げを発表。

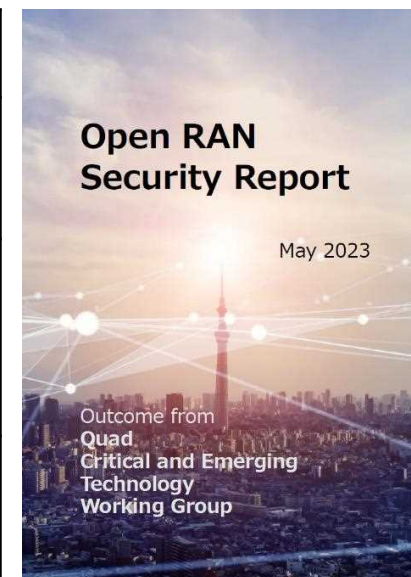


- Open RAN※のセキュリティに対する関心が高まる中、**実証試験を含む客観的な調査・分析**を通じて、従来の一括調達型のRANと比較した場合における**Open RANの優位性、課題及び課題の克服可能性**を評価した約160ページの報告書。
- **日米豪印（クアッド）重要・新興技術作業部会**の「5Gサプライヤ多様化及びOpen RANに関する協力覚書」に基づく成果として2023年5月に公表。

※Open RAN：無線基地局の仕様をオープンかつ標準化することにより、様々なサプライヤの機器やシステムとの相互接続を可能とする無線アクセスネットワーク（RAN）

【Open RANの主な優位性・課題・課題の克服可能性】

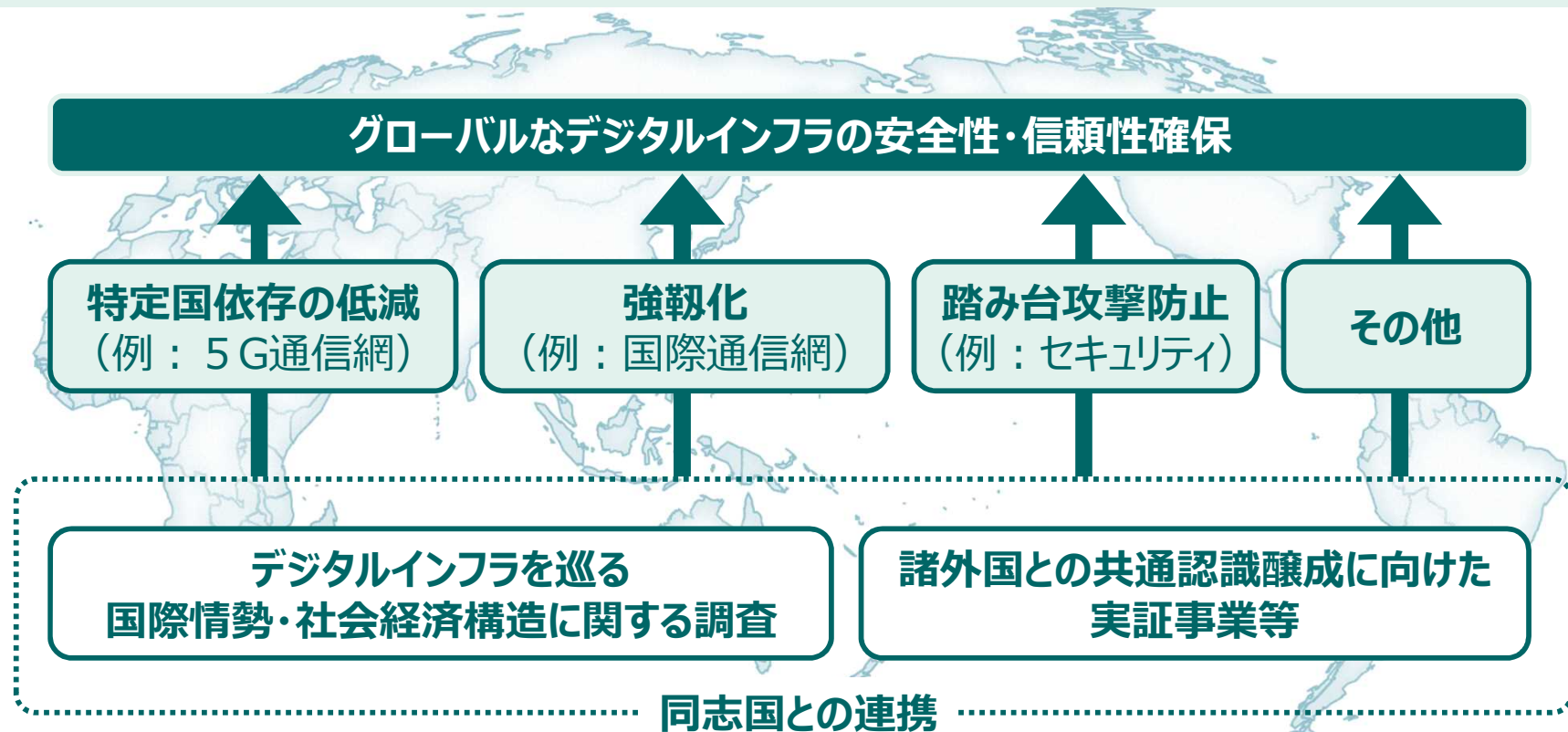
優位性	セキュリティ関係	透明性向上に伴う リスク対策の容易化 等
	その他	特定のサプライヤに対する依存度の低下に伴う サプライチェーンリスク低減・ベンダロックイン回避 等
課題	本報告書により評価した セキュリティリスクの約4% が新たなインターフェースやコンポーネントに基づく Open RANに固有の （すなわち、従来の一括調達型のRANに存在しない）もの	
課題の克服可能性	標準仕様や本報告書に添付された チェックリスト ※のセキュリティ要件を満たすことによりOpen RANに固有の リスクを低減し、従来の一括調達型のRANと同等のセキュリティ を実現可能 【注】選択的なセキュリティ処置を有効化することで更に向上可能 ※本報告書の付録として109項目のセキュリティ要件等を掲載したチェックリスト（主としてMNOが安全な形でOpen RANを構築できているかどうかを検証するために利用することを想定）を添付。	



【上図】日米豪印の成果として公表された報告書の表紙

上記の**優位性・課題・課題の克服可能性**についての客観的な評価を踏まえれば、**Open RANの使用は、基本的には、従来の一括調達型のRANとの比較において、電気通信のセキュリティ状況を根本的に変えるものではない。**

- 経済安全保障を推進する上では、同志国との協力の拡大・深化を図りつつ、デジタルインフラの安全性・信頼性を確保することが重要。
- 令和3年4月の日米首脳会談を契機として立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」や令和4年5月の日米豪印（クアッド）首脳会合の機会に署名された5Gサプライや多様化等に関する協力覚書等を踏まえて、同志国と連携しながら、デジタルインフラを巡る国際情勢・社会経済構造に関する調査、諸外国との共通認識醸成に向けた実証事業等の取組を通じて、**特定国への依存低減やセキュリティ向上により**グローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性を確保。



対内直接投資審査の概況と課題

● 令和元年5月、メリハリのある投資制度を目指し、**①問題のない投資の一層の促進と、②国の安全等を損なう恐れのある投資への適切な対応**を目的とし、外為法が大幅に改正。 ※1

※1：①では緩和策として一定の基準の遵守を前提に、株式取得時の事前届出について免除制度を導入。（投資前の届出を不要とし、事後報告書の提出のみ求めることとした。）

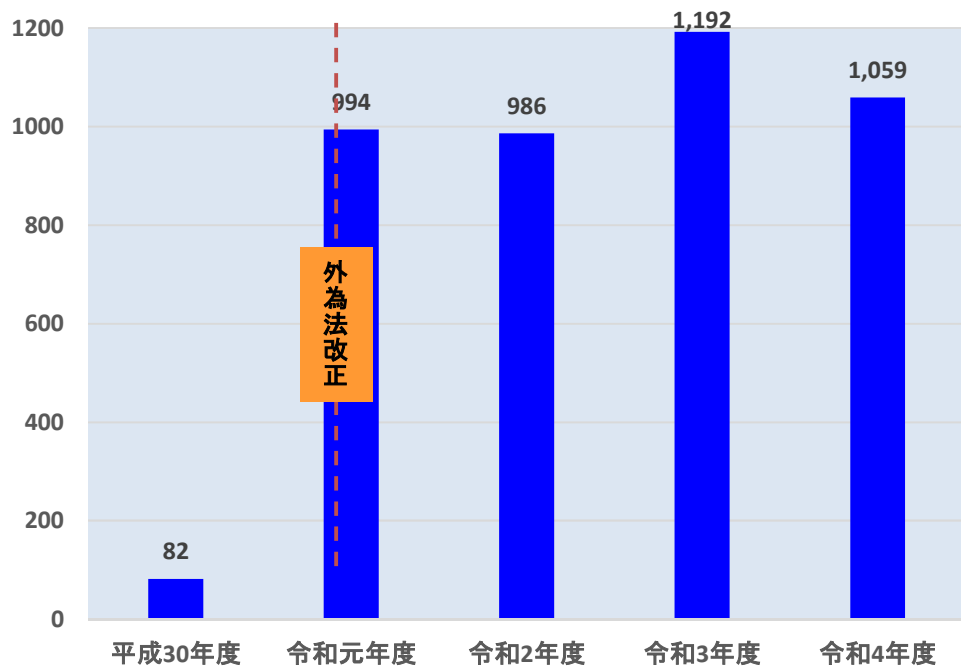
②では強化策として、取締役や監査役等の就任に係る事前届出を新設した他、事前届出対象となる通信事業者の範囲が大幅に拡大した→**これにより当省の審査件数が大幅増加。**

● 令和3年7月、外為法の投資審査・事後モニタリングについて、関係府省庁の連携強化、執行体制の強化を図るため、**関係省庁で審査ノウハウや動向等を共有する「対内直接投資関係省庁全体会議」**が設置 ※2。

※2：令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」を受け設置されたもの。総務省は、NSS、財務省、経産省とともに「インナー会合」にも参加。

● 令和元年の法令改正を受けて審査件数が増加し、経済安全保障の機運も高まる中、**法的な観点等を踏まえた専門的な知見をベースとした、より深度のある審査の遂行が急務。**

当省所管業種の事前届出・免除事後報告件数



事前届出審査において考慮すべきポイント

分類	審査において考慮すべきポイント
投資先について	<ul style="list-style-type: none"> ・国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する技術基盤の維持に与える影響の程度 ・国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る技術若しくは情報が流出する、又はこれらの目的に反して利用される可能性 等
届出者について	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資家等の資本構成、実質的支配者、取引関係その他の属性並びに投資に係る計画及び過去の行動・実績（外国政府等による直接的又は間接的な影響の程度を含む。）等

経済安全保障対策本部 中間取りまとめ～「経済財政運営と改革の基本方針2022」に向けた提言～（令和4年5月24日発表）

(1)投資審査の取組・体制強化

経済安全保障の観点から真に重要な技術基盤や生産基盤に影響のある対内直接投資等について投資審査・事後モニタリングを行っていくにあたっては、地方支分部局を活用しつつ、情報収集・分析・モニタリング等の強化や関係省庁の執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方について検討を行うなど、**政府一丸となって取組を進めていくべきである。**

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

外為法上の投資審査について、地方支分部局も含めた**情報収集・分析・モニタリング等の強化**を図るとともに、指定業種の在り方について検討を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

外為法上の投資審査について、地方支分部局も含めた**情報収集・分析・モニタリング等の強化**を図るとともに、指定業種の在り方について、引き続き検討を行う。

政府戦略等実現にむけ、 各事業所間省庁が一体となって取り組む



情報収集・分析・モニタリング等の強化を図り、国がやるべき投資審査に注力できる体制作り

事前届出審査

外国投資家の属性や投資スタイル、投資先企業の事業内容や保有技術等を踏まえ、その投資により発生が想定される事象により、国の安全を損なう事態等が生ずるおそれ（リスク）がないかどうかを確認・審査。それにより、場合によってはリスクに応じた対策等を実施。

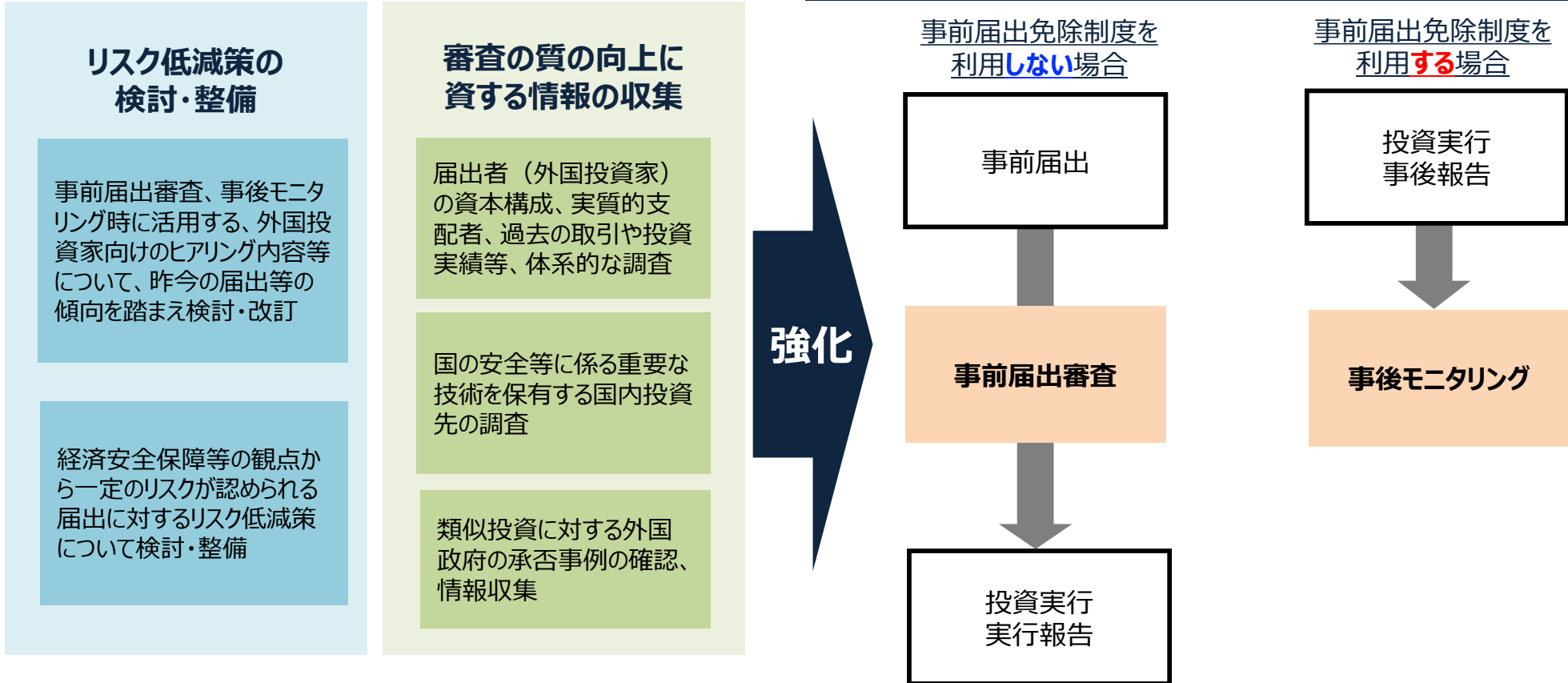
事後モニタリング

既に実行された投資であっても、外国投資家側に懸念情報がある場合には、外国投資家との質問票のやりとりや、外部のリソースを活用することで深度のある分析を行い、審査を行う事業所管省庁として適切なモニタリングを実施。

外為法に基づく対内直接投資審査の強化

●外為法に基づく、国の安全等に係る対内直接投資等の届出審査・事後モニタリングについて、外国投資家や重要な技術等を保有する投資先における情報収集・分析・モニタリングを強化することにより、審査の質の向上を図る。

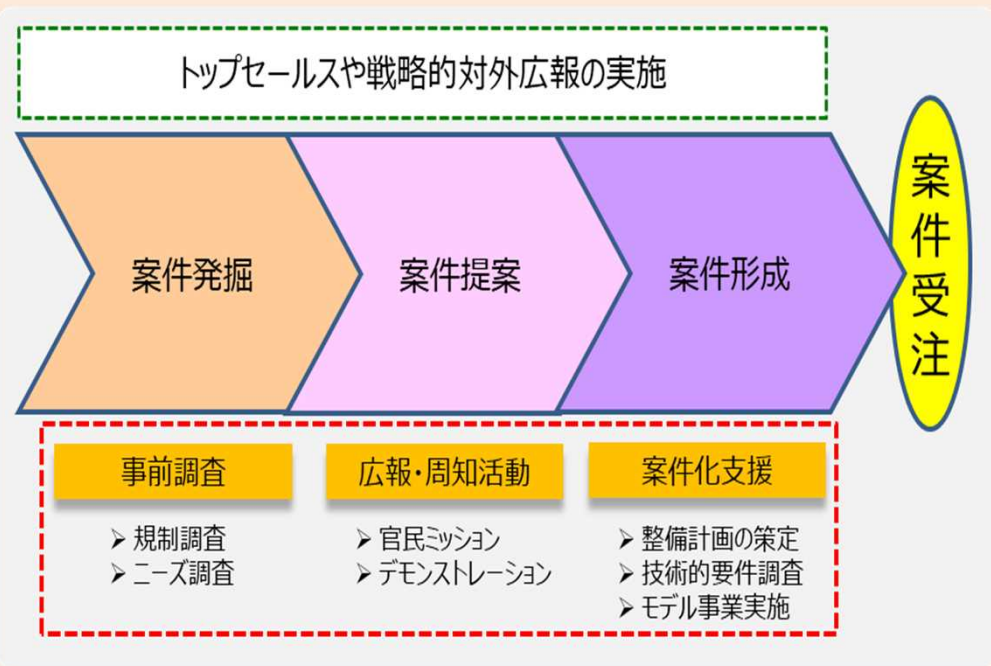
外国投資家による対内直接投資等



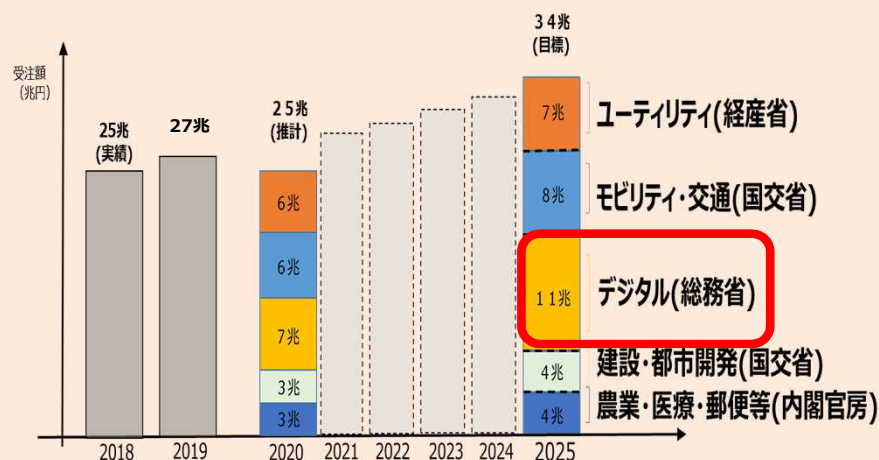
グローバル競争力強化(海外展開の推進)
(ICT海外展開パッケージ支援事業)

- 5G基地局、光海底ケーブルシステムをはじめとするICTインフラシステム、医療、農業等の分野におけるICTソリューション等について、「総務省海外展開行動計画2025」等に基づき、案件発掘、案件提案、案件形成といった各展開ステージにおける支援の実施により、海外展開を促進。

通信インフラやICT利活用モデル等のデジタル分野における案件形成に至るまでの各展開ステージで支援を実施



「インフラシステム海外展開戦略2025」及び「総務省海外展開行動計画2025」で設定された目標への着実な貢献



注: 2018年及び2019年は、「インフラシステム輸出戦略」に基づく受注実績。2020年は、「インフラシステム海外展開戦略2025」の効果KPI(受注額の目標: 2025年34兆円)に向けた推計値(新集計では海外現法売上上の計測等を精緻化)

出典: 内閣官房

展開先が抱える課題解決に貢献し、SDGs 達成に寄与

- (事業主体) 民間企業(通信事業者やベンダをはじめとしたICT関連企業、コンサル等)
- (事業スキーム) 実証事業(請負)、調査研究(請負)、セミナーや展示会等の開催(請負)
- (計画年度) 令和4年度～(旧事業については平成27年度～)

(令和5年度当初予算 1.3億円、令和4年度補正 10.0億円)

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日 閣議決定）（抄）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

（5）対外経済連携の促進

投資関連協定やODA等の活用、**海外ビジネス投資支援室（仮称）の設置等**を通じ、**企業の海外展開を促進**し、コロナ後の世界での成長力強化を図る。
（中略）

デジタル化、サプライチェーンの強靱化、**質の高いインフラ**、水循環、環境保全、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等の案件形成支援、公的金融の機能強化を含め、「**インフラシステム海外展開戦略2025**」に基づく施策を着実に進める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日 閣議決定）（抄）

V. 経済社会の多極集中化

3. 企業の海外ビジネス投資の促進

コロナ後の世界経済において、日本の成長力強化及び経済安全保障の観点から、**日本が技術的優位性を持つ分野での世界展開が重要**である。**事業運営・サービス等ソフト面を含め、日本企業は多くの分野で高い技術**を有しているが、海外ビジネス特有のリスクやハードルを前に判断が保守的になる傾向があることから、**政府として**、中小企業による製品開発や販路開拓を含め、**技術と意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポート**していく。こうした取組は、国内親会社への配当を通じ資金の国内還流を増加させ、裾野の広い賃金引上げや研究開発投資増にもつながりうる。

具体的には、国内外において、関係省庁、政府機関、在外公館等を含め政府ワチームで投資案件組成を初期段階からサポートする体制を整備する。情報提供や資金ファイナンス等を通じ、上流から下流までを支援するとともに、政府機関の共同出資機能の活用を促進する。また、脱炭素、デジタル等の分野で、より多くのビジネス機会につなげるため、日本がリードして国際機関、友好国政府、グローバル投資家等に働きかけ、協調案件の組成を目指す。

こうした施策の企画立案を行い関係省庁との調整を進めるため、**内閣官房に海外ビジネス投資支援室（仮称）を設置**する。

※ 海外ビジネス投資支援室は令和4年8月1日発足。**木原副長官、藤井副長官補のラインのもと、大矢審議官が海外ビジネス投資支援室長**となり、支援パッケージの作成等の検討・作業を関係省庁とともに実施している。関係省庁は、総務省、外務省、財務省、農水省、厚労省、環境省、国交省であり、定期的に審議官級会合を開催。**総務省は「ICT海外展開パッケージ支援事業」によりICT海外展開を推進している観点から参画**している。

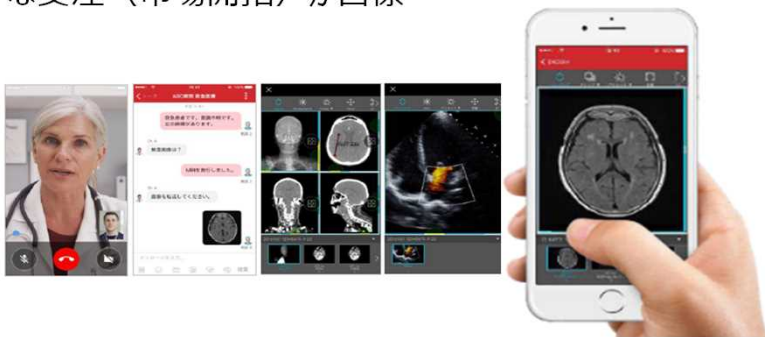
インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）（令和4年6月3日 経協インフラ戦略会議決定）（抄）

- インフラ分野へのデジタル活用を促進するため、関係省庁・機関は、F/Sや実証事業、ODAによる資金協力等の充実を図る等、**AI・高度ICT等のデジタル技術を活用した案件の形成支援の強化や、日本企業が有するデジタル技術の活用が将来的に期待される案件への支援強化**を図る。
- デジタル技術利活用の基盤となる、Open RAN等の安全でオープンな5Gネットワークやそれを支えるインフラ（光海底ケーブル・データセンター等）について、我が国企業の製品・システムの海外展開を後押しし、各地域における安全・安心な通信環境整備に貢献する。特に、**光海底ケーブルについては、プロジェクトの案件形成段階において、我が国が技術的優位性を有する予防保全・故障検知を通じた安定性確保に留意**する。

ICTの利活用

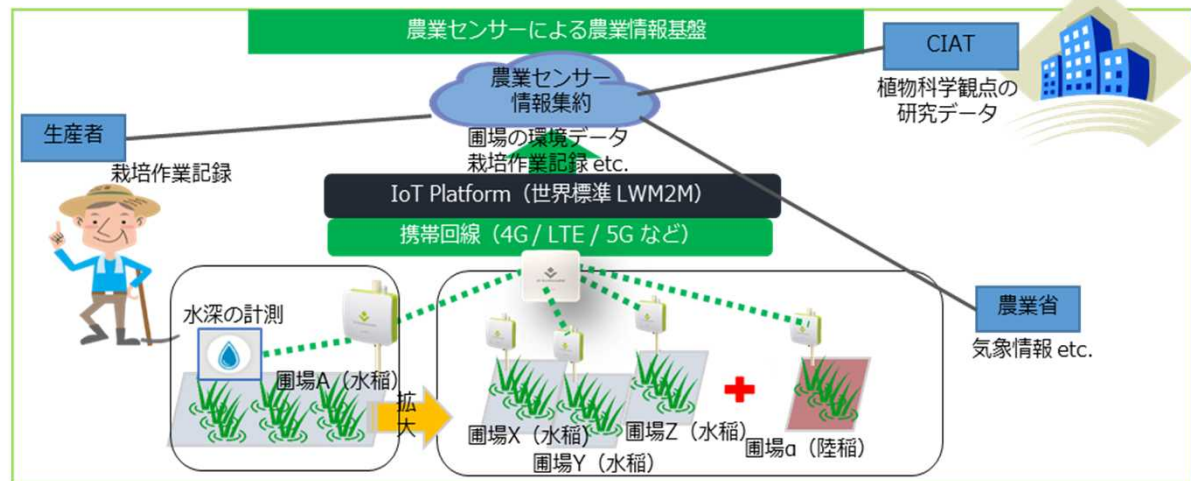
医療ICTシステム

- ▶ 医療ICTシステムへのニーズが中南米を中心に拡大
- ▶ ペルー、ブラジル、チリにおいて医師がスマートフォンで医療用画像を共有するための実証を実施
- ▶ 日本企業が開発・提供する医療ICTシステムの将来的な受注（市場開拓）が目標



農業ICTシステム

- ▶ コロンビアでセンサーデータ（温湿度、水量等）を集約・分析し、最適な水量・収穫時期を提案する実証を実施。生産性が20%以上アップすることが確認され受注



ICTインフラ

日本方式の地デジ

- ▶ 現在、20か国（日本含む）が、日本方式の地デジ放送を採用。約7億人をカバー

光海底ケーブルシステム

- ▶ 大手3社中1社が日本企業
- ▶ 日米豪連携で、米国とシンガポール間の海底ケーブル（本線）からパラオへ接続 日本企業が受注



ブロードバンド整備

- ▶ ウズベキスタン等で受注



セキュリティ

- ▶ ASEAN地域向けにサイバー防御演習を実施中



サイバー防御演習

携帯事業参入

- ▶ 日英連携で、エチオピアにおける携帯電話事業等のライセンスを、住友商事・ボーダフォングループ等のコンソーシアムが獲得



衛星・成層圏プラットフォーム

- ▶ 衛星：トルコで受注
- ▶ 成層圏：ルワンダ等でMoU署名

日本型郵便システム

- ▶ 日本の郵便の優れた業務ノウハウや関連技術の提供を通じて、郵便関連設備・機器の商機拡大や関連ビジネスを創出



小包区分機（スロベニア）



これまでの取組

☑ 「総務省海外展開行動計画2020」等に基づき、デジタルインフラや利活用、国民サービス向上などの海外展開分野を推進

「海外展開行動計画2025」のポイント

■ 海外展開を取り巻く情勢の変化

- ✓ **新型コロナウイルス感染症**の世界的流行による社会経済活動の停滞に伴い、ポストコロナの経済復興に向け基盤としての「**デジタル**」への大きな期待
- ✓ **サプライチェーンリスク**や**サイバー空間におけるセキュリティ確保**への懸念が顕在化しており、「自由で開かれたインド太平洋(**FOIP**)」の実現に向け、**同志国など国際連携の強化**が必要
- ✓ SDGsの達成に向け、**デジタル技術**の活用による気候変動問題への対応（**グリーン化の推進**）の必要性が増大

■ 基本理念及び「10の重点分野」の特定

- ✓ 上記の海外展開を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「**長期的視点に立ったグローバル競争力強化**」、「**内政・外交方針との整合性確保、国際協調の重視**」、「**SDGsの達成(持続可能な開発への貢献)**」を基本理念とし、**2025年に向けて海外展開に関する取組を特に強化すべき10の重点分野**を特定
- ✓ 東南アジア、大洋州、南アジア、中央アジア、北米、中南米、欧州、中東、アフリカにおいて、**国・地域の特性に応じ、着実かつ積極的な展開・国際連携**を実施

■ 「海外展開手法のブラッシュアップ」

- ✓ 各国との政策対話を活用した総務省ハイレベルによる積極的なトップセールス、協力覚書を活用した案件の盛り込み、要人来日時働きかけ等のほか、以下取組を実施
 - **海外展開支援予算施策の強化**
 - **官民ファンドJICTの活用・連携の強化**
 - **デジタル海外展開プラットフォームの機能強化**
 - **国際機関への積極的な関与とマルチ関係・国際会議の活用**

10の重点分野

Open RANを中心とした5G/
ローカル5G等のブロードバンド整備

光海底ケーブル

データセンター／インフラシェアリング

ICTソリューション
(医療、農業、準天頂衛星、スマートシティ等)

地上デジタル放送

放送コンテンツ

サイバーセキュリティ

郵便

消防・防災

制度等含むソフトインフラ
(行政相談、統計制度等)

地方案件の状況と今後の取組について

- ✓ 総務省では、「インフラシステム海外展開戦略2025」（経協インフラ戦略会議決定）における「2025年のインフラシステム受注34兆円」（うちデジタル分野11兆円）という政府全体の目標達成に向け、また、「総務省海外展開行動計画2025」に基づき、「**ICT海外展開パッケージ支援事業**」（委託事業）により支援スキームを講じ、海外展開の推進に注力している。
- ✓ **地方には、海外展開につながる取組が潜在**し、これらの取組を発掘し海外展開につなげることは有意義。令和3年11月～12月、各総合通信局等に今後の海外展開が見込める事業者について照会したところ、合計**82社(91件)**のリストアップがあった。

(集計：令和4年2月時点)

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
32	5	0	0	6	3	12	0	0	21	3

- ✓ こうした状況を踏まえ、**令和5年度の新たな取組として、ICT海外展開パッケージ支援事業に「地方枠」を設け、地方企業の取組を公募により支援**する。事務局は外部機関に委託し、当該事務局が公募をかけ、地方企業が申請するスキームとなる。

対象について

- ✓ ICT海外展開パッケージ支援事業の地方枠は、各地方に潜在しているデジタル技術を有する企業の、当該デジタル技術に係る海外展開を後押しすることを目的とし、基本的には、**地域に根ざしたICT中小企業（大学法人との連携、スタートアップ等含む。）を主なターゲットとして想定**している。
- ✓ 公募への申請数及び提案内容（海外展開の目的、計画の具体性、計画実行の体制、中長期的な展望の熟度）等によっては、**申請の一部又は全部が認められない場合がある**。
- ✓ 中小企業が否かについては、原則として法人税法に準じ、資本金1億円以下である場合を中小企業とする。

イメージ

